

平成 28 年 8 月 3 日
第 37 回ごみゼロプラン
推進委員会 資料 1

ごみゼロ社会実現プランのこれまでの取組
(中間案)

三重県環境生活部 廃棄物対策局
廃棄物・リサイクル課

平成 28 年 月

【目 次】

第1章 ごみゼロ社会実現プランについて	1
1 はじめに	1
2 プランの基本事項	2
3 プランの数値目標	6
4 プランの推進体制	9
第2章 三重県のごみに関する現状	10
1 ごみ処理に関する状況	10
2 県民・事業者・NPO等団体の意識	20
(参考)調査概要	29
第3章 各基本方向の取組状況	32
基本方向1 拡大生産者責任の徹底	32
基本方向2 事業系ごみの総合的な減量化の推進	35
基本方向3 リユース(再使用)の推進	40
基本方向4 容器包装ごみの減量・再資源化	44
基本方向5 生ごみの再資源化	48
基本方向6 産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進	52
基本方向7 公正で率的なごみ処理システムの構築	56
基本方向8 ごみ行政への県民参画と協働の推進	64
基本方向9 ごみゼロ社会を担う人づくり・ネットワーク	73
第4章 各主体の取組状況と課題	77
1 事業者	77
2 NPO等団体	79
3 市町	81
4 県	83
第5章 数値目標に対する評価と取組の総括	85
1 数値目標の進捗状況	85
2 数値目標に対する評価	87
3 これまでの取組の総括	92

第1章 ごみゼロ社会実現プランについて

1 はじめに

持続可能な循環型社会を構築するためには、単に物の生産、消費、回収、再生利用というサイクルをまわすだけに終わらせず、さらに一歩進めて限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷を可能な限り低減させなければなりません。

こうしたことから、三重県は「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現をめざし、平成17年3月に、県民、事業者、NPO等団体、市町の参画のもとに、「ごみゼロ社会実現プラン」(以下、「プラン」という。)を策定しました。

このプランは、県民、事業者、NPO等団体、市町、県など地域の多様な主体が自らの行動の変革に継続的に取り組むため、めざすべき具体的な将来像とその達成に向けた道筋を示す長期の計画です。

平成22年度には、プラン策定後5年が経過し、この間一般廃棄物を取り巻く社会経済情勢の変化やごみ減量化技術の進歩、多様な主体の取組実績、国内における新たな取組が見られたことから、数値目標をはじめ内容の見直しを行いました。

今般、平成27年度がプランの中期目標年度であるため、これまでのプランの取組を振り返り、各主体の取組状況を整理するとともに、これまでの社会経済情勢や3Rの取組の進展、各種リサイクル法の整備等を踏まえ、中期目標の達成度を点検・評価しました。

本書では、第1章でプランの概要を記載し、第2章ではごみ処理に関する状況や各主体の意識調査のデータ等を記載しています。また、第3章は、プランの基本方向ごとにプラン策定からこれまでの取組を掲載しており、第4章では、第3章で挙げた取組の項目を主体ごとにとりまとめ、その成果・課題を記載しています。第5章は、数値目標に対する評価を行うとともに、これまでの取組を総括しています。

2 プランの基本事項

(1) プランの位置づけと性格

プランは、三重県において「ごみゼロ社会」を実現するため、概ね20年先(平成37年)の将来を見据えて、県民、事業者、NPO等団体、行政など地域の各主体が、自らの行動の変革に継続的に取り組むための、めざすべき具体的な将来像とその達成に向けた道筋を示す長期の計画です。

また、プランは、法律等に基づき定める計画ではなく、県が平成15年11月に公表した「ごみゼロ社会実現に向けた基本方針」に基づく任意の計画であり、県民、事業者、NPO等団体、市町等の幅広い参画のもとに策定したものです。

県民、事業者、NPO等団体、市町等は、その自発的、主体的な意思決定により、プランを自らの行動の指針とし、それぞれの活動(生活、事業、行政)においてごみ減量化の取組を実践していくこととしています。

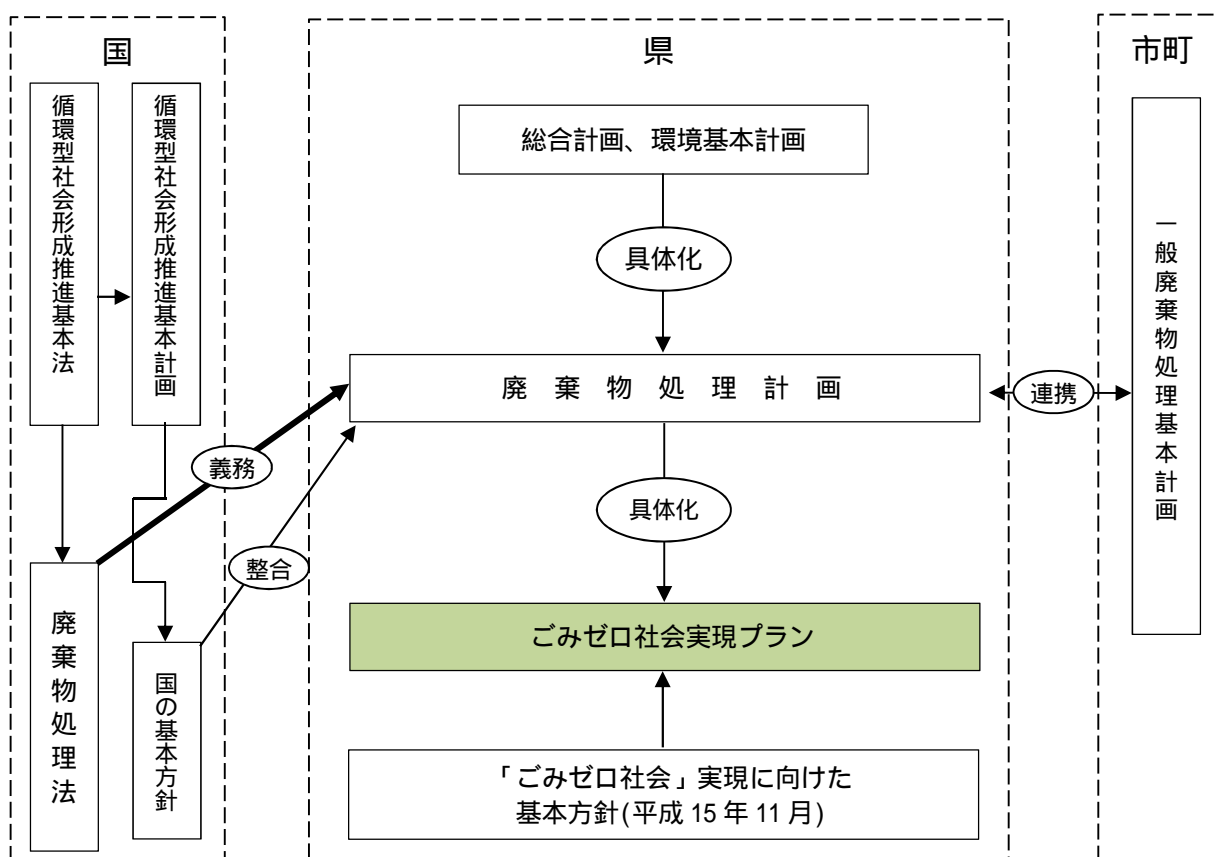


図1 - 2 - 1 プランと関連する主な県の計画

(2) 計画期間：平成17～37(2005～2025)年度

「ごみゼロ社会」の実現に向けては、県民や事業者の意識・価値観・行動の転換だけでなく、コミュニティや産業界も含めた社会全体の構造の変革をも視野に入れ、長期的な展望のもとに取り組んでいく必要があることから、プランの計画期間(目標年度)は平成 37(2025)年度までとしています。

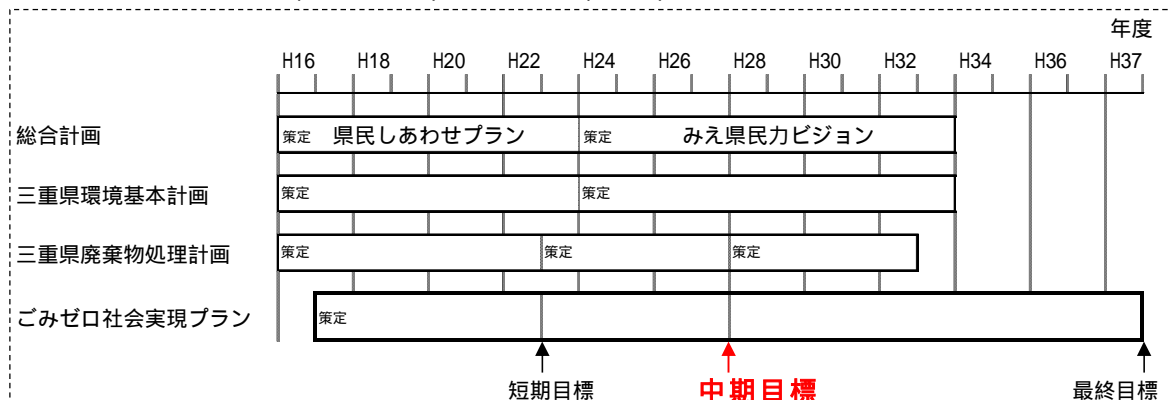


図 1 - 2 - 2 計画期間

(3) 取組対象：家庭系ごみ及び事業系ごみ(一般廃棄物)

プランの対象とする「ごみ」は、一般廃棄物のうち家庭系ごみ及び事業系ごみです。

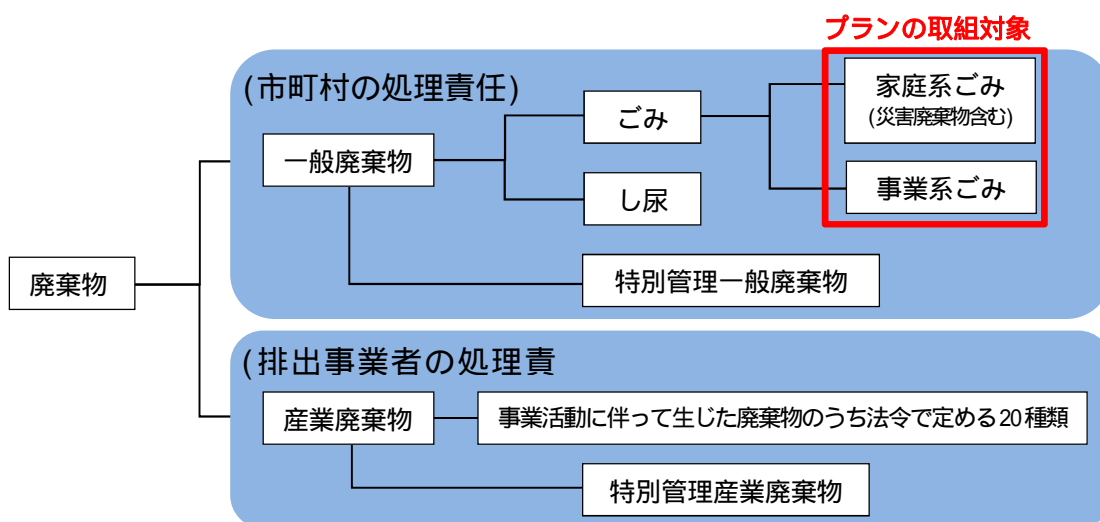


図 1 - 2 - 3 プランの取組対象

(4) 推進主体：県民、事業者、NPO団体等、市町及び県

ごみの減量化については、ごみの発生から処分までの各段階で、各主体の責任の重さ、役割の大きさは異なります。また、同じ発生抑制の取組にしてもごみ減量化の手法(施策、事業の内容)により各主体の位置づけもさまざまですが、大切なことは、それぞれが果たすべき役割をきちんと認識し、目標とプロセスを共有しながら一体となって取り組んでいくことです。

市町は、法律における一般廃棄物処理の責任主体であり、プランの推進における役割が非常に大きく、一般廃棄物の減量化や適正な処理を進めていく必要があります。また、県の計画との整合を図り一般廃棄物処理基本計画を策定し、地域の特性、実情等に応じて自主的・自立的に取組を推進することが求められます。

(5) 県の役割について

プランの推進にあたり県は、県民や事業者ではできないことや非効率になることで市町境を越える広域的な課題への対処や、市町規模では制度的に困難な取組や非効率な取組を実施するとともに、多様な主体が参画するプロジェクトなどに関しては、市町等に対する情報提供や技術的支援、事業のコーディネート、仕組みの提案等を行います。

また、上記のような役割の中で県は、市町とともにリーダーシップを発揮し、広域的な見地からのマネジメント、国や産業界との連携による取組等、県レベルでの活動を積極的に推進していくとともに、自ら講じるべき施策について主体的に取り組んでいきます。

(6) 基本方向ごとの取組

プランでは、ごみゼロ社会の実現に向けた具体策として、4つの基本的な視点と9つの基本方向に沿って、県民、事業者、NPO等団体、市町、県が推進すべき取組を整理しています。



図1 - 2 - 4 プランの基本方向ごとの取組

3 プランの数値目標

プランの数値目標は、「ごみの減量化」と「多様な主体の参画・協働」について設定されており、短期目標が設定されていた平成 22(2010)年度には、それまでの取組結果から数値目標の見直しを行いました。

(1) ごみの減量化

ごみに関するさまざまなデータのうち、「ごみゼロ社会」の実現に向けて特に重要と思われる以下の3つの指標について目標を設定しています。

発生・排出抑制に関する目標

$$\text{ごみ排出量削減率} = \left(\frac{\text{平成 14(2002)年度における県内のごみ排出量} - \text{目標年度における県内のごみ排出量}}{\text{平成 14(2002)年度における県内のごみ排出量}} \right)$$

表 1 - 3 - 1 ごみ排出量削減率

数値目標		短期 平成 22(2010)年度	中期 平成 27(2015)年度	最終 平成 37(2025)年度
策 定 時	家庭系ごみ	6 %	13%	30%
	事業系ごみ	5 %	13%	30%
改 定 後	家庭系ごみ	6 %	20% *	30% (参考)2002 実績 2025 目標 535 千 t 375 千 t
	事業系ごみ	5 %	35% *	45% * (参考)2002 実績 2025 目標 252 千 t 139 千 t

*2010(平成22)年度には、次のことから中期目標や最終目標をより高い目標へと変更。

- ・2009(平成21)年度実績において、家庭系ごみ及び事業系ごみの排出量削減率が短期目標を上回り、事業系ごみの排出量削減率は最終目標に近づいていたこと。
- ・家庭系ごみ有料化等の取組の進展や、環境学習及び環境教育の効果によりごみ排出量の削減が見込まれていたこと。
- ・ごみ処理手数料の適正化が進むことや、市町によるごみ排出事業者への指導等が進むことが見込まれていたこと。

資源の有効利用に関する目標

$$\text{資源としての再利用率} = \left(\frac{\text{県内のごみ排出量のうち、行政ルート回収により再利用された量}}{\text{県内のごみ排出量(市町処理量)}} \right)$$

表 1 - 3 - 2 資源としての再利用率

数値目標	短期 平成 22(2010)年度	中期 平成 27(2015)年度	最終 平成 37(2025)年度
策定時	21%	30%	50%
改定後	21%	22% *	50% (参考)2002 実績 14.0%

* 古紙・金属の再生事業者などの多様な主体による資源回収の増加等により減少傾向であること、生ごみの資源化取組進捗などを見込み低い目標へと変更。

ごみの適正処分に関する目標

$$\text{ごみの最終処分量} = \left(\begin{array}{l} \text{県内のごみ排出量のうち、最終処分された量} \\ \text{[災害等特殊要因によるものを除く]} \end{array} \right)$$

表 1 - 3 - 3 ごみの最終処分量

数値目標	短期 平成 22(2010)年度	中期 平成 27(2015)年度	最終 平成 37(2025)年度
策定時	81,000 t *1	76,000 t *1	0 t
改定後	81,000 t	55,000 t *2	0 t (参考)2002 実績 151,386t

*1 2006(平成 18)年 12 月の改定後の値。

策定当初： 短期目標 128,700 t、中期目標 96,800 t

*2 2009(平成 21)年度実績がすでに策定時の中期目標を上回っていること、ごみ排出量の減量と焼却残さの再利用が進むことを見込み、中期目標をより高い目標へと変更。

- (注1) “量” は、重量とします。
- (注2) “排出量” は、行政が収集・処理した量です。
- (注3) “県内のごみ排出量” には、集団回収分は含みません。
- (注4) “再利用” とは、再使用(リユース)及び再生利用(マテリアルリサイクル、ケミカルリサイクル)を指し、いわゆる熱回収(サーマルリサイクル)は除き、行政により回収した資源化物を対象としています。
- (注5) 再利用率の積算について
 上記(注4)から、“再利用” された量は、資源化総量から、「集団回収量」と、中間処理後資源化量に含まれる「ごみ固形燃料(RDF)発電施設に供給するためにRDF化した量」,
 「焼却施設で生じた焼却灰を溶融化施設でスラグ化した量」および「焼却施設で生じた焼却灰・飛灰をセメント原料化した量」を除いたものとしています。

(2) 多様な主体の参画・協働

ごみ減量化やごみ問題に関する県民の意識、行動の変化を表す目標として、プラン策定にあたり実施した「『ごみゼロ社会』をめざす県民アンケート」の結果を活用し、次の ~ に示す3つの目標を設定しています。

また、プランの浸透度合いを表す目標として、認知率 を設定しています。

表1-3-4 多様な主体の参画・協働に関する指標

指標名	短期 平成22 (2010)年度	中期 平成27 (2015)年度	最終目標 平成37 (2025)年度
ものを大切に長く使おうとする 県民の率	80%	90%	100%
環境に配慮した消費行動をとる 県民の率	60%	90%	100%
食べ物を粗末にしないよう 心がけている県民の率	60%	90%	100%
ごみゼロ社会実現プラン の認知率	90%	100%	100%

4 プランの推進体制

「ごみゼロプラン」をより効果的かつ確実に進めるためには、県民、NPO等団体、事業者、市町、県など各主体の取組を全体的に点検・評価することにより、問題点や課題を把握して、それらを改善し、取組に反映していく必要があります。

このため、平成18年1月、各主体を構成員とする「ごみゼロプラン」推進のための組織として「ごみゼロプラン推進委員会」を設置し、定期的な取組を検証・評価し公表するなど、PDCAサイクルに基づくマネジメント体制を整備し、本プランの実効性を担保しています。

【ごみゼロプラン推進委員会】

委員会は、ごみゼロプラン推進の取組について、第三者機関として一定の評価を行うとともに、専門的・多面的な調査検討や助言・提言などを行う。

【委員会の位置づけ】

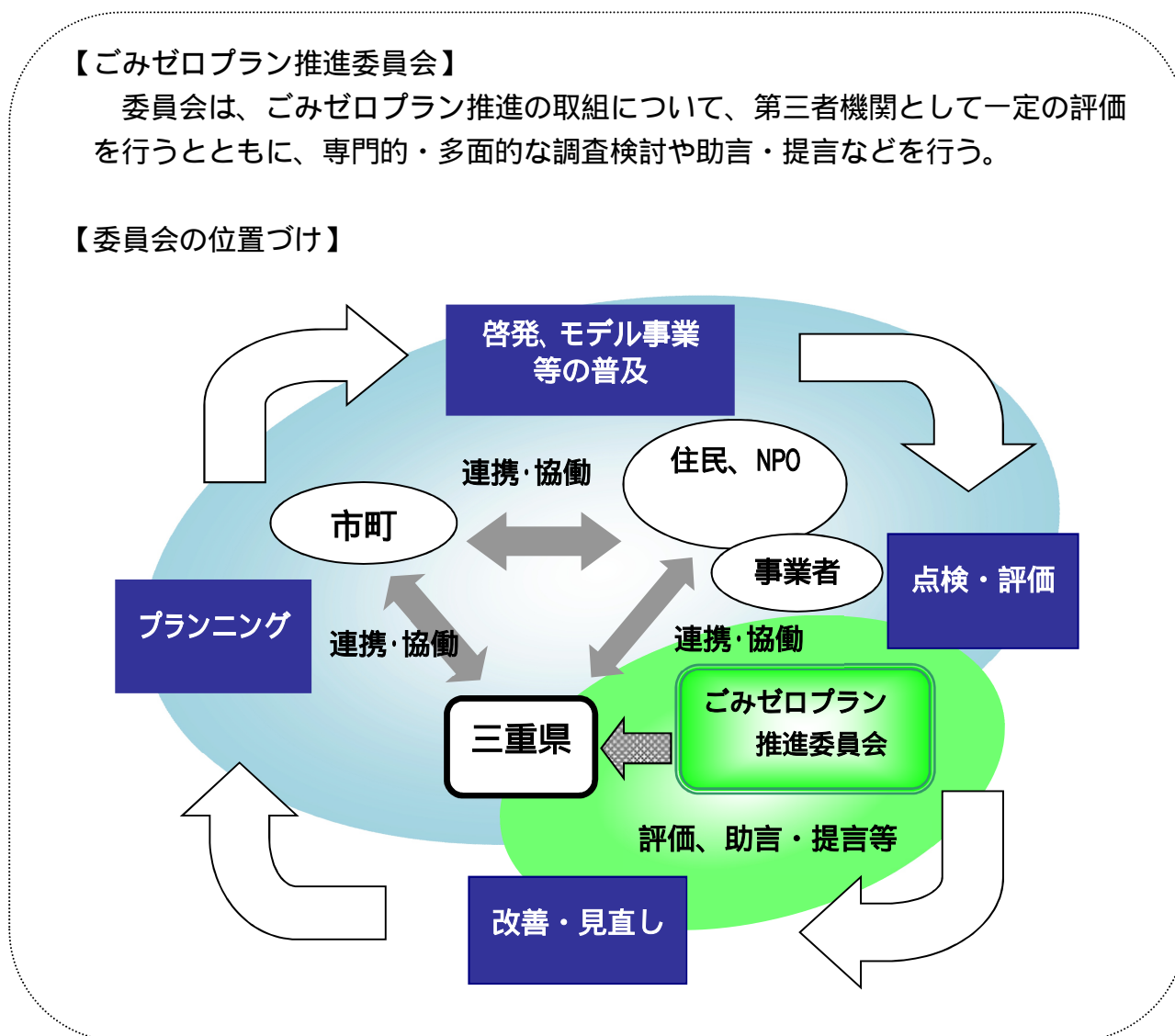


図1-4-1 ごみゼロプラン推進委員会

第2章 三重県のごみに関する現状

1 ごみ処理に関する状況

(1) 排出及び処理の状況

排出の状況

県内のごみの排出量は、県民、事業者、NPO等団体、市町、県など多様な主体が連携した取組や、各種リサイクル制度の効果等により、着実に削減されてきましたが、平成22年度以降は横ばい傾向にあります。

平成27年度における県内のごみ排出量は623千t(平成27年度の数値は速報値。以下、同じ。)で、うち家庭系から排出される生活系ごみが447千t(72%)、事業系ごみが176千t(28%)です。

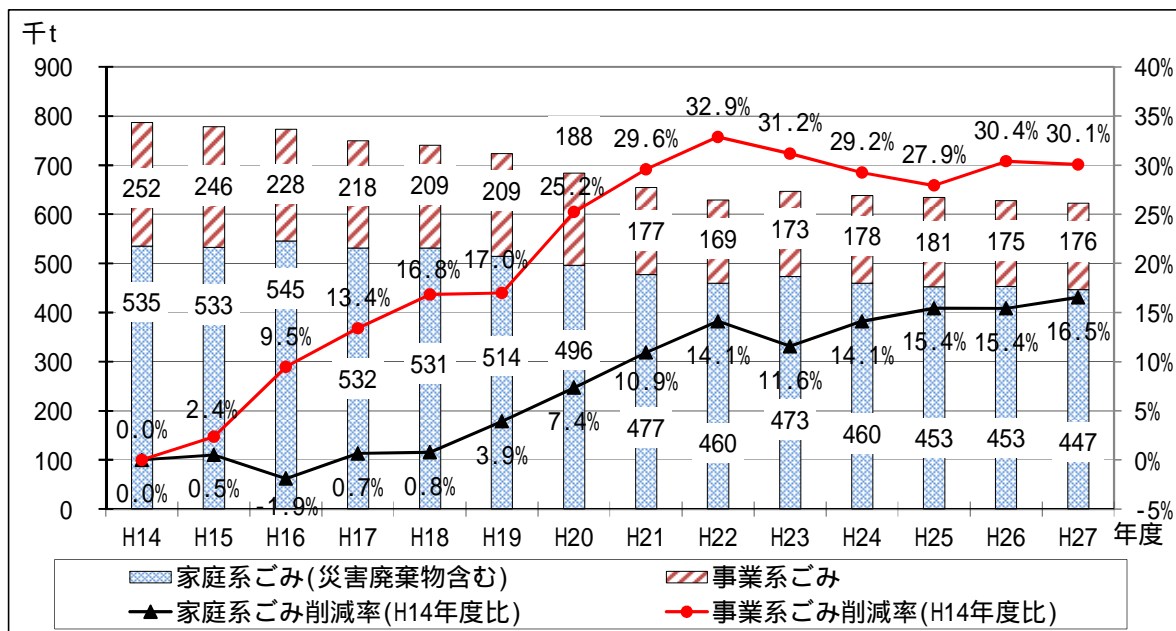
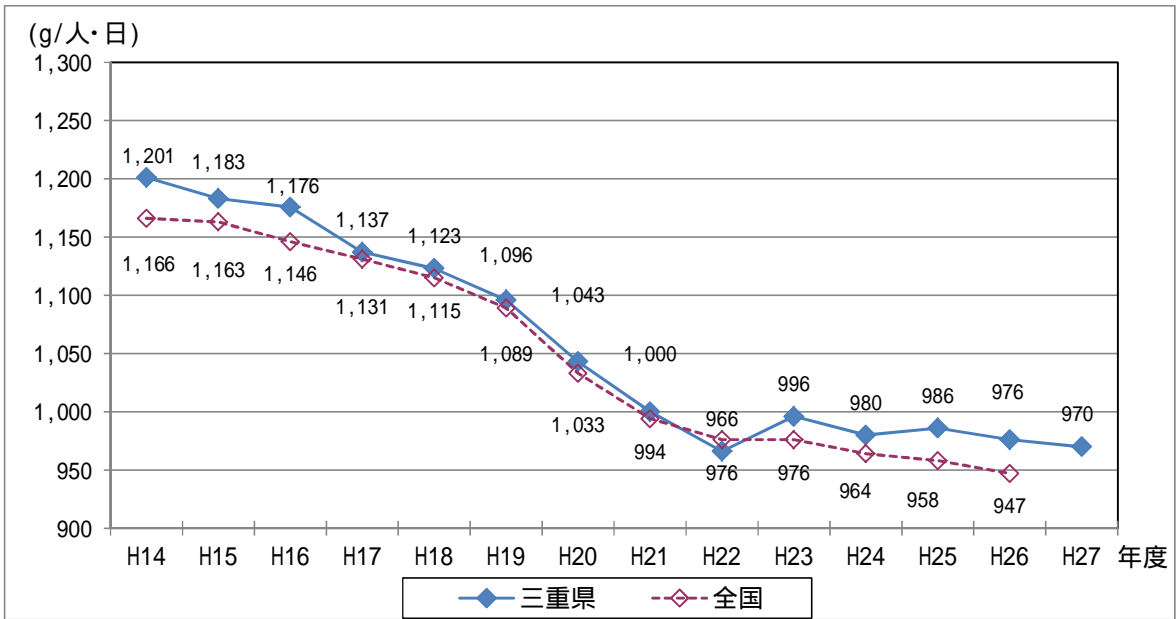


図2-1-1 ごみ排出量の推移(集団回収量除く)

1人1日あたりのごみ排出量は、平成14年度から平成22年度まで着実に減少してきましたが、近年は、削減が鈍化し、平成27年度は970g/人・日となっています。全国でもほぼ同様の傾向を示しており、三重県は全国値より若干高い値で推移しています。

平成27年度における市町ごとのごみ排出量を比較すると、最大は1,543g/人・日、最少は551g/人・日と約3倍の開きが見られ、市町間で大きな格差があります。



(注) 1人1日あたりのごみ排出量は、環境省において平成17年度実績より、廃棄物処理法に基づく「国の基本方針」との整合を踏まえた集計方法に変更されており、本グラフにおいても環境省と同一の方法で算出しています。

図2 - 1 - 2 1人1日あたりのごみ排出量の推移

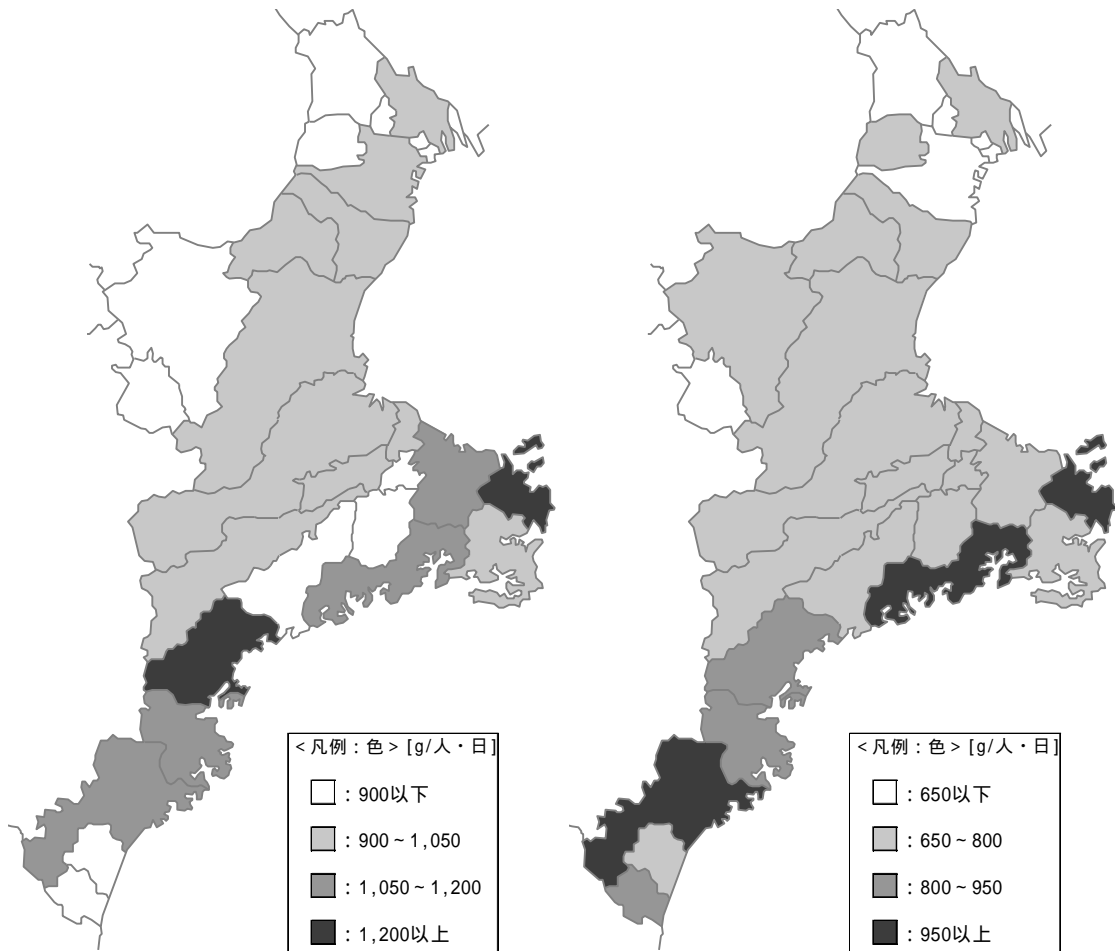


図2 - 1 - 3 1人1日あたりのごみ排出量の分布

平成27年度のごみの種類別排出状況は、可燃ごみ72.5%、不燃ごみ4.5%、資源ごみ9.7%、直接搬入ごみ9.4%等です。可燃ごみについて、平成14年度に比べ平成22年度は、排出量が減少しているものの他の排出量の減少に比べ減少率が小さいため、全体に占める割合としては増加しており、平成22年度から平成27年度では、全体の排出量は減少しているのに対して可燃ごみの排出量が増加しており、総じて可燃ごみが占める割合が増加傾向にあります。不燃ごみについては、排出量、割合ともに減少傾向にあります。

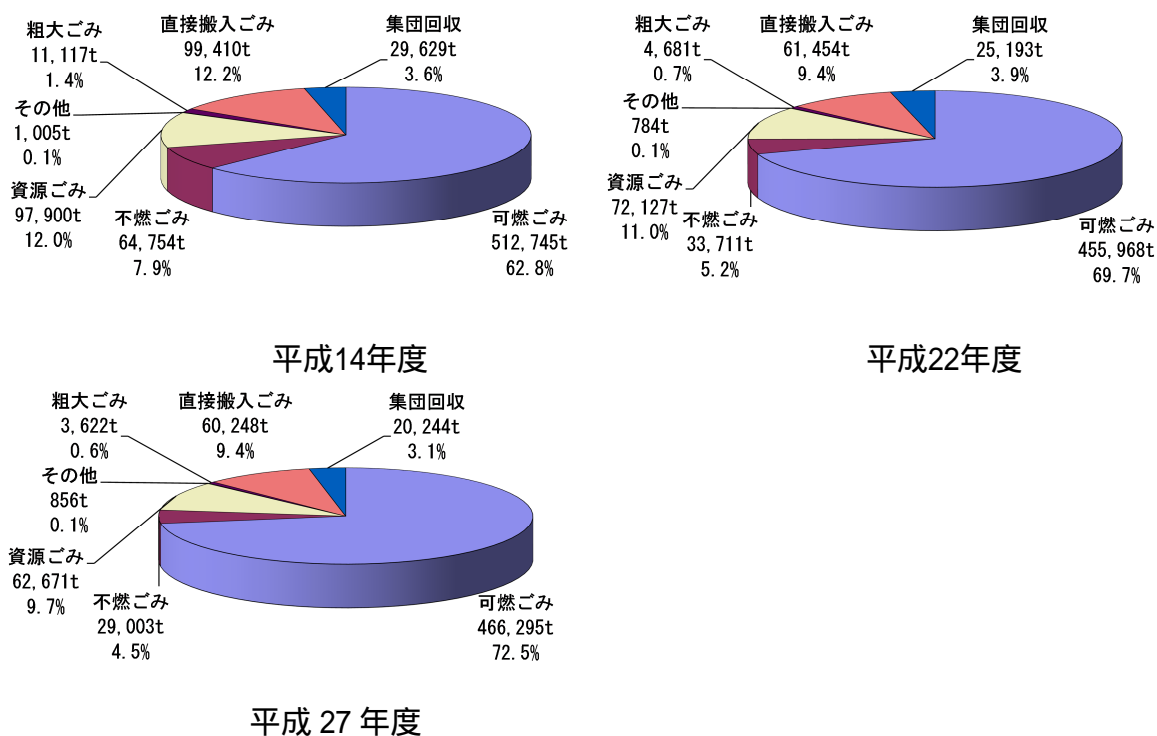


図2-1-4 ごみの種類別排出状況

処理の状況

平成27年度の処理実績は、直接焼却により処理された量は、422千tで、ごみ固形燃料(RDF)化が83千t、直接資源化が33千t、直接埋立が17千tとなっています。

平成14年度以降、直接埋立量及び直接焼却量は減少傾向でしたが、直接焼却量については平成23年度から若干の増加傾向となっています。また、RDF化される量は平成14年度以降大きく増加しましたが、近年は横ばい傾向にあります。

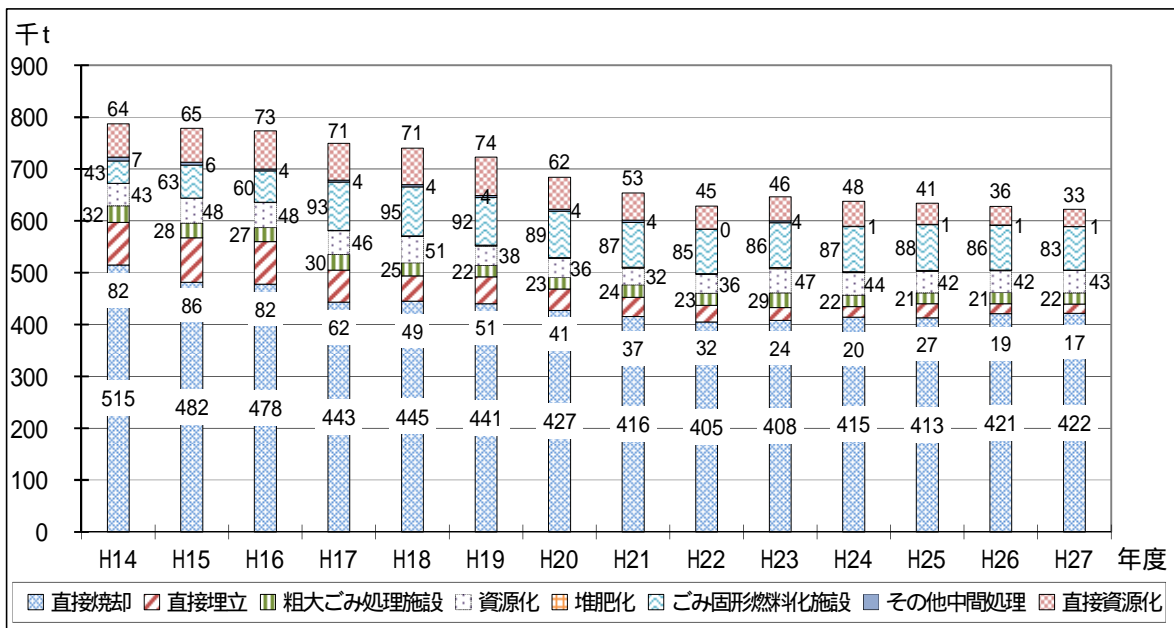


図 2 - 1 - 5 ごみの処理状況の推移

ごみの組成

焼却施設における可燃ごみの組成については、平成 17 年度から平成 22 年度にかけて可燃ごみの排出量が減少傾向にあり、中でも厨芥類や紙・布類が減少していましたが、近年は横ばい傾向となっています。

また、ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類については、排出量が増加しており、可燃ごみにおける割合についても増加傾向にあります。

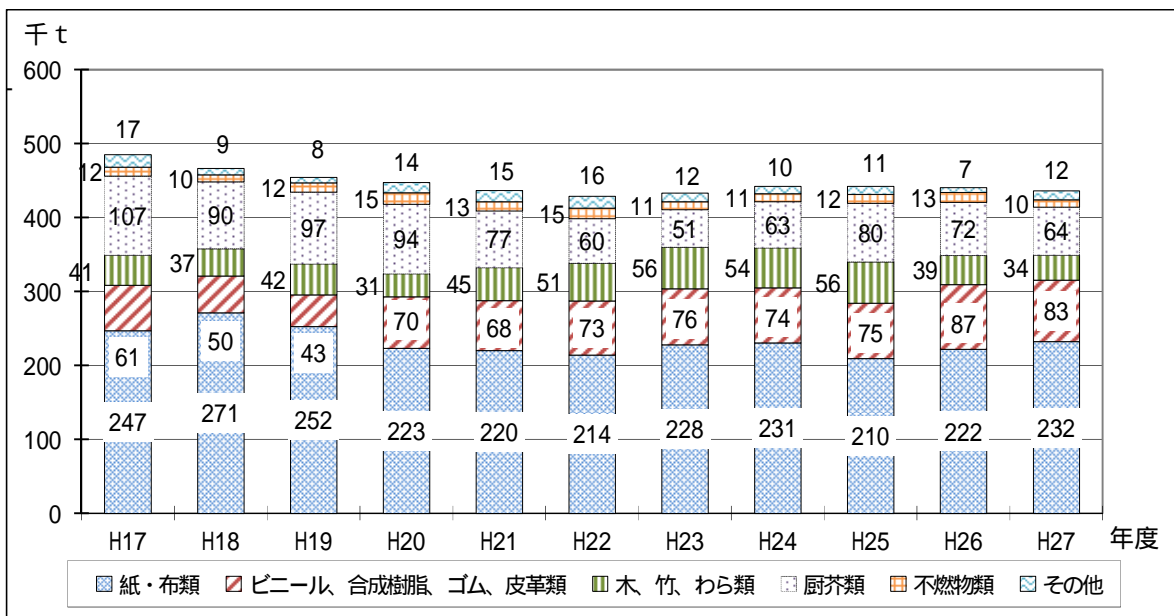
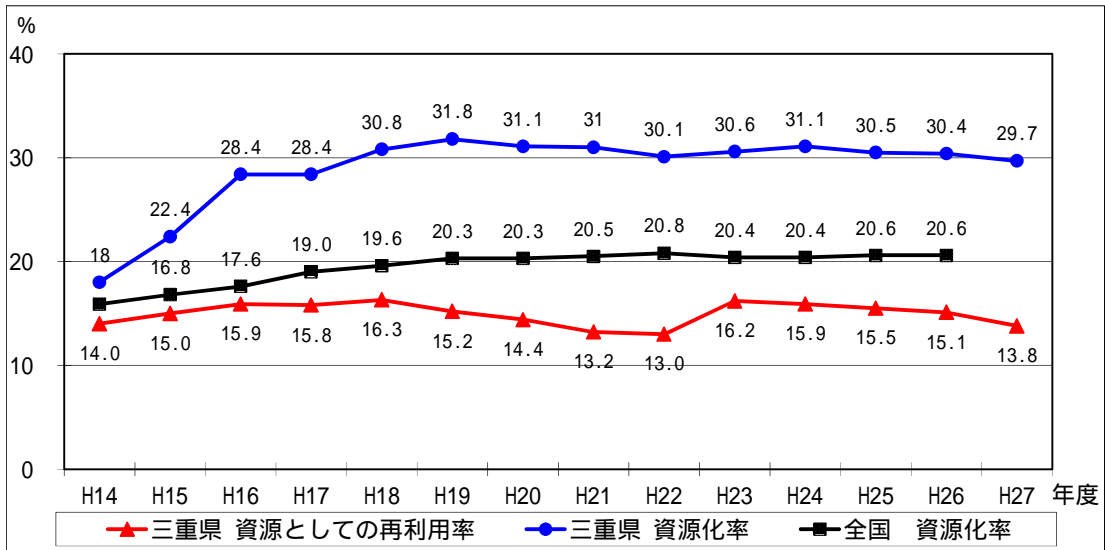


図 2 - 1 - 6 可燃ごみの組成の推移

資源化の状況

ごみの資源化率は、平成 14 年度に比べると大きく増加しており、これは、RDF 化や焼却灰の再資源化等が進んだことによるものであり、平成 26 年度の資源化率は 30.4%と全国平均値 20.6%を大きく上回り、全国でも高い水準で推移しています。

また資源としての再利用率については、平成 23 年度に紀伊半島大水害による災害廃棄物のリサイクル処理や、中間処理後の資源化方法の変更により前年から大きく増加しましたが、集団回収や直接資源化の減少により平成 18 年度以降は減少傾向にあり、平成 27 年度は平成 14 年度比-0.2%の 13.8%となっています。



(注)資源化率は国が定義するリサイクル率のことを言い、次の数式で算出しています。

$$\text{資源化率} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}}$$

図 2 - 1 - 7 資源としての再利用率や資源化率の推移

平成 27 年度の資源化量は、181 千 t で、平成 18 年度まで増加傾向を示していましたが、平成 19 年度以降は減少傾向となっています。特に、直接資源化量の減少が続いており、この要因の一つとして、資源価格の高騰を背景にした再生事業者や小売店などの多様な主体による資源回収の活発化が考えられます。

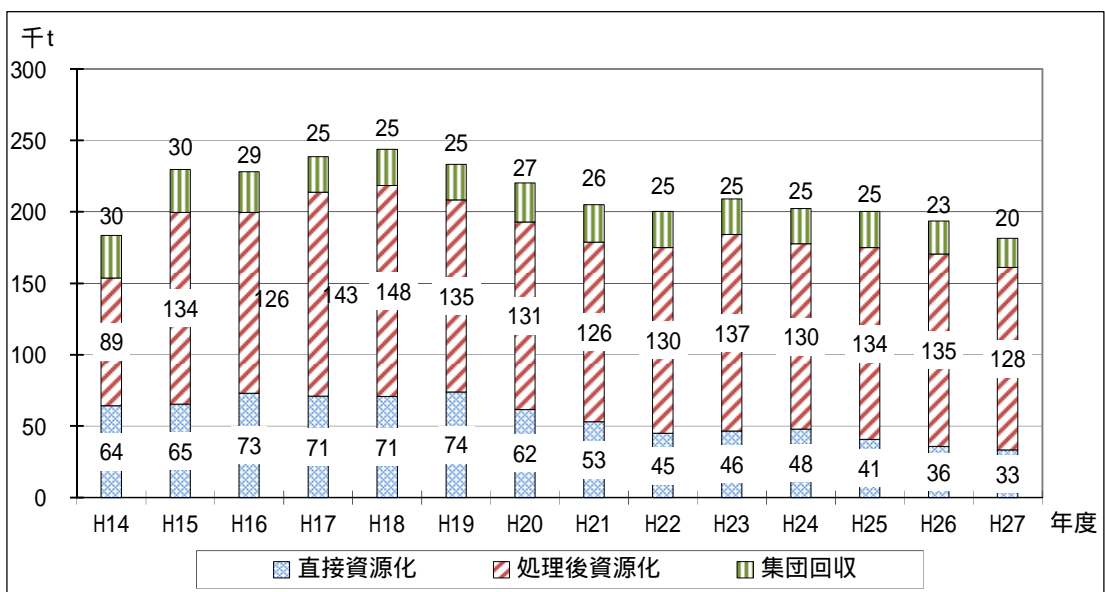


図 2 - 1 - 8 資源化量の推移

多様な主体による資源回収量を把握するため、県内の小売店や古紙回収事業者へ資源回収量の調査を行ったところ、平成23年度の76千tに比べ平成26年度は110千tと大きく増加しています。

表2-1-1 小売店や古紙回収業者による資源回収量(推計)

	ペットボトル	食品トレイ	紙パック	古紙類	缶類	その他	計
平成23年度	1,225	530	448	73,371	263	24	75,861
平成26年度	1,326	204	358	107,729	405	108	110,130
増加率	8.2%	-61.5%	-20.1%	46.8%	54.0%	350%	45.2%

容器包装廃棄物の資源化については、平成9年の容器包装リサイクル法の一部施行、平成12年の完全施行により分別収集への取組市町数が増え、分別収集量も増加傾向にありましたが、平成19年以降は減少に転じています。

容器包装リサイクル法による分別収集計画に対する市町の実施率は、ガラス、ペットボトル、段ボールについては100%となっていますが、紙製容器包装、白色トレイについてはそれぞれ52%、68%となっています。

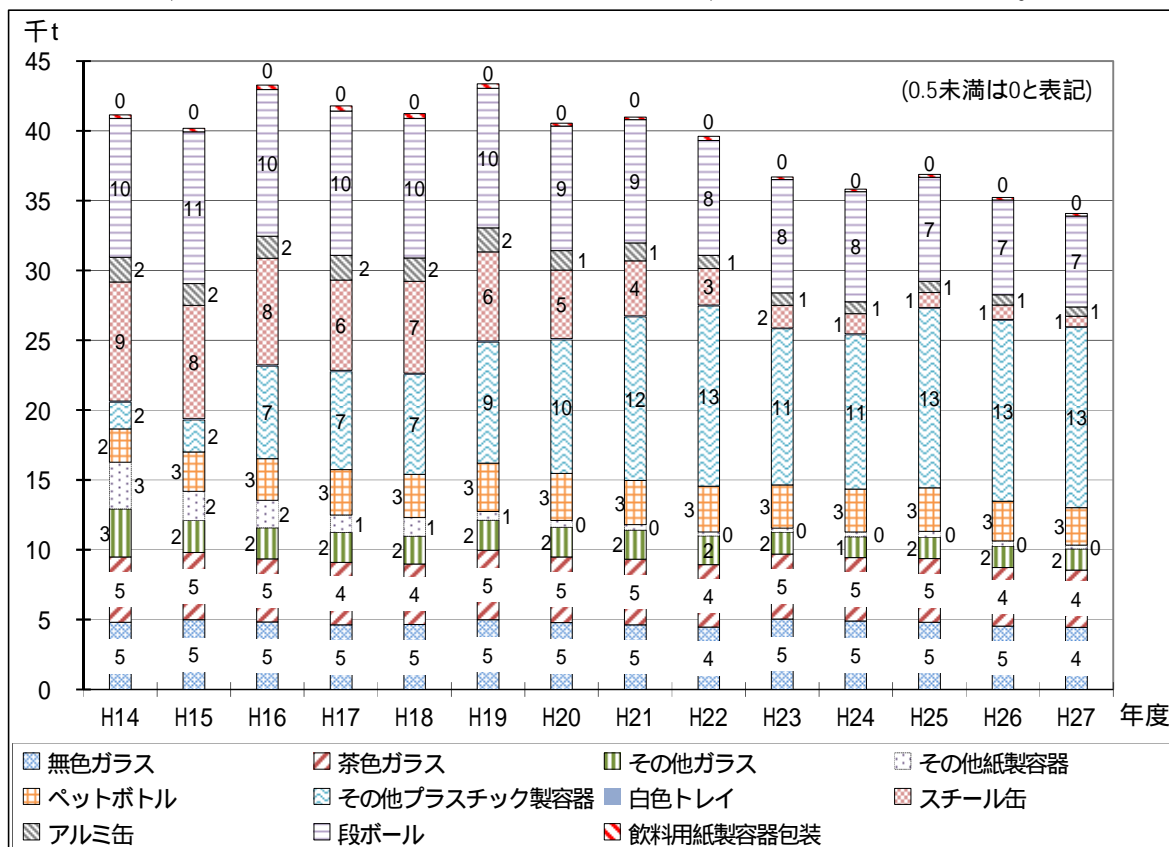
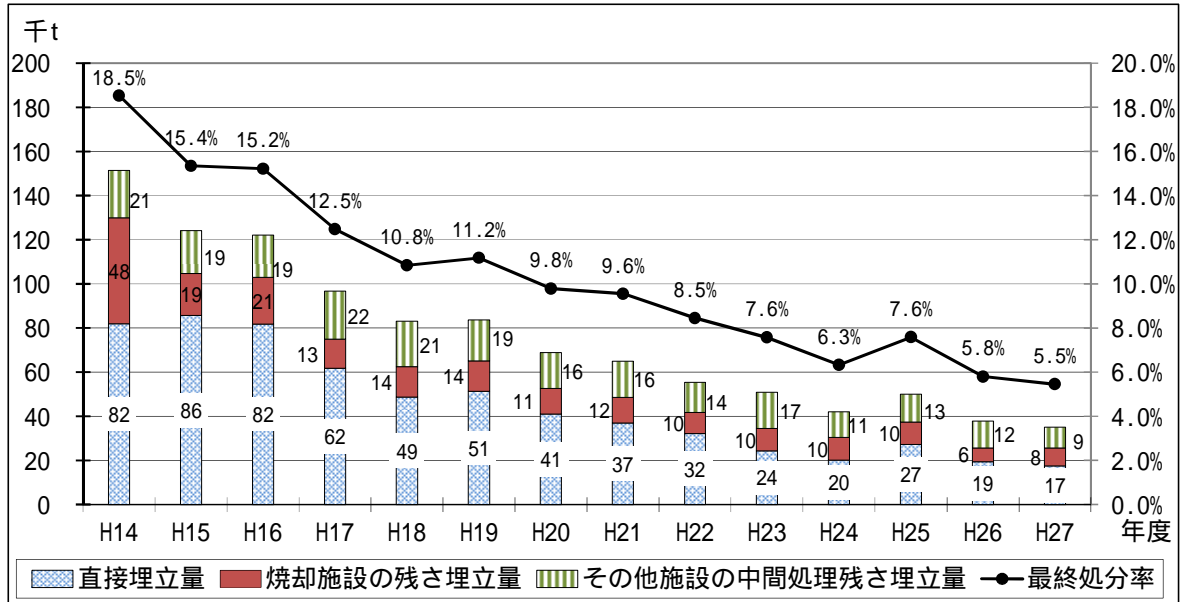


図2-1-9 容器包装リサイクルに係る資源化量の推移

また、平成25年度から施行された使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、各市町においては小型家電のリサイクルが開始されており、平成27年度には20市町で携帯電話やデジタルカメラ等の回収が行われています。

最終処分

ごみの最終処分量は、プラスチックなどの埋立ごみの減少や、ごみ処理施設における焼却灰の資源化などにより、着実に減少を続けており、平成 27 年度は 35 千 t となりました。そのうち、直接埋立量が 17 千 t (50%) で、焼却残さの埋立量が 8 千 t (23%)、焼却施設以外の処理残さが 10 千 t (27%) となっています。



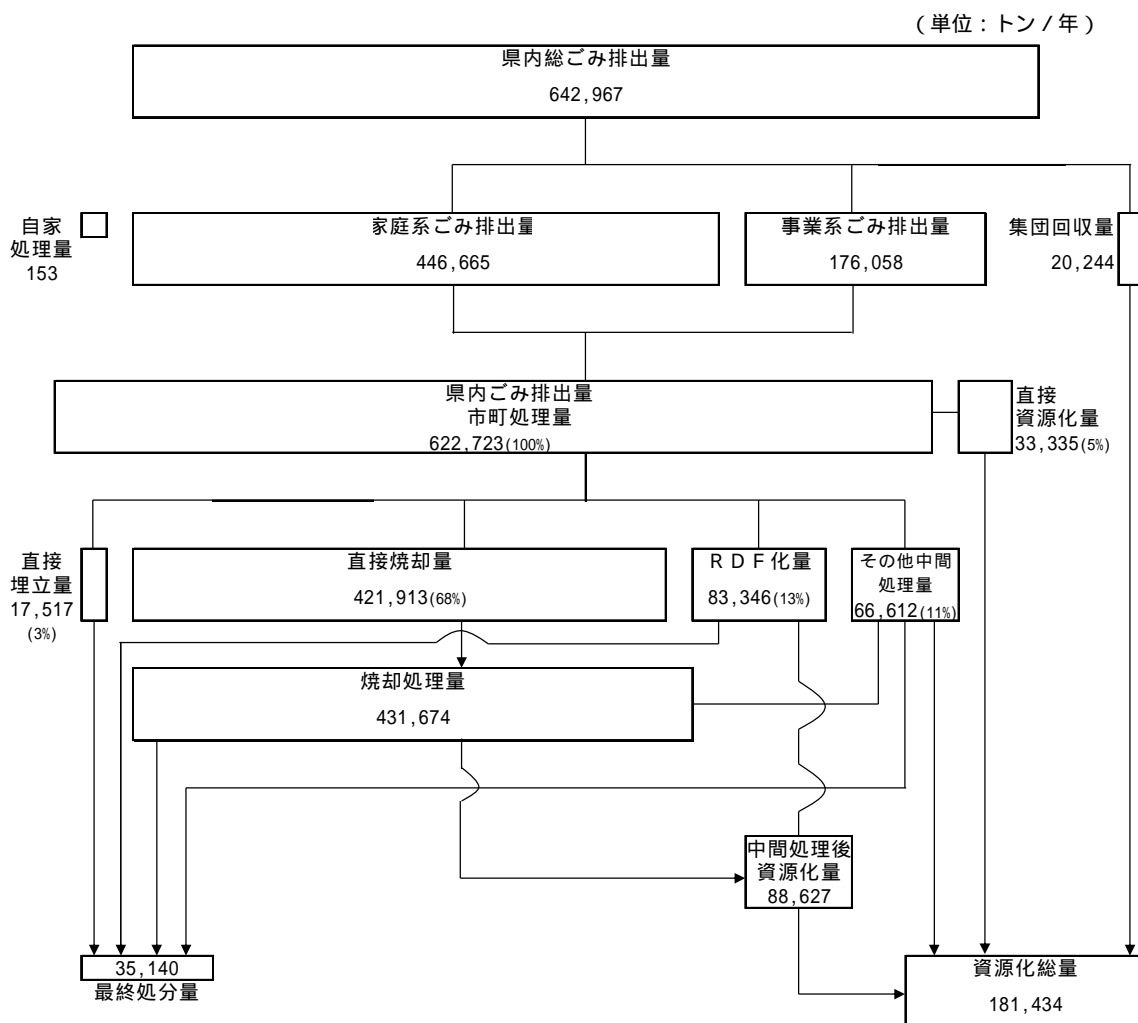
(注)最終処分率は、次の数式で算出しています。

$$\text{最終処分率} = \frac{\text{最終処分量}}{\text{家庭系ごみ排出量 (災害廃棄物含む)} + \text{事業系ごみ排出量} + \text{集団回収量}}$$

図 2 - 1 - 10 最終処分量と最終処分率の推移

排出・処理の全体の流れ

平成 27 年度に三重県内で発生した一般廃棄物(ごみ)の排出及び処理の全体の流れは次のとおりです。



(注) ()内は市町処理量に対する割合です。

図 2 - 1 - 11 ごみの排出及び処理の状況(平成 27 年度)

(2) 処理施設の状況

県内市町及び一部事務組合等によるごみ処理施設の施設数は、平成26年度時点で焼却施設17、RDF化施設6、粗大ごみ処理施設12、資源化施設52及び最終処分場36となっています。

焼却施設については、市町村合併等により合併前の市町で設置されているものが徐々に廃止統合されつつあります。また、施設の更新に伴い高効率発電設備を導入する焼却炉が増加しており、経済性をふまえ、紙やプラスチック等の高カロリーの廃棄物の一部を、分別収集による資源化処理から高効率発電設備を持つ焼却炉でのエネルギー回収へ転換する市町が増えています。

最終処分場については、平成26年度時点の残余容量は1,419,455m³であり、平成26年度の年間埋立量から推計すると、残余年数は約21年となっています。

表2-1-2 市町によるごみ処理施設の状況(平成26年度時点)

施設の種別	施設数	処理能力等
焼却施設	17	2,058 t / 日
RDF化施設	6	473 t / 日
粗大ごみ処理施設	12	433 t / 日
資源化施設	52	1,033 t / 日
最終処分場	36	全体容量 7,467,219m ³ 残余容量(1,419,455m ³)

(注)平成26年度において新設(建設中)、休止、廃止の施設を除きます。
市町及び一部事務組合等の施設数であり、民間施設は除きます。

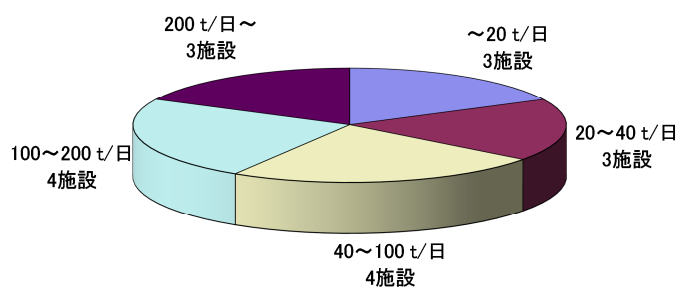


図2-1-12 ごみ焼却施設の規模別状況(平成26年度時点)

また、市町におけるごみ処理経費については、ごみの排出量は減少しているものの処理・維持管理経費は横ばい傾向にあり、ごみの単位重量あたりの処理経費は増加傾向にあります。近年は、施設の更新や基幹設備の改良時期を迎える施設が多くなっており、建設・改良費についても大きく増加しています。

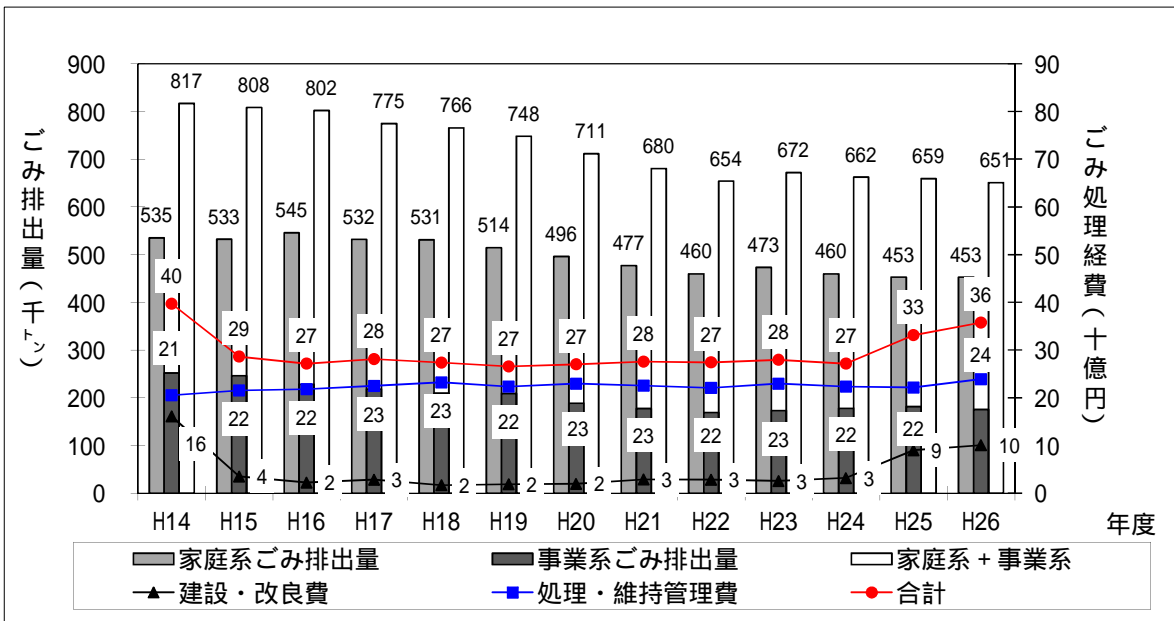


図 2 - 1 - 13 ごみ処理経費の状況 1

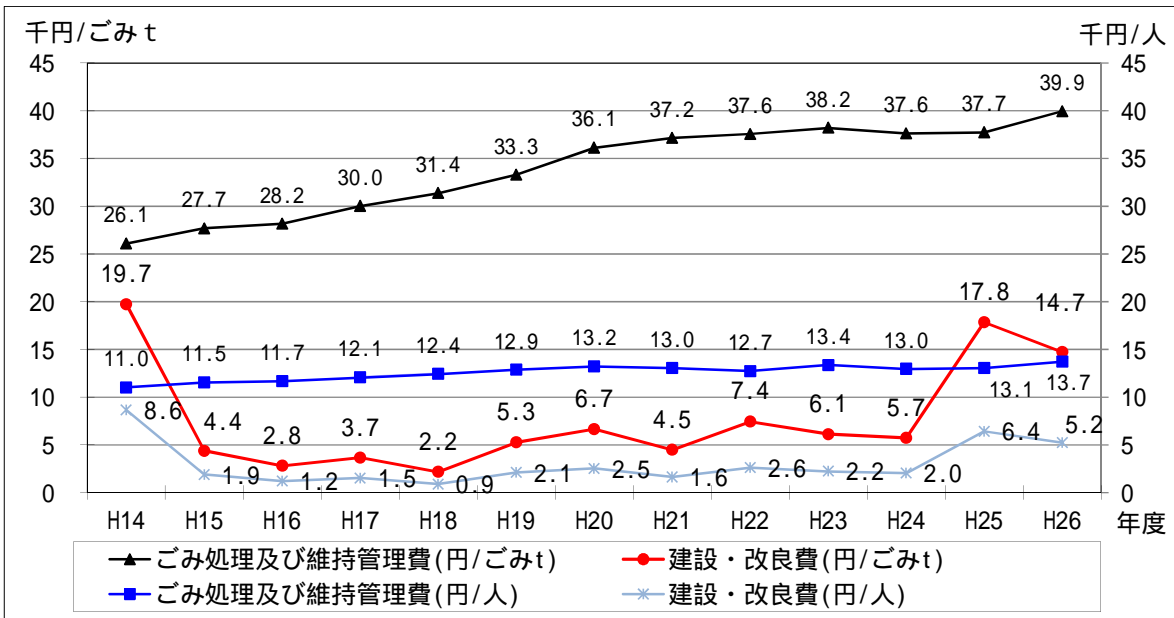


図 2 - 1 - 14 ごみ処理経費の状況 2

2 県民・事業者・NPO等団体の意識

(1) 県民の意識

県民のごみゼロ社会実現に向けた意識・行動の変化については、平成16年、19年、22年、27年度に、県民7,500人を対象として、郵送によるアンケート調査を行い把握しました。経年変化をみるため、設問や選択肢はできるだけ変えずに調査を実施しています。【調査の概要は第2章末の「調査概要」に記載】

現状に対する意識と行動

平成27年度の県民のごみに関する意識調査では、今日の使い捨て社会に対して、「どちらかという疑問を感じる」と回答した人の割合が80.4%と最も高くなっています。平成16年度以降、概ね同様の結果となっており、「よくわからない」や「特に疑問は感じていない」と回答した人の割合が若干増加傾向にあり、「どちらかという疑問を感じる」と回答した人の割合は減少傾向にあります。

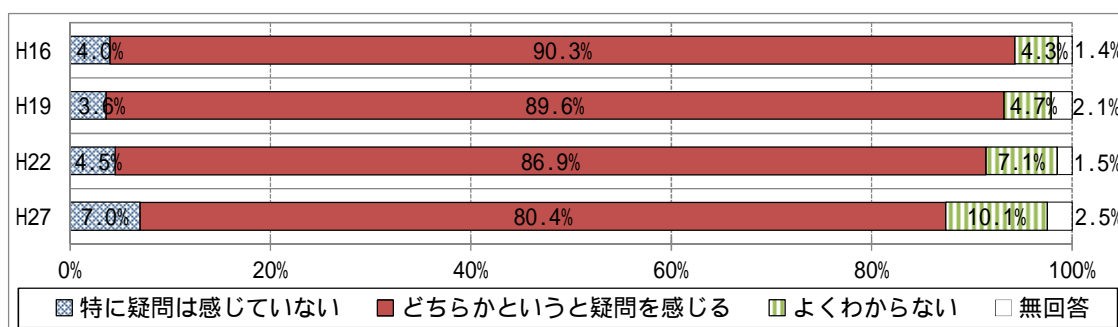


図2-2-1 使い捨て社会に対する疑問

平成27年度の商品の容器包装に関する意識調査では、「もっと少なくていいと思う」と回答した人の割合の92.4%（「とてもそう思う」と「少しそう思う」の合計）に対して、「そうは思わない」と回答した人の割合は6.5%（「あまりそうは思わない」と「まったくそうは思わない」の合計）となっており、県民の多くが商品の過剰包装に疑問を持っていることがわかります。

年度ごとに比較すると、いずれの年も「もっと少なくていいと思う」と回答した人の割合は90%以上となっており、その内「とてもそう思う」と回答した人の割合については減少傾向にあります。

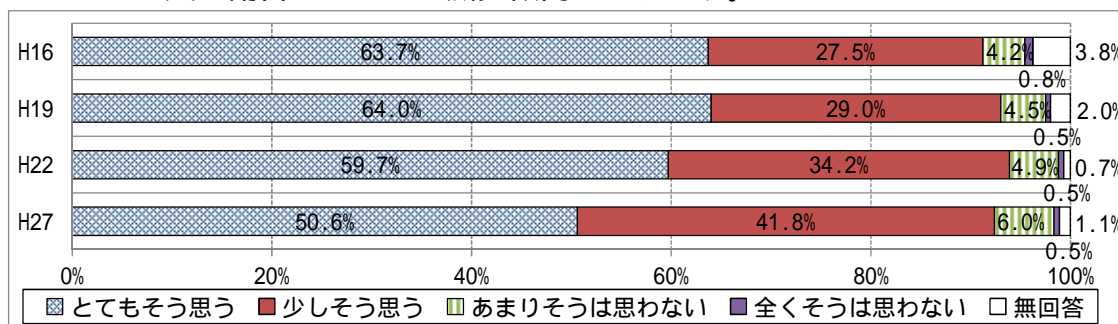


図2-2-2 商品の過剰包装感

一方、行動面について、「環境やごみのことは考えずに商品を選ぶか」という問いに対して、平成 27 年度調査では「あてはまる」と回答した人の割合が 60.7%（「よくあてはまる」と「少しあてはまる」の合計）、「あてはまらない」と回答した人の割合が 37.4%（「あまりあてはまらない」と「まったくあてはまらない」の合計）となっています。

年度ごとの比較では、大きな傾向の変化は見られず、「あてはまる」が 60% 程度で推移しています。

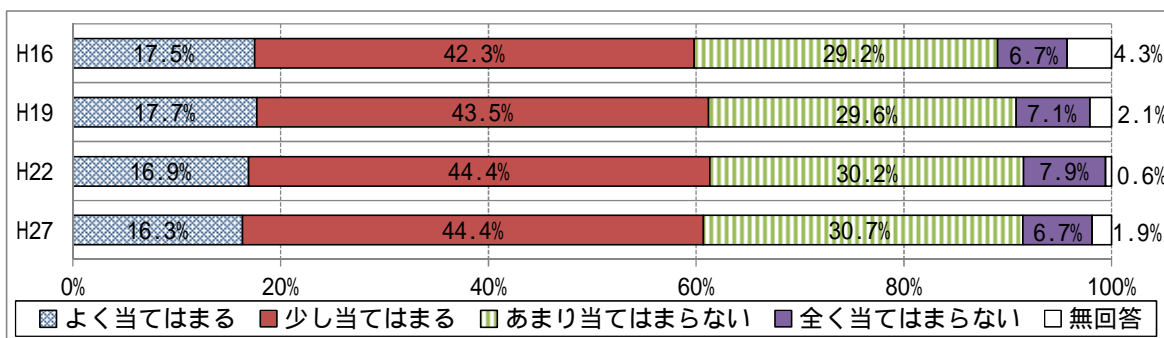


図 2 - 2 - 3 環境を考えない商品選び

また、賞味期限切れ等による食材廃棄については、平成 27 年度調査において、「ある」と回答した人の割合が 64.2%（「よくある」と「たまにある」の合計）、「ない」と回答した人の割合が 34.7%（「あまりない」と「ほとんどない」の合計）となっています。

また、各年度の調査結果を比較すると、「ない」と回答した人の割合が若干増加傾向にあり、食べものを大切にしている意識が高まっています。

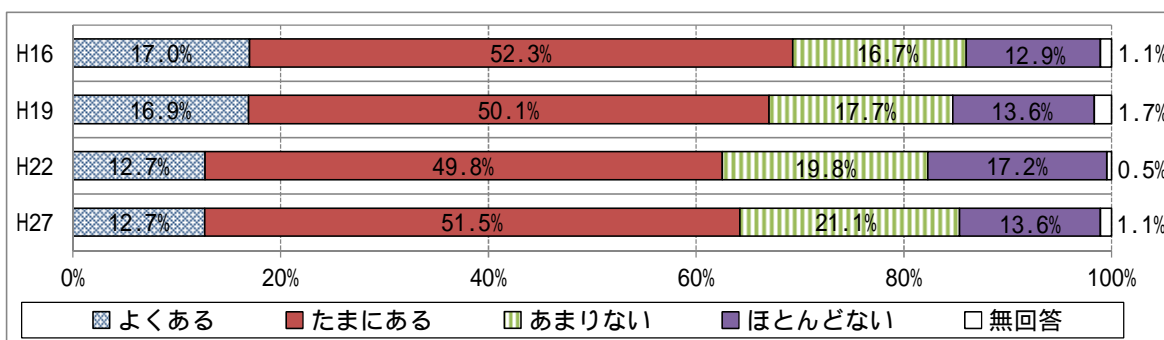


図 2 - 2 - 4 賞味期限切れ等による食材廃棄

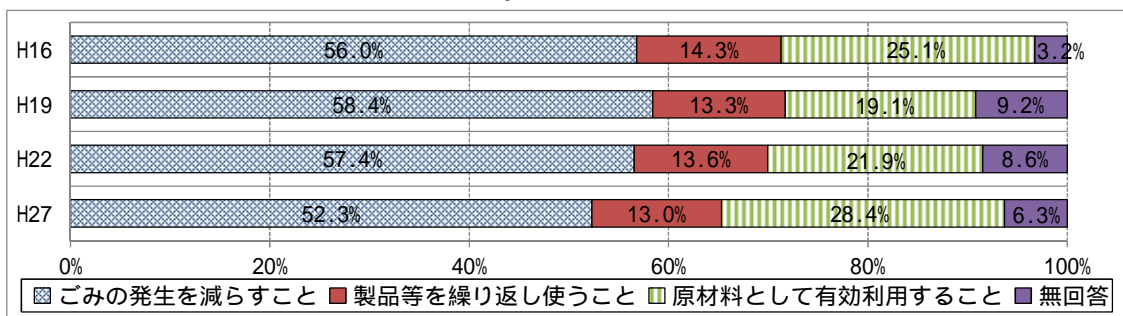
使い捨て社会や商品の過剰包装に対する疑問を感じる人の割合が 9 割程度であるのに対して、環境を考えた商品選びや食材廃棄のない行動をとる人の割合は 4 割程度となっており、社会や経済活動への疑問や不安感が必ずしも行動につながっていないという傾向が見られます。

ごみ減量化の取組に対する意識

「ごみ減量化の取組のなかで何が大切か」という問いに対しては、平成 27 年度調査では、ごみそのものの発生を減らすことが最も大切とする回答が、再使用、再生利用を大切とする回答を大きく引き離しています。この傾向は平成 16 年度から大きく変化していませんが、再生利用(いわゆるリサイクル)を大切とする回答が増加傾向にあります。

平成 27 年度調査では、各年代層においてほぼ同じような傾向が見られますが、「ごみそのものの発生を減らすこと」と回答した人の割合は年代が低くなるほど、「製品や容器等を繰り返し使うこと」と回答した人の割合は年代が高いほど多くなる傾向があり、意識に若干の差が見られます。

各年度を比較すると、「ごみそのものの発生を減らすこと」と回答した人の割合が低下する傾向にあります。



年代別

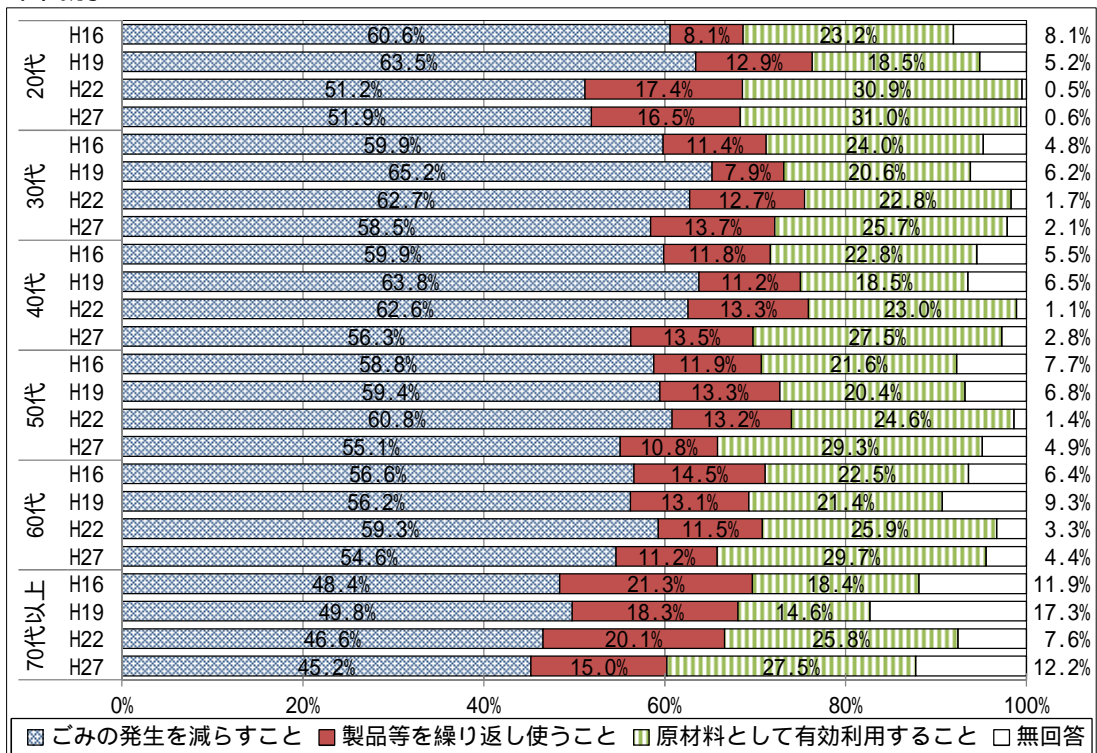
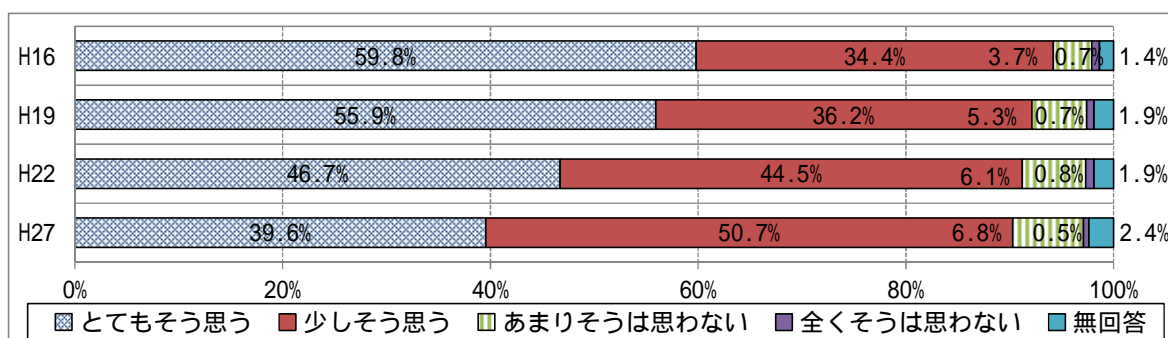


図 2 - 2 - 5 最も大切だと思う取組

資源化に対する意識

資源化については、「ごみは手間やコストをかけてでも資源として有効利用すべきか」という問いに対して、平成 27 年度調査では「そう思う」と回答した人の割合が 90.3%（「とてもそう思う」と「少しそう思う」の合計）、「そうは思わない」と回答した人の割合が 7.3%（「あまりそうは思わない」と「まったくそうは思わない」の合計）となっており、資源化に対する意識が非常に高くなっています。この傾向は、平成 16 年から変化ありませんが、「そう思う」と回答した人の割合が減少傾向にあります。

年代別においては、どの年代でも資源化への意識が高く、「そう思う」と回答した人の割合が 90% 近くありますが、特に若い年代では「とてもそう思う」と回答した人の割合が減少傾向にあります。



年代別

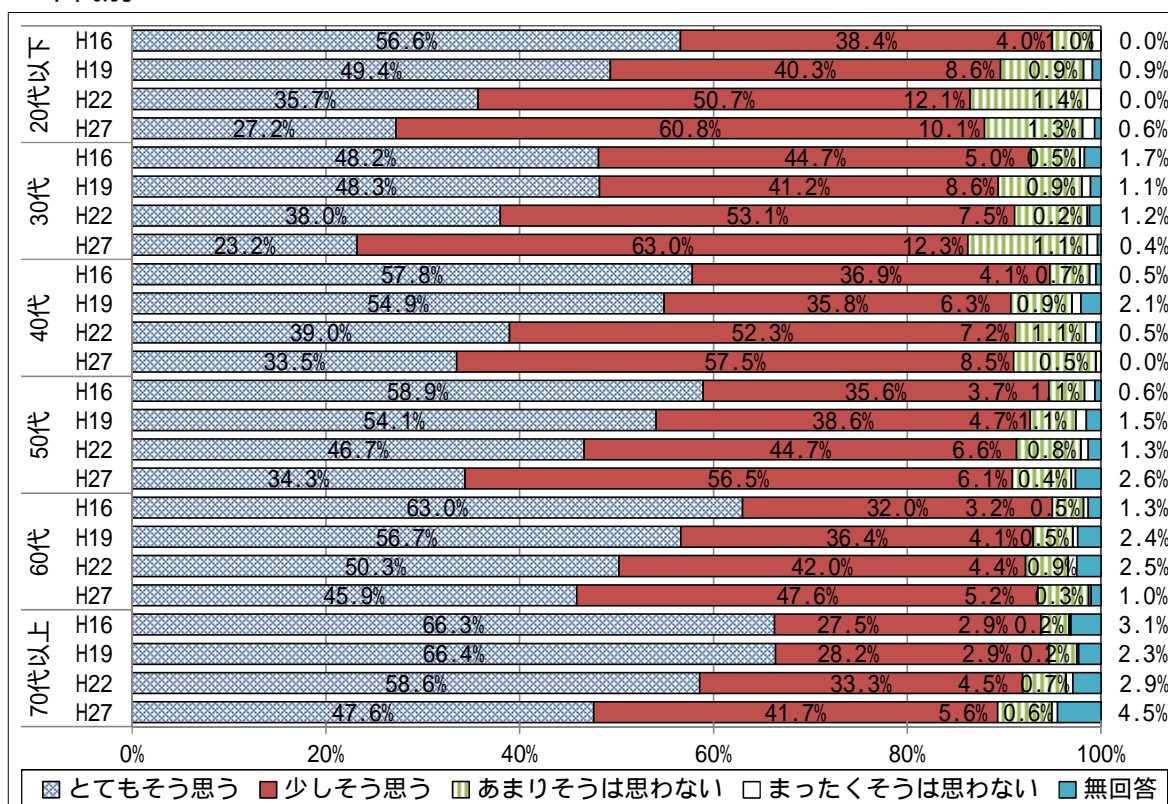


図 2 - 2 - 6 手間やコストをかけて資源化することへの意見

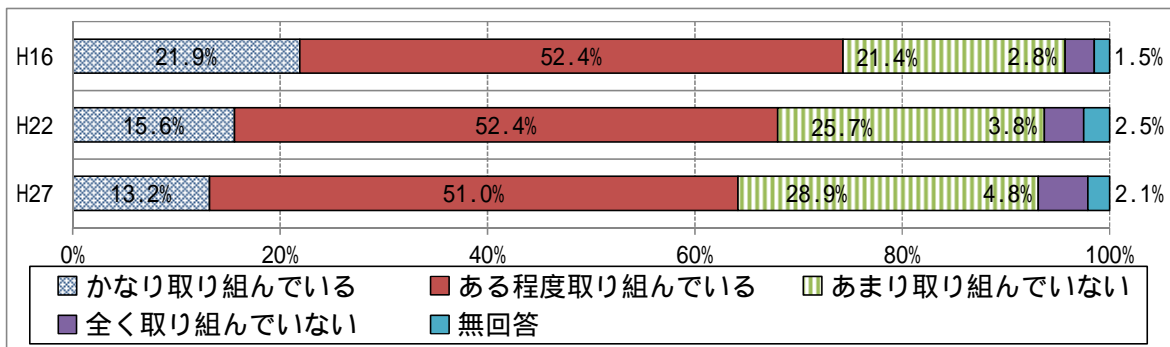
(2) 事業者の意識

事業者のごみゼロ社会実現に向けた意識・行動の変化については、平成16年、22年、27年度に、業種按分した県内約2,000社を対象として、郵送によるアンケート調査を行い把握しました。経年変化をみるため、設問や選択肢はできるだけ変えずに調査を実施しています。【調査の概要は第2章末の「調査概要」に記載】

ごみ減量化への取組

事業者のごみ減量化への取組について、平成27年度調査の結果によると、6割以上の事業者がごみの減量化に取り組んでいます。しかし、平成16年度と比較すると「取り組んでいる」と回答した事業者の割合が減少傾向となっています。

企業規模別においては、どの規模においても「取り組んでいる」と回答した事業者の割合が「取り組んでいない」と回答した事業者の割合を大きく上回っていますが、規模が大きくなるほど、「取り組んでいる」と回答した事業者が多く、100人以上の事業所では、87.5%となっています。各年度においても同じ傾向を示しています。



従業員規模別

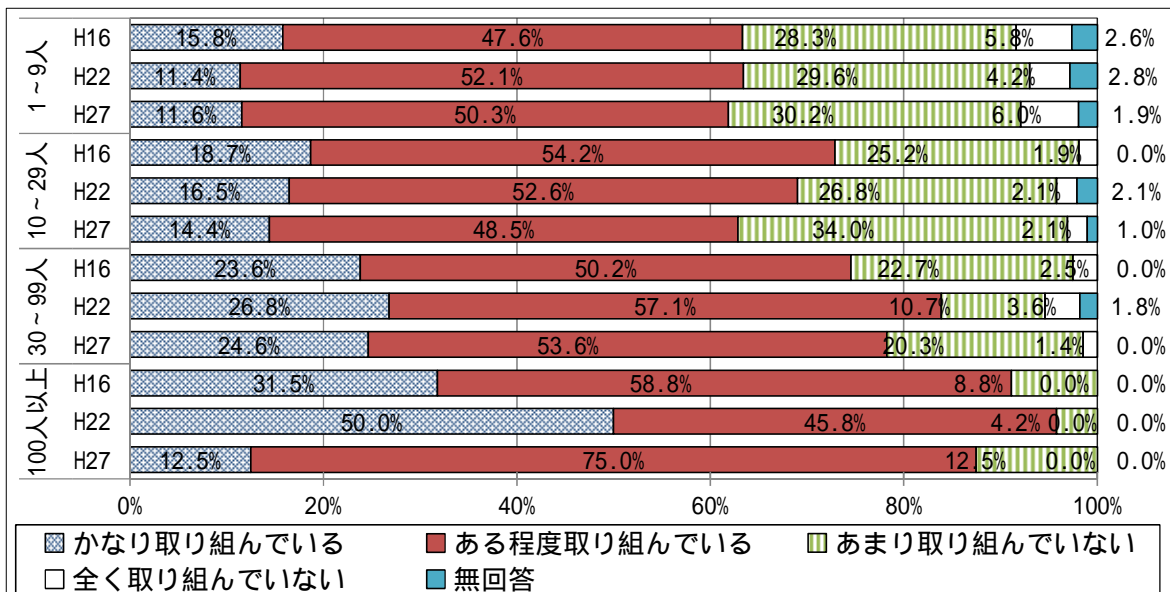
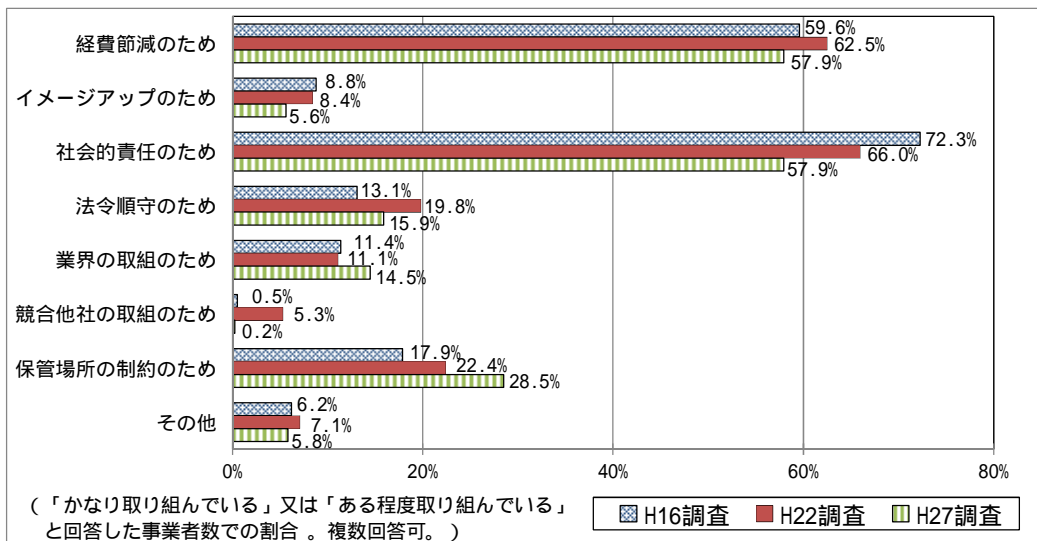


図2-2-7 従業員規模別減量化への取組

取組の理由

減量化に取り組む理由については、平成 27 年度調査では、「企業としての社会的責任を果たすため」と回答した事業者の割合と「経費削減のため」と回答した事業者の割合が 57.9%で同程度となりました。しかし、各年度を比較すると「企業としての社会的責任を果たすため」と回答した事業者の割合が減少傾向にあります。

規模別に見ても、平成 27 年度調査では、それぞれの規模で「企業としての社会的責任を果たすため」と回答した事業者が多くなっていますが、規模が大きくなるほど、その傾向は強くなっています。各年度の調査についても同様の傾向にあります。



従業員規模別

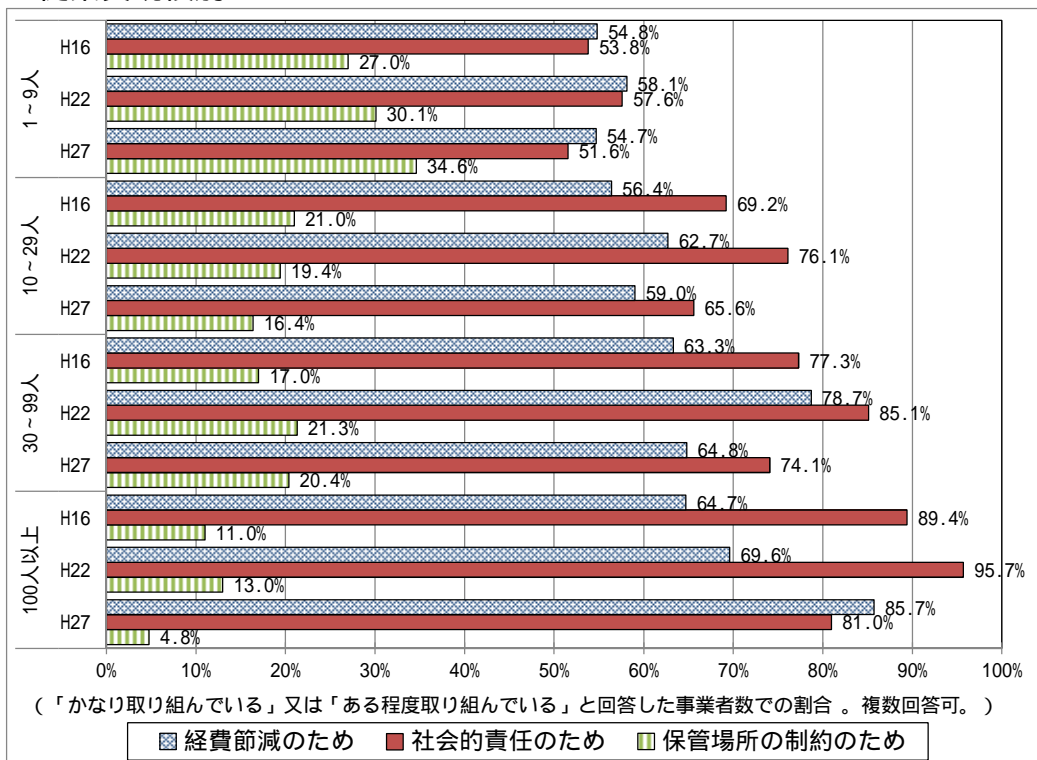
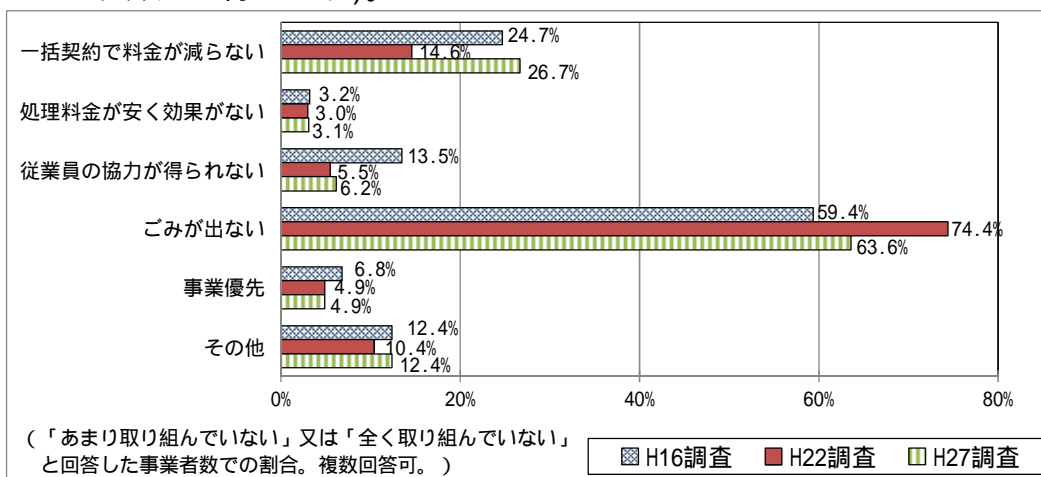


図 2 - 2 - 8 減量化に取り組む理由

一方、取り組まない理由については、平成 27 年度調査では「減らす努力をするほどごみが出ないため」と回答する事業者の割合が 63.6%と最も多く、次に「ごみ処理を一括契約しているため、ごみ量が減っても処理料金は変わらないため」と回答する事業者の割合が 26.7%となっています。各年度とも同様の傾向にあり、「減らす努力をするほどごみが出ないため」と回答する事業者の割合が最も高くなっています。

企業規模別に見ると、平成 27 年度調査では「減らす努力をするほどごみが出ないため」と回答した事業者の割合は規模が小さくなるほど、「ごみ処理を一括契約しているため、ごみ量が減っても処理料金は変わらないため」と回答した事業者の割合は、規模が大きくなるほど高くなっています(ただし、100人以上を除きます)。



従業員規模別

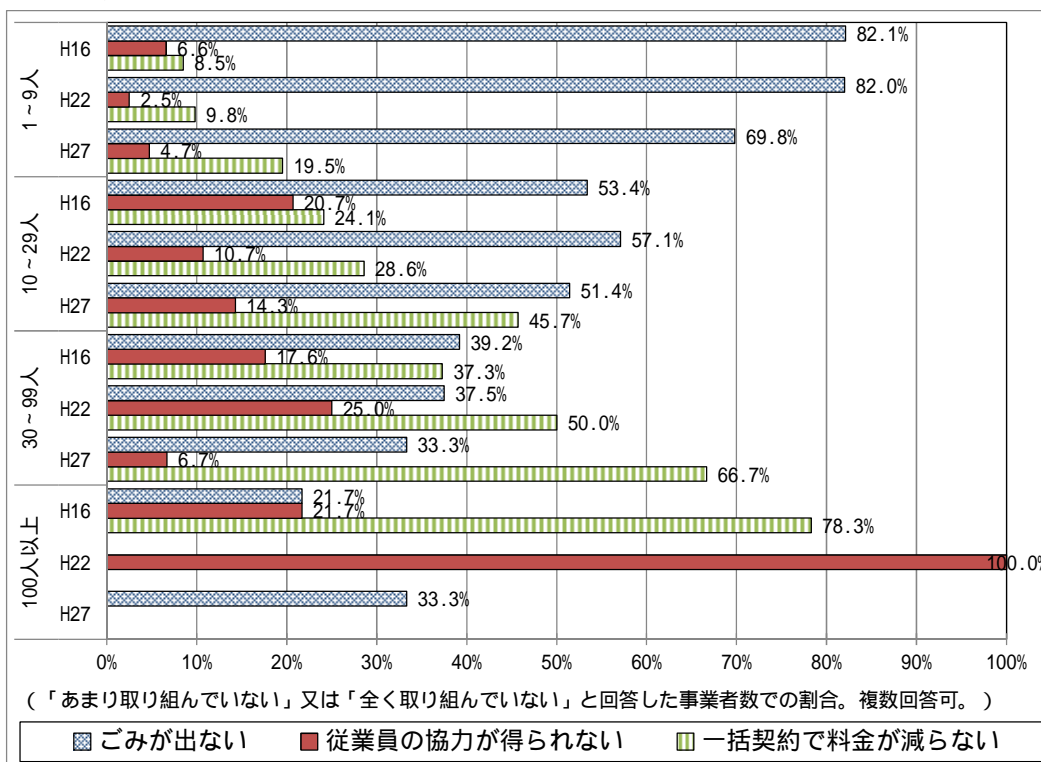


図 2 - 2 - 9 減量化に取り組まない理由

(3) NPO等団体の意識

NPO等団体のごみゼロ社会実現に向けた意識・行動の変化については、毎年度、電子メール及び郵送によりアンケート調査を行い把握しました。経年変化をみるため、設問や選択肢はできるだけ変えずに調査を実施しています。【調査の概要は第2章末の「調査概要」に記載】

ごみ減量化等への取組

平成27年度調査では、NPO等団体のごみ減量化等への取組については、「生ごみ堆肥化の実施・協力」と回答した割合が29%と最も高く、「廃食用油のリサイクルの実施・協力」が18%、「生ごみ堆肥化に関する住民への啓発」が16%と続いています。また、「フリーマーケット等の開催・出展」、「ごみ減量化やリサイクル等に関する行政の施策への協力」などの活動も行われています。

経年変化においては、減量化へ取り組むNPO等団体の割合がやや減少傾向にあります。

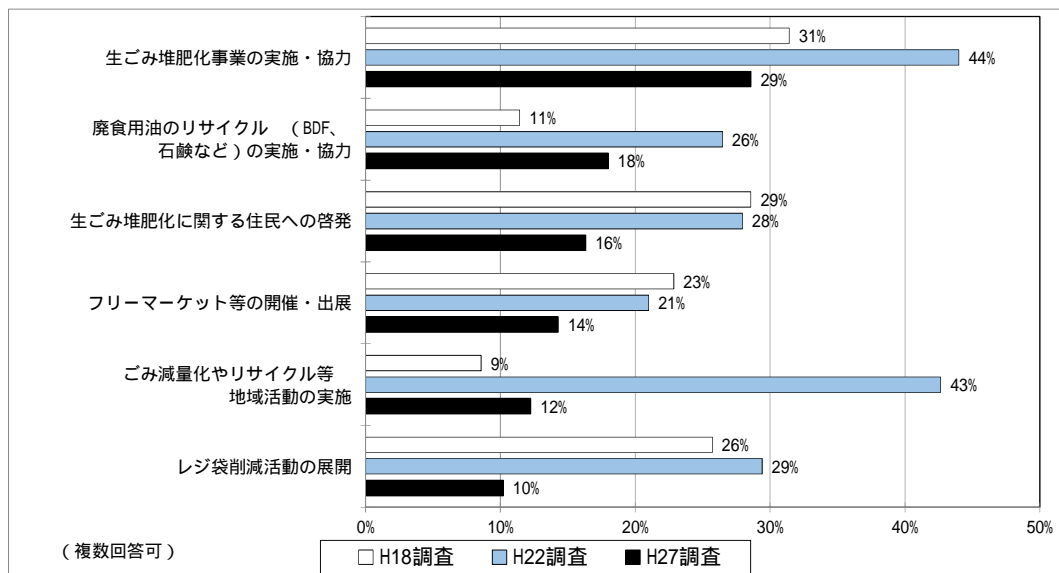


図2-2-10 減量化への取組

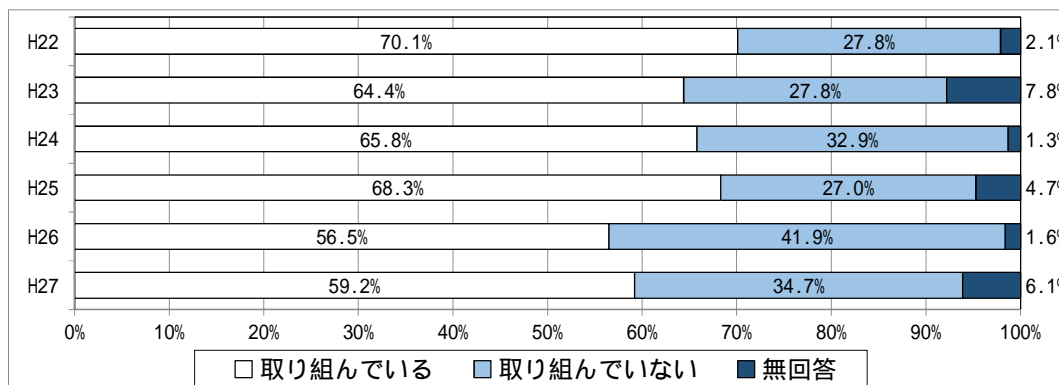


図2-2-11 減量化へ取り組む団体の推移

県に期待する役割

県に期待する役割については、平成 27 年度調査において、「全県的な啓発(キャンペーン等の実施)」と回答する割合が 33%と最も高く、「情報交換の場や機会の提供」が 20%、「調査研究や情報提供」が 18%と続いています。

経年変化においては、全体的に回答した割合が減少傾向にあります。

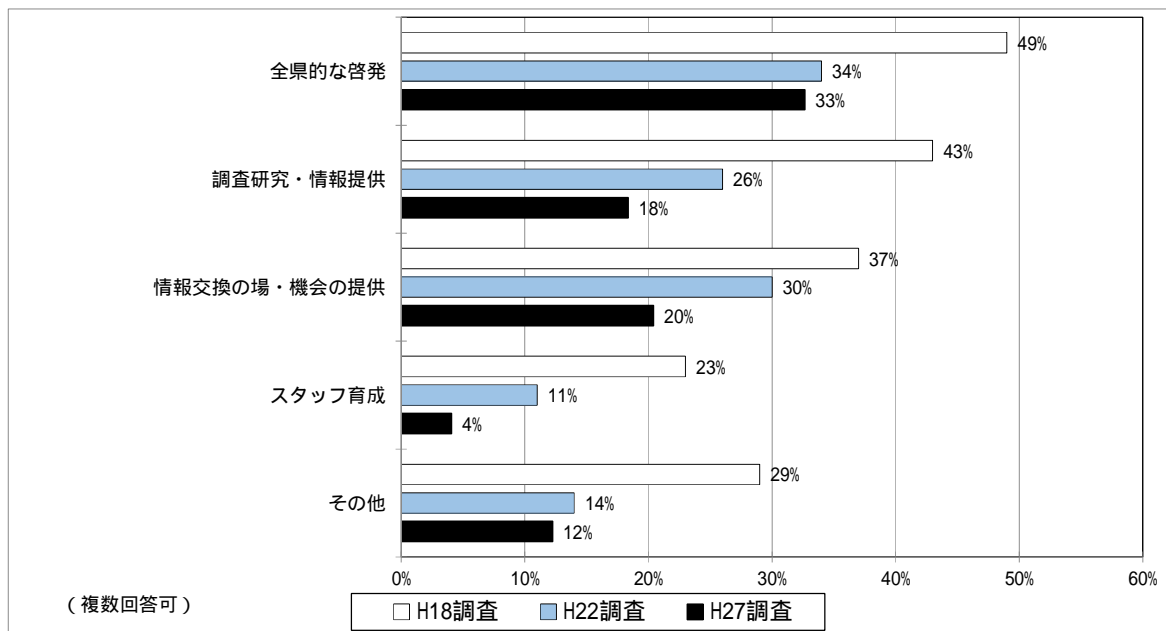


図 2 - 2 - 12 県に期待する役割

(参考)調査概要

プランの各主体における取組状況を把握するため、次のアンケート調査を実施しています。

「ごみゼロ社会」をめざす県民アンケート

調査目的：「ごみゼロ社会実現プラン」に基づく取組を推進するための基礎資料とするため、ごみに対する県民の意識や考え方について調査を行った。

調査対象：地域特性などを考慮して選んだ県内 15 市町から 500 名ずつ、合計 7,500 名を選挙人名簿から無作為抽出し、調査対象とした。

調査方法：郵送によって調査票を発送、回収。はがきによるお礼兼催促を実施。

調査期間、回収結果：

平成 16 年 9 月 9 日～同月 24 日	有効発送数	7,425	有効回収率	51.6%
平成 19 年 9 月 10 日～同年 10 月 3 日	有効発送数	7,408	有効回収率	49.7%
平成 22 年 5 月 21 日～同年 6 月 11 日	有効発送数	7,390	有効回収率	42.7%
平成 27 年 8 月 4 日～同月 21 日	有効発送数	7,394	有効回収率	40.3%

平成 27 年調査の市町別有効回収率

市町名	発送数	宛先不明	有効発送数	有効回収数	有効回収率
津市	500	15	485	252	52.0%
四日市市	500	9	491	195	39.7%
伊勢市	500	6	494	212	42.9%
松阪市	500	2	498	201	40.4%
桑名市	500	12	488	206	42.2%
鈴鹿市	500	8	492	197	40.0%
名張市	500	13	487	214	43.9%
尾鷲市	500	5	495	163	32.9%
鳥羽市	500	9	491	146	29.7%
熊野市	500	2	498	161	32.3%
志摩市	500	6	494	169	34.2%
伊賀市	500	8	492	202	41.1%
東員町	500	3	497	220	44.3%
菰野町	500	6	494	215	43.5%
紀宝町	500	2	498	201	40.4%
不明	-	-	-	25	-
全体	7500	106	7394	2979	40.3%

「ごみゼロ社会」をめざす事業者アンケート(対象:企業環境ネットワーク・みえ会員約340社)

調査目的:「ごみゼロ社会実現プラン」に基づく取組を推進するための基礎資料とするため、事業所のごみ減量化等の取組状況について調査を行った。

調査対象:「企業環境ネットワーク・みえ」の会員約340社

調査方法:郵送・メールによって調査票を発送、回収。

調査期間、回収結果:

平成18年5月25日～同年6月9日	有効発送数	224	有効回収率	54.9%
平成19年11月27日～同年12月11日	有効発送数	318	有効回収率	33.3%
平成20年7月24日～同年8月12日	有効発送数	335	有効回収率	30.1%
平成21年7月14日～同年8月11日	有効発送数	348	有効回収率	21.8%
平成23年7月15日～同年8月5日	有効発送数	339	有効回収率	23.0%
平成24年10月5日～同月26日	有効発送数	337	有効回収率	22.0%
平成25年6月21日～同年7月12日	有効発送数	336	有効回収率	21.1%
平成26年7月17日～同年8月7日	有効発送数	328	有効回収率	34.8%
平成27年9月28日～同年10月15日	有効発送数	332	有効回収率	33.1%
平成28年5月27日～同年6月10日	有効発送数	331	有効回収率	31.4%

「ごみゼロ社会」をめざす事業者アンケート(対象:県内の業種按分、無作為抽出の約2,000社)

調査目的:「ごみゼロ社会実現プラン」に基づく取組を推進するための基礎資料とするため、事業所のごみ減量化等の取組状況について調査を行った。

調査対象:県内に所在する事業所のうち業種による按分を行い、無作為抽出した約2,000社

調査方法:郵送によって調査票を発送、回収。はがきによるお礼兼催促を実施。

調査期間、回収結果:

平成16年11月12日～同月30日	有効発送数	2,444	有効回収率	42.5%
平成22年5月31日～同年6月21日	有効発送数	1,864	有効回収率	29.9%
平成27年8月3日～同年8月21日	有効発送数	1,899	有効回収率	35.1%

平成27年調査の業種別・従業員規模別有効回収率

業種名	発送先	宛先不明	有効発送数	有効回収数	有効回収率
農林漁業	50	3	47	24	51.1%
建設業	300	11	289	80	27.7%
製造業	300	7	293	85	29.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	50	0	50	25	50.0%
運輸・情報通信業	100	4	96	37	38.5%
卸売・小売業、宿泊業、飲食店	500	37	463	118	25.5%
金融・保険・不動産業	150	12	138	43	31.2%
サービス業	500	16	484	175	36.2%
その他	50	11	39	66	169.2%
業種名未記入分	-	-	-	14	-
全体	2,000	101	1,899	667	35.1%

従業員数	発送先	有効回収数	有効回収率
1～9人	1,522	467	30.7%
10～29人	341	97	28.4%
30～99人	112	69	61.6%
100人以上	25	24	96.0%
無回答	-	10	-

「ごみゼロ社会」をめざすNPO等団体アンケート

調査目的：「ごみゼロ社会実現プラン」に基づく取組を推進するための基礎資料とするため、NPO等団体のごみ減量化等の取組状況について調査を行った。

調査対象：県内NPO認証団体のうち、定款から「環境」に関連すると判断した団体およびごみゼロ交流会など「ごみゼロ」の取組に協力いただいている200団体程度

調査方法：郵送によって調査票を発送、回収。はがきによるお礼兼催促を実施。

調査結果、回収結果：

平成 18 年 5 月 25 日～同年 6 月 9 日	有効発送数	82	有効回収率	41.5%
平成 19 年 11 月 27 日～同年 12 月 11 日	有効発送数	85	有効回収率	32.9%
平成 20 年 7 月 24 日～同年 8 月 12 日	有効発送数	90	有効回収率	41.1%
平成 21 年 7 月 14 日～同年 8 月 11 日	有効発送数	94	有効回収率	43.6%
平成 22 年 8 月 3 日～同年 10 月 15 日	有効発送数	174	有効回収率	55.7%
平成 23 年 7 月 19 日～同年 8 月 8 日	有効発送数	225	有効回収率	40.0%
平成 24 年 10 月 5 日～同月 26 日	有効発送数	210	有効回収率	36.2%
平成 25 年 6 月 21 日～同年 7 月 12 日	有効発送数	211	有効回収率	29.9%
平成 26 年 7 月 17 日～同年 8 月 7 日	有効発送数	190	有効回収率	32.6%
平成 27 年 8 月 3 日～同年 8 月 21 日	有効発送数	171	有効回収率	28.7%
平成 28 年 5 月 27 日～同年 6 月 10 日	有効発送数	181	有効回収率	28.7%

ごみゼロプラン推進に関する市町の取組状況調査

調査目的：「ごみゼロ社会実現プラン」に基づく取組を推進するための基礎資料とするため、市町のごみ減量化等の取組状況について調査を行った。

調査対象：県内全29市町（平成16年度の合併前は旧全市町村）

調査方法：メールにより調査票を発送、回収。

調査期間、回収結果：

平成16年度より毎年実施県内全市町村、回収率：100%

民間資源回収量調査

調査目的：民間事業者による資源回収が普及してきており、市町が行う回収以外の資源ごみの流通量を把握するため、回収量の調査を行った。

調査対象：県内の古紙回収事業者27社(平成24年度調査時は14社)、県内のスーパー等店頭回収を行っている事業者214社(平成24年度調査時は242社)

調査方法：郵送によって調査票を発送、回収。はがきによるお礼兼催促を実施。

調査期間、回収結果：

古紙回収事業者

平成 24 年 12 月 27 日～平成 25 年 1 月 18 日	有効発送数	14	有効回収率	78.6%
平成 27 年 8 月 3 日～同年 8 月 21 日	有効発送数	27	有効回収率	51.9%

スーパー等小売店

平成 24 年 12 月 27 日～平成 25 年 1 月 18 日	有効発送数	228	有効回収率	71.1%
平成 27 年 8 月 3 日～同年 8 月 21 日	有効発送数	208	有効回収率	48.1%

第3章 各基本方向の取組状況

基本方向1 拡大生産者責任の徹底

ごみの発生・排出抑制については、廃棄物のより少ない商品の製造・販売、再使用や再利用をしやすい製品の製造・販売を行う立場にある製造者や流通・販売事業者等のごみ減量化に向けた取組が必要です。

(取組の現状)

基本取組1-1 拡大生産者責任と費用負担のあり方の検討

1 県の取組状況

(1) 拡大生産者責任に基づく取組促進のための国への提言

「国の予算編成等に関する提言・要望」として「ごみゼロ社会の実現に向けた施策の推進」について、国へ要望を行いました(平成18年度～平成23年度)。

【提言・要望要旨】(平成23年度国の予算編成等に関する提言・要望)

ごみゼロ社会の実現に向けて、拡大生産者責任の徹底による3Rの促進、リサイクル制度の改正による不法投棄の防止など、特に地上デジタルテレビ放送への移行に伴うブラウン管テレビの不法投棄の防止対策を積極的に推進されたい。

【具体的な提言・要望事項】(概要)

- 1 拡大生産者責任の考え方を徹底し、製造事業者に対して再使用・再商品化が可能な製品開発を積極的に促進するなど、経済活動全般における製造段階からの発生抑制への取組を促進すること(春)
- 2 廃家電4品目についての不法投棄対策としてリサイクル料金の販売時負担方式への制度改正を行うこと(春、秋)
- 3 地上デジタルテレビ放送への移行によりブラウン管テレビの排出が急速に進むに伴い、不法投棄の大幅な増加が懸念されることから、家電リサイクル法に基づいた適正排出を促進するための普及啓発や不法投棄に有効な対策を講ずること(秋)

また、全国知事会からも毎年「国の施策並びに予算に関する提案・要望」として、拡大生産者責任に基づく取組促進に向けて提案・要望を行っています。

【提言・要望内容】(平成27年度国の施策並びに予算に関する提案・要望)

拡大生産者責任の考え方を重視し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう、現行各種リサイクル法が適用されない製品についても、リサイクルシステムを早急に構築するとともに、必要に応じて各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度を導入し、広く国民に対して、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及について取り組むこと。

基本取組 1 - 2 拡大生産者責任に基づく取組の推進

1 事業者の取組状況

(1) 環境配慮設計や自主的な取組による回収システムの構築

拡大生産者責任の考え方を取り入れた事業活動としては、環境配慮設計等への取組が多く、再資源化の回収ルート構築やリサイクル技術の開発への取組も若干増加傾向にありますが、自主的な取組による回収システムの構築への取組はあまり進んでいない状況です。

(2) グリーン購入など環境配慮型の消費行動

事業者がより環境に配慮した製品やサービスを提供することを促進するため、多くの事業者でグリーン購入など環境配慮型の消費行動が行われています。製品等の廃棄物発生抑制・循環的利用の技術的調査研究の取組はあまり進んでいない状況です

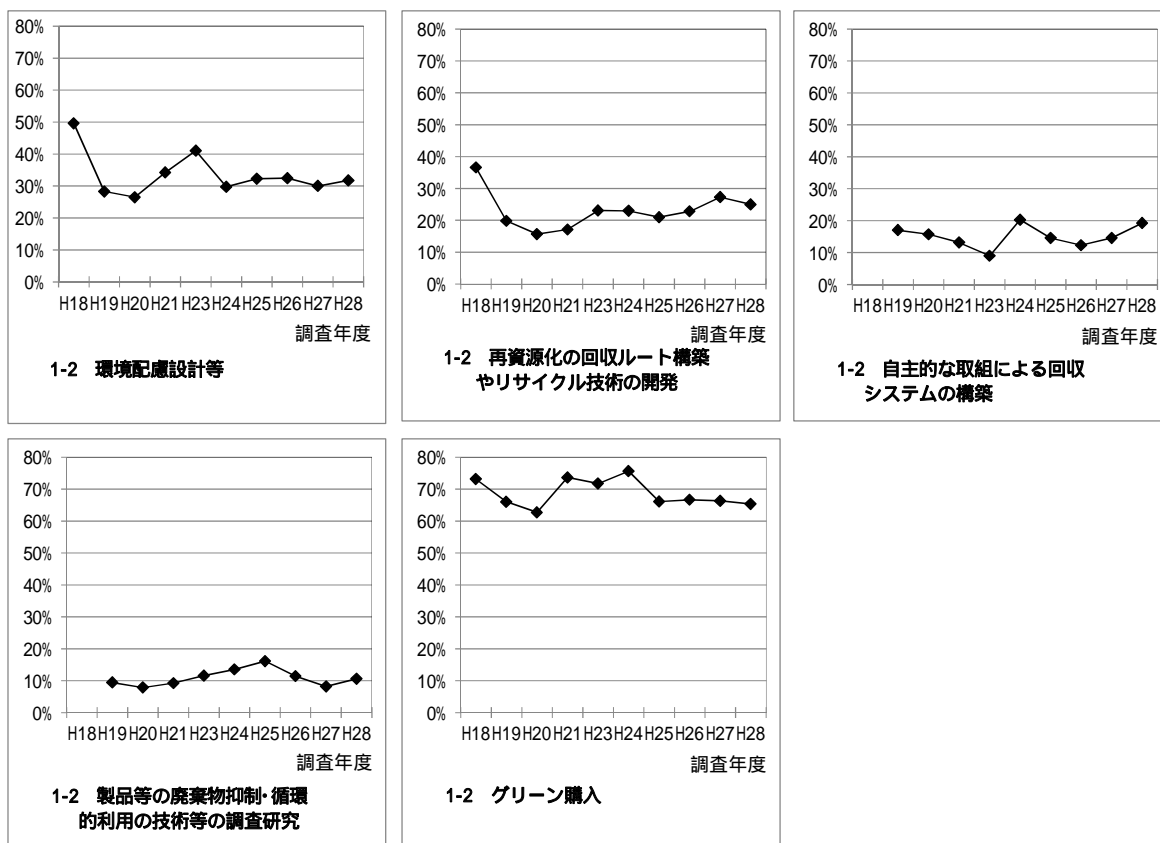


図 3 - 1 - 1 事業者の拡大生産者責任に基づく取組の推進に関する取組状況

2 県の取組状況

(1) グリーン購入の積極的な導入 (物品、役務、公共工事等)

三重県では、全組織において平成 11 年度から物品のグリーン購入について取り組み、13 年度に「みえ・グリーン購入基本方針」を策定し、14 年度から

は公共工事及び役務についても調達目標を定め、事業者としての取組を推進しています。さらに、県独自の取組として「三重県リサイクル製品利用推進条例」や県産材利用推進のための「三重の木」制度による認定製品の優先購入を行っています。

また、平成 14 年度から愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市において「東海三県一市グリーン購入キャンペーン」を実施しており、多くの小売事業者や環境配慮事業者の協力により、店舗における啓発物品の提示やコーナーの設置、広報活動を行い、消費者のグリーン購入の普及と定着を図りました。

基本方向 2 事業系ごみの総合的な減量化の推進

事業系ごみについては、総排出量が平成 14 年度に比べ大きく減少しましたが、費用負担のあり方や家庭ごみへの混入、分別の不徹底といった問題を抱えており、減量化対策の一層の推進が求められています。

(取組の現状)

基本取組 2 - 1 事業系ごみ処理システムの再構築

1 事業者の取組状況

(1) 事業系ごみの適正処理と減量・資源化対策の実施

多くの事業者で、市町の基準に沿ったごみの分別等、事業系ごみの適正な処理によるごみの減量化を進める取組が行われています。また、事業系ごみの総合的な減量化の推進として、多くの事業者でごみ減量化計画の策定や廃棄物の減量・資源化対策の推進に取り組まれています。

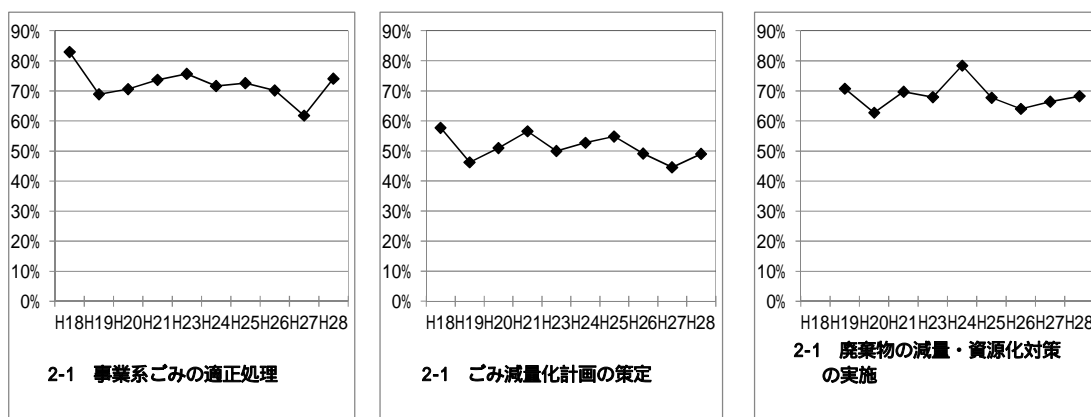


図 3 - 2 - 1 事業系ごみ処理システムの再構築に関する事業者の取組状況

2 市町の取組状況

(1) 事業系ごみの処理料金見直し

平成 15 年度以降 24 市町で事業系ごみの処理料金が見直されており、直近では平成 26 年度に 8 市町（四日市、伊勢市、鳥羽市、熊野市、志摩市、明和町、玉城町、度会町）で、平成 27 年度には 2 市（松阪市、亀山市）で値上げが実施されています。また、その他 5 市町で見直しに向けた検討が行われています。

表3 - 2 - 1 市町における事業系ごみ処理料金値上げ状況 (H28 市町調査)

実施年度	H25 まで	H26	H27	検討中
市町数	21	8 ¹	2 ²	5

- 1 : 8 市町のうち 7 市町 (四日市市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、明和町、玉城町、度会町) は、平成 15 年度以降 2 回目の処理料金値上げを行っています。また、8 市町のうち 6 市町 (四日市市、伊勢市、明和町、玉城町、度会町、熊野市) は消費税増税に伴う値上げとなっています。
- 2 : 2 市 (松阪市、亀山市) のうち 1 市 (松阪市) は、平成 15 年度以降 2 回目の処理料金値上げを行っています。

(2) 排出事業者や許可業者に対するごみの減量化・分別指導、搬入計画提出義務化や搬入時の立会実施

多くの市町では、排出業者や許可業者による適正な処理が行われるよう搬入時の立会等により減量化・分別の指導や搬入制限が行われています。また、搬入計画の提出を義務付けたり一般廃棄物処理計画へ事業系ごみに関する数値目標を設定する市町が増加傾向にあり、事業系ごみ対策は引き続き積極的に実施されています。

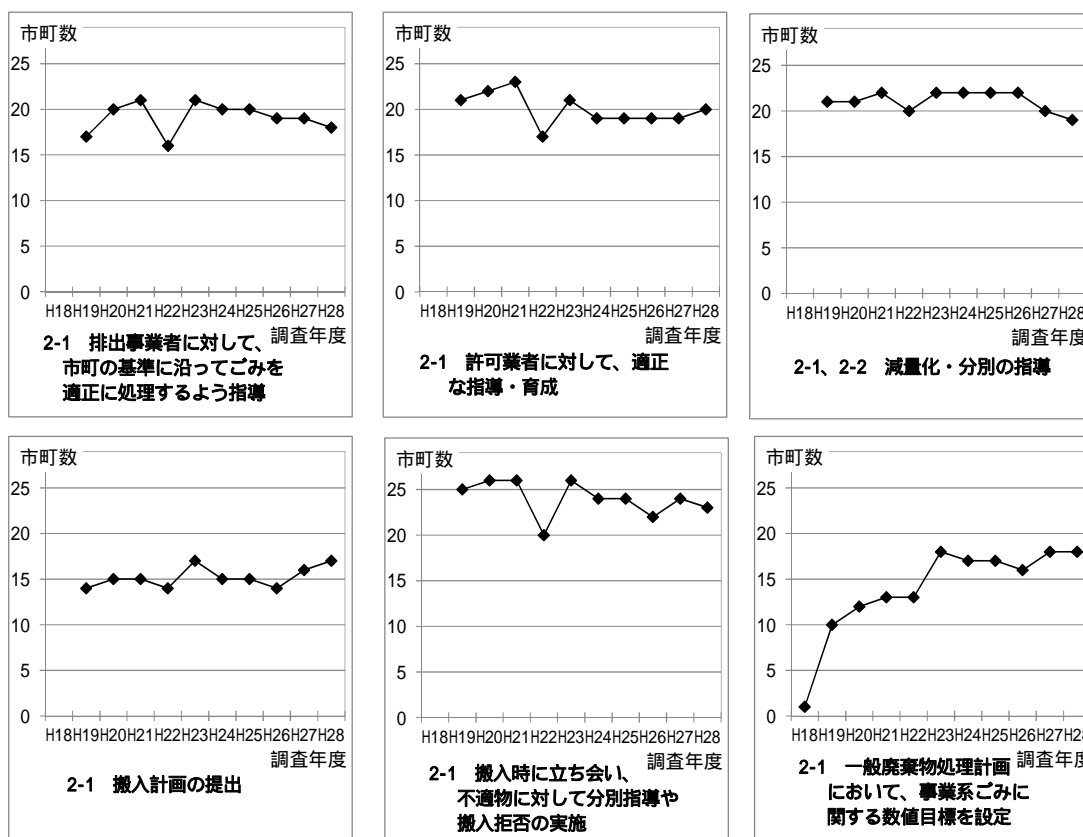


図3 - 2 - 2 事業系ごみ処理システムの再構築に関する市町の取組状況

3 県の取組状況

- (1) 市町が実施するごみ減量化の推進に係る先駆的・モデル的な取組に対する補助金の交付、情報の水平展開などの支援

「事業系ごみの減量化・資源化に関する検討事業：伊勢市」(補助金：1,024千円)

H22 モデル事業

燃えるごみ減量化の課題となっている生ごみの有効活用を進めるため、事業者から排出される燃えるごみの組成調査や事業者に対する燃えるごみの減量・資源化に関する意識調査(アンケート)を実施しました。

基本取組 2 - 2 事業系ごみの発生・排出抑制

1 事業者の取組状況

- (1) ISO14001 や M-EMS をはじめとする環境マネジメントシステムの取得・運用

事業系ごみの発生・排出抑制のため、学習会の実施やQC活動によるごみ減量対策の推進、ISO14001 や M-EMS をはじめとする環境マネジメントシステムの取得・運用が多くの上業者で進められています。

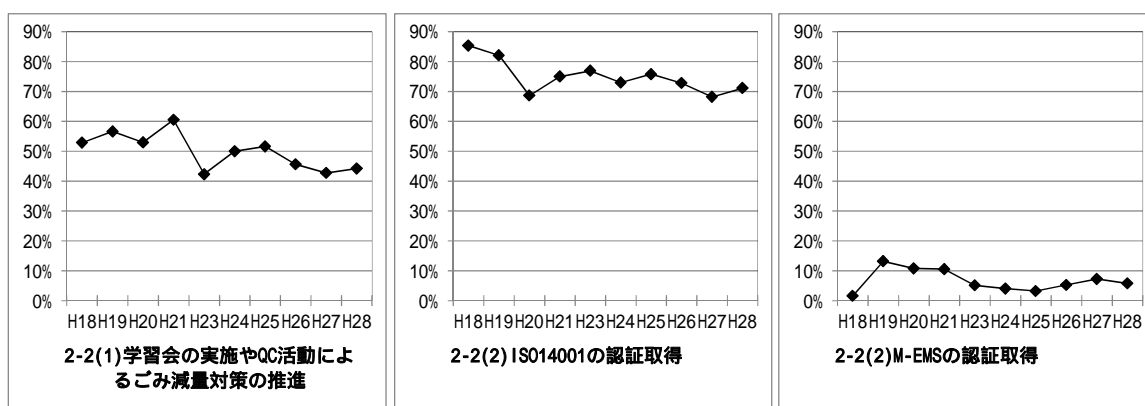


図 3 - 2 - 3 事業系ごみの発生・排出抑制に関する事業者の取組状況

2 市町の取組状況

- (1) ごみの減量化・分別の指導

排出業者や許可業者に対し、減量化・分別の指導を実施している市町が多くなっています。一方、「自主公開制度」に関連する取組は進んでいませんが、搬入時の立会等による減量化・分別指導が多くの上町で行われており、啓発・情報提供に取り組む市町数は増加傾向にあります。

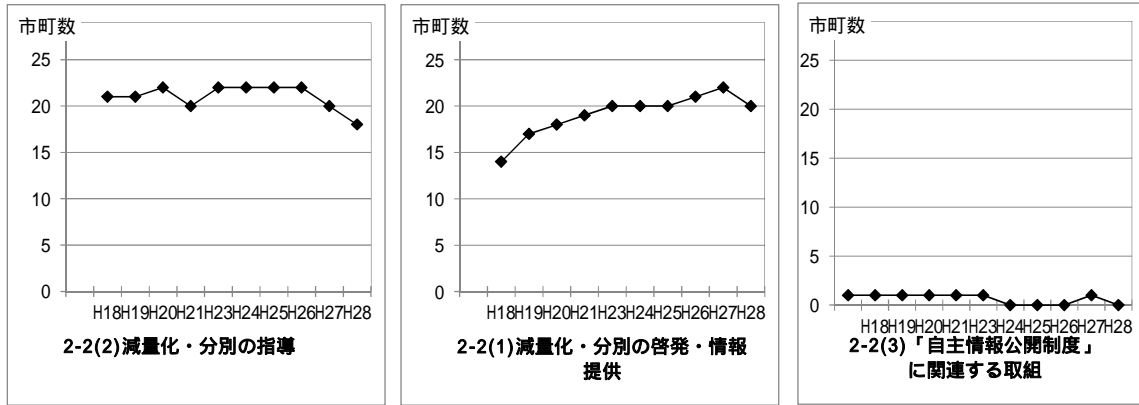


図 3 - 2 - 4 事業系ごみの発生・排出抑制に関する市町の取組状況

3 県の取組状況

(1) ISO14001 等環境マネジメントシステムの認証取得促進

ごみ減量化を含めた事業者の自主的な環境負荷低減の取組を促進するため、企業等の ISO14001 等の認証取得を促進しました。M-EMS(ミームス：三重・環境マネジメントシステム・スタンダード。小規模事業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステムの制度)取得事業者数は順調に伸び、平成 27 年度末に累計登録件数 337 社となり、中小企業に向けての導入が進みました。

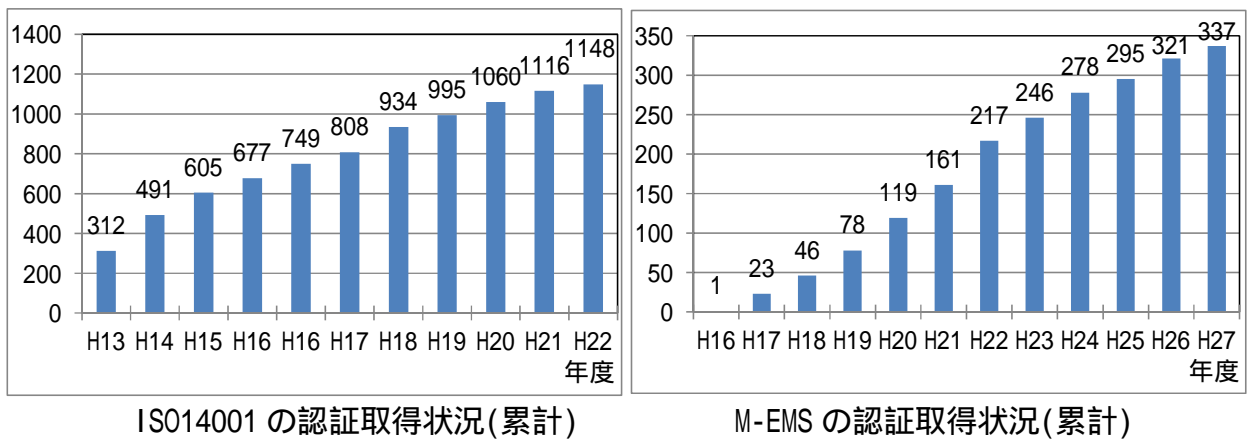


図 3 - 2 - 5 三重県内の ISO14001 及び M-EMS の認証取得状況

基本取組 2 - 3 事業系ごみの再利用の促進

1 事業者の取組状況

(1) 事業系ごみの再資源化推進

多くの事業者が、紙やシュレッダー屑、段ボールの有価回収等により紙ごみの再資源化に取り組んでいます。また、小売業や宿泊業等、多量の食品廃棄物が発生する事業者では、生ごみの飼料化や堆肥化の取組が行われています。

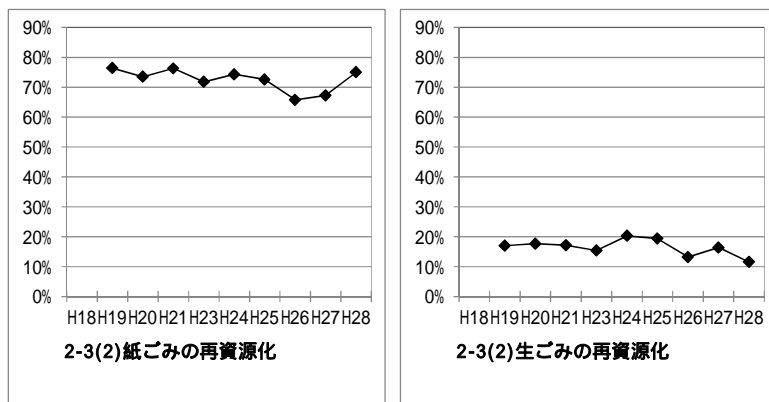


図 3 - 2 - 6 事業系ごみの再利用の促進に関する事業者の取組状況

2 県の取組状況

(1) 市町が実施するごみ減量化の推進に係る先駆的・モデル的な取組に対する補助金の交付、情報の水平展開などの支援

「事業系ごみの減量化手法検討調査：鳥羽市」(補助金：2,147 千円)

H18 モデル事業

鳥羽市はホテル・旅館が多く事業系ごみが非常に多く排出されるため、事業者の取組が重要となっています。事業者によるごみ減量化の取組の実効性を高めるために商工会議所と連携して事業系ごみの減量化手法検討調査を行いました。

「事業系ごみ(食品廃棄物)再資源化システム検討事業：鳥羽市」

(補助金：2,016 千円)

H20 モデル事業

鳥羽市は、平成 18 年度にモデル事業として実施した「事業系ごみの減量化手法検討調査」を踏まえ、平成 20 年度は食品廃棄物の減量化・リサイクルループを構築するため、商工会議所等と連携してモデル事業所を選定し、事業系ごみの再資源化に向けたシステムの検討・実証事業を行いました。

基本方向3 リユース(再使用)の推進

リユースは、ごみの発生・排出を抑制するうえで、非常に重要かつ効果的な取組ですが、自治体や地域のレベルでの取組は十分とは言えません。今後は、「使い捨て・リサイクルからリユースへ」という大きな流れをつくる必要があります。

(取組状況)

基本取組3-1 不用品の再使用の推進

1 NPO等団体の取組状況

(1)フリーマーケット等の開催、出展や不用品リサイクルに関する情報提供・情報交換の仕組み作り

リユース(再使用)の推進に向けた取組では、フリーマーケット等の開催・出展に取り組む団体が比較的多く、一部の団体において、不用品リサイクルに関する情報提供・情報交換の仕組みづくりや、おもちゃ病院の開院等、修理教室、リフォーム教室等の実施が継続して行われています。

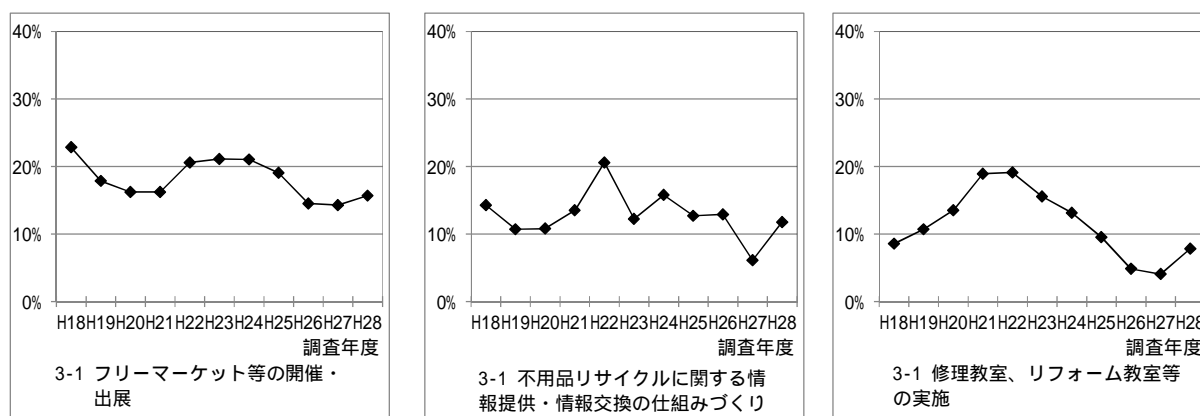


図3-3-1 不用品の再使用の推進に関するNPO等団体の取組状況

2 市町の取組状況

(1)フリーマーケット等の開催支援

多くの市町で、フリーマーケット等の開催、会場提供等の支援、開催等に係る情報提供や不用品のリサイクルに関する情報提供等を行っており、修理教室やリフォーム教室、不用品の修理・販売への取組も比較的多くなっています。

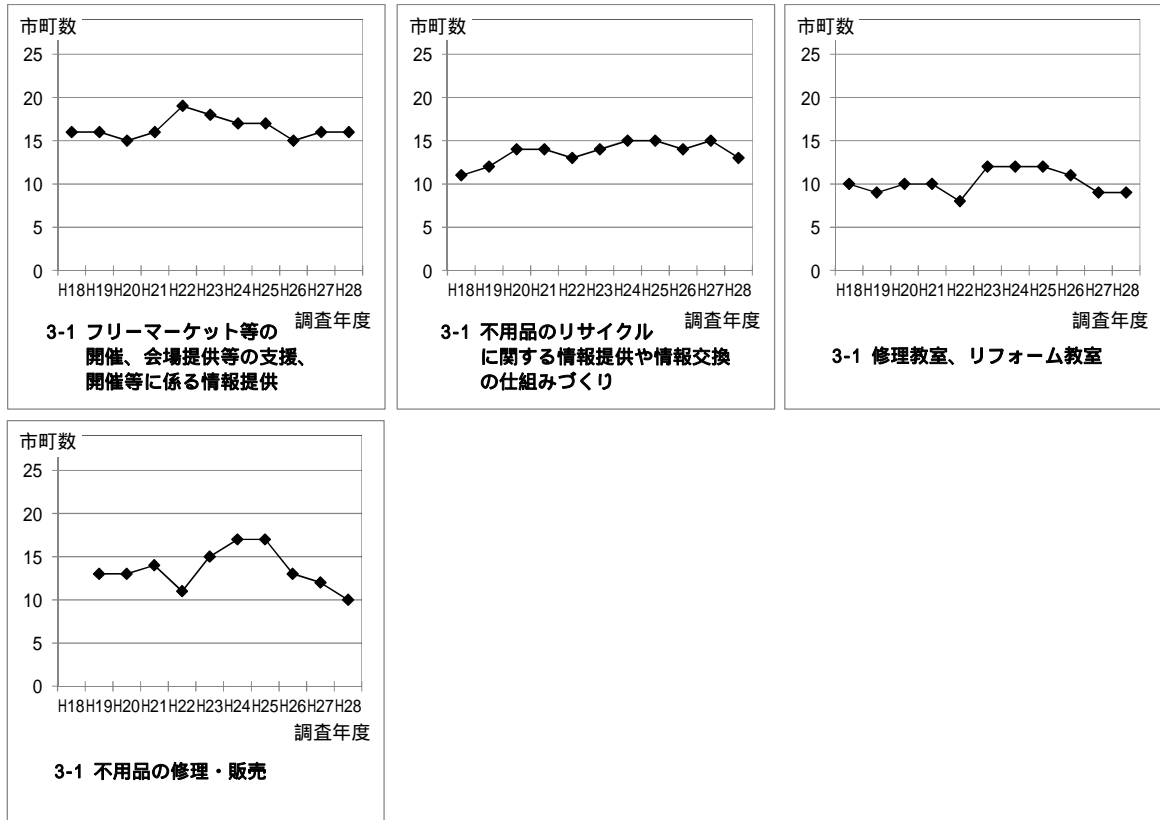


図3 - 3 - 2 不用品の再使用の推進に関する市町の実施状況

基本取組3 - 2 リターナブル(リユース)容器の普及促進

1 事業者の実施状況

(1) 環境に配慮したエコイベントへの参加・協力

事業者団体や市町、県が実施する環境展への出展等、環境に配慮したエコイベントへの事業者の参加・協力が行われていますが、一部にとどまっています。

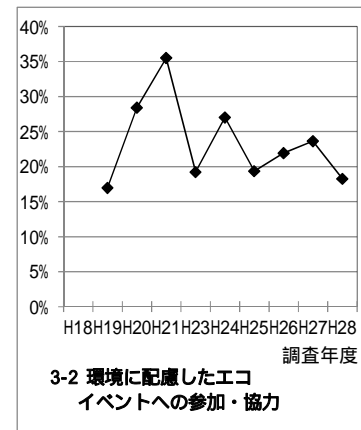


図3 - 3 - 3 リターナブル(リユース)容器の普及促進に関する事業者の実施状況

2 NPO等団体の取組状況

(1)環境に配慮したエコイベントシステムの導入・実施

一部のNPO等団体において、イベント等におけるリターナブル容器の利用や環境に配慮したエコイベントシステムの導入・実施に取り組まれています。

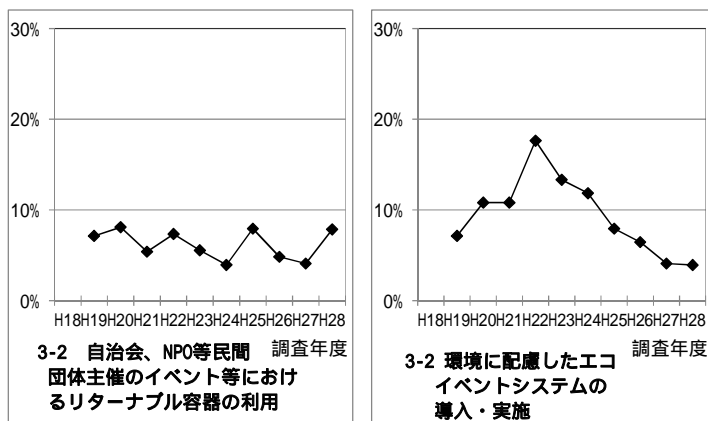


図3-3-4 リターナブル(リユース)容器の普及促進に関するNPO等団体の取組状況

3 県の取組状況

(1)エコイベントマニュアルを整備し、環境に配慮したイベントの推進

イベントでのリユース食器の使用については、プランにおいて重要な取組の一つとして提案されており、従前の「エコイベントマニュアル」を県関係箇所の協力を得て、平成17年10月と平成22年4月に改訂しました。このマニュアルに基づき、リーディング産業展みえ等ではエコイベントとなるよう環境に配慮しており、リターナブル容器の利用については、コストや利用者の再利用に対する抵抗感があり取組が広がっていません。

基本取組3-3 リースやレンタルの推進

1 事業者の取組状況

(1)事業活動におけるレンタルやリースの活用

リースやレンタルのサービス提供への取組は、一部の事業者で継続して行われており、事業活動において業務用コピー機や書籍のレンタルやリースを活用する事業者は比較的多くなっています。

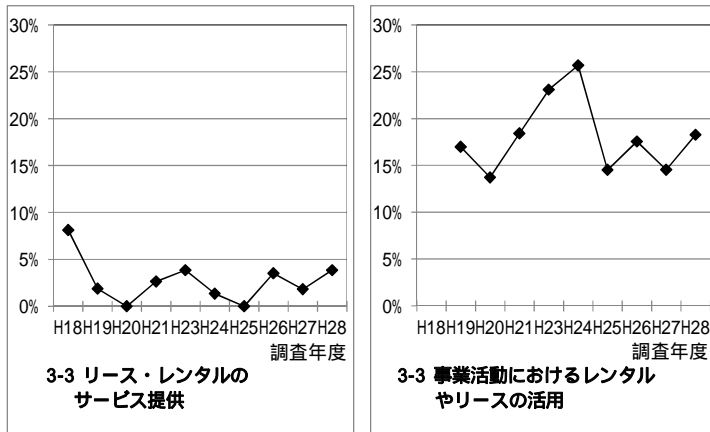


図 3 - 3 - 5 リースやレンタルの推進に関する事業者の取組状況

基本取組 3 - 4 モノの長期使用の推進

1 NPO等団体の取組状況

(1) 製品等の修理・修繕に関する住民への啓発

一部のNPO等団体において、製品等の修理・修繕に関する住民への啓発が行われています。

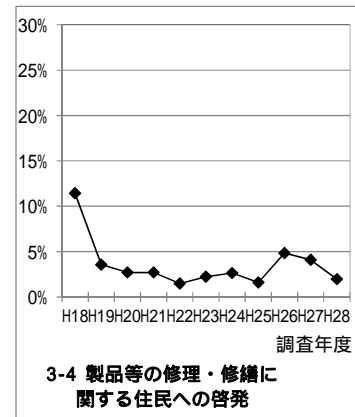


図 3 - 3 - 6 モノの長期使用の推進に関するNPO等団体の取組状況

基本方向 4 容器包装ごみの減量・再資源化

容器包装ごみ（紙・プラスチック）は家庭ごみの約 2 割（湿重量比、容積比では約 5 割）を占めており、ごみ減量化のためには容器包装ごみをいかに減らすかが大きな鍵となります。

(取組状況)

基本取組 4 - 1 容器包装リサイクル法への対応

1 市町の取組状況

(1) 容器リサイクル法に対応した分別収集計画の整備、実施

平成 27(2015)年度の容器包装の分別収集実施率は、紙製容器包装やプラスチック製容器包装以外の品目は約 9 割以上となっています。

表 3 - 4 - 1 平成 27 年度分別収集計画および実施状況

	平成 27 年度分別収集計画および実施状況		
	計画市町数	実施市町数	実施率 (%)
無色ガラス	29	29	100
茶色ガラス	29	29	100
その他ガラス	28	28	100
紙製容器包装	27	14	51.9
ペットボトル	29	29	100
プラスチック製容器包装	28	23	82.1
白色トレイ	19	13	68.4
鋼製容器包装	28	25	89.3
アルミニウム製容器包装	29	26	89.7
飲料用紙製容器包装	29	27	92.1
段ボール	29	29	100

2 県の取組状況

(1) 容器包装リサイクル法の完全実施に向けた三重県分別収集促進計画の策定

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、県内の 29 市町において、第 7 期（平成 26～30 年度分）の分別収集計画が策定されました。

これをふまえて、第 7 期三重県分別収集促進計画を平成 26 年 3 月に策定しました。

第7期三重県分別収集促進計画

【基本方向】「第7期三重県分別収集促進計画」では、循環を基調とした持続的発展可能な社会の構築をめざし、容器包装廃棄物の分別収集の促進について、次の事項を基本的に推進していきます。

- (1) 平成23年3月に改訂した「ごみゼロ社会実現プラン」を踏まえ、プランの取組の基本方向をもとに、ごみの減量化・リサイクルを推進します。
- (2) 各市町が取り組む分別収集の対象品目及び収集量を拡大します。
- (3) 循環型社会における廃棄物処理の優先順位(発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分)をふまえて適正なごみ処理を進めます。

【計画期間】平成26年4月～平成31年3月

【計画対象となる容器包装廃棄物】法に規定する10品目(無色ガラス、茶色ガラス、その他ガラス、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装(白色トレイ)、スチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボール)

平成27年度の各市町の分別収集状況については、第7期(平成26～30年度分)の三重県分別収集促進計画に基づき把握しており、その結果は次のとおりです。

表3-4-2 容器包装リサイクル法の分別収集実績(平成27年度)(単位：t)

廃棄物名	計画見込み量	分別収集実績	実績/計画見込み量
無色ガラス	4,814	4,440	92.2%
茶色ガラス	4,496	4,100	91.2%
その他ガラス	1,510	1,517	100.5%
紙製容器包装	3,577	283	7.9%
ペットボトル	3,040	2,688	88.4%
プラスチック製容器包装	11,622	12,887	110.9%
白色トレイ	77	49	63.6%
スチール缶	2,038	761	37.3%
アルミ缶	931	657	70.6%
紙パック	285	173	60.7%
段ボール	10,566	6,527	61.8%
合計	42,956	34,083	79.3%

基本取組 4 - 2 容器包装の削減・簡素化の推進

1 事業者の取組状況

(1) 容器包装の削減・簡素化のための工夫や改善

容器包装の削減・簡素化のための工夫や改善について、通い箱の導入による包装容器や梱包材の削減、製造工程の見直しによる製品ロスの削減等、容器包装使用量の削減の積極的な取組が行われており、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)への理解・協力が進んでいます。

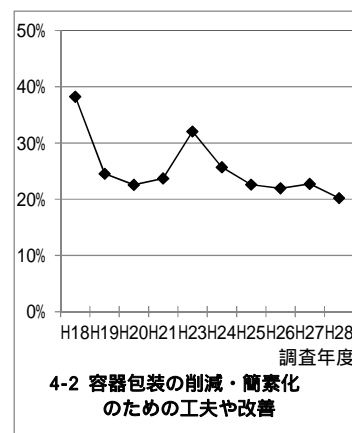


図3 - 4 - 1 容器包装の削減・簡素化の推進に関する事業者の取組状況

2 市町の取組状況

(1) 事業者や県民と連携したレジ袋有料化への取組

レジ袋有料化の取組については、伊勢市において、平成19年9月21日から主要スーパーマーケット全店で実施されて以降、他市町へ水平展開し、現在県内全市町（事業者による自主的な取組を含む）で取り組まれています。

表3 - 4 - 3 「事業者 - 県民 - 行政」間の協定方式によるレジ袋有料化実施状況

レジ袋有料化導入期日	自治体名
平成19年9月21日導入	伊勢市
平成20年7月1日導入	名張市・伊賀市
平成20年9月1日導入	鈴鹿市・亀山市
平成20年10月1日導入	桑名市・いなべ市・木曽岬町・東員町
平成20年11月11日導入	松阪市・多気町・明和町・大台町・玉城町・大紀町
平成21年1月23日導入	鳥羽市・志摩市・南伊勢町
平成21年2月1日導入	度会町
平成21年4月1日導入	熊野市・御浜町・紀宝町
平成21年4月1日導入	津市
平成21年9月1日導入	尾鷲市・紀北町
平成22年4月1日導入	四日市市・朝日町・川越町
事業者独自の取組によるレジ袋有料化	
平成24年4月1日導入	菟野町

3 県の取組状況

(1) レジ袋有料化等への支援

平成 19 年 4 月に施行された改正容器包装リサイクル法を受けて、小売業者の「レジ袋の有料化」や「マイバッグの配布」等の容器包装廃棄物の排出抑制に向けた取組や消費者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進に係る意識向上が求められている中、市町中心のレジ袋削減に関する協議会等の設置・運営への協力や協定締結に参加するとともに、ごみゼロレポートや県のホームページにおいて情報を発信し、県内全域の取組となるよう促進しました。

基本方向 5 生ごみの再資源化

生ごみは、家庭ごみの多くを占めており、その発生・排出抑制とともに再資源化が大きな課題となっております。また、県民の意識や関心が高く、効果的に実践活動につなげていく必要があります。

(取組状況)

基本取組 5 - 1 生ごみの堆肥化・飼料化

1 事業者の取組状況

(1) 事業系食品廃棄物の堆肥化・飼料化等、再資源化への取組

多量の食品廃棄物が発生する事業者等、一部で生ごみの収集運搬や堆肥化の実施、出来た堆肥等の利用が行われています。

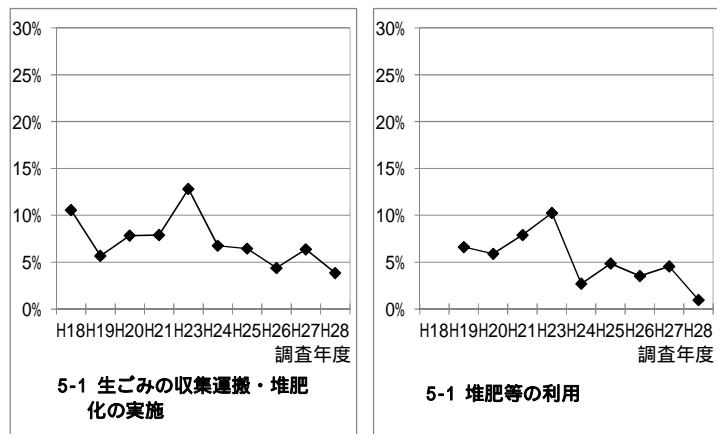
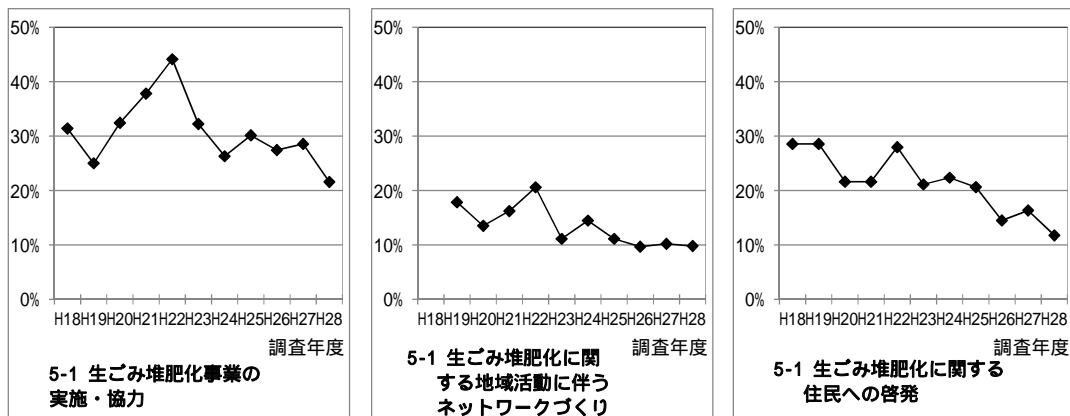


図 3 - 5 - 1 生ごみの堆肥化・飼料化に関する事業者の取組状況

2 NPO等団体の取組状況

(1) 地域住民との協働による生ごみの堆肥化

比較的多くのNPO等団体において、生ごみ堆肥化事業の実施・協力が行われており、生ごみ堆肥化に関する啓発や地域活動に伴うネットワークづくり、生ごみの水切りの実施・協力についても一部で積極的に取り組まれています。減少傾向にあります。



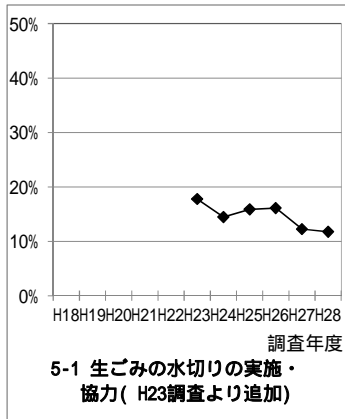


図3 - 5 - 2 生ごみの堆肥化・飼料化に関するNPO等団体の取組状況

3 市町の取組状況

(1) 生ごみや事業系食品廃棄物の飼料化・堆肥化等、再資源化への取組

一部の市町において、生ごみの収集運搬・堆肥化業務の委託、堆肥化システムの運用や事業系食品廃棄物の再資源化が行われていますが、施設や集積所の設置に住民への理解や協力が必要であること等から取組市町数は一定となっています。

(2) 生ごみ処理機の補助

ほぼ全ての市町において、家庭用生ごみ処理機の購入に対する補助が行われており、生ごみ減量化の取組として、生ごみの水切りの推進やPRが実施されています。

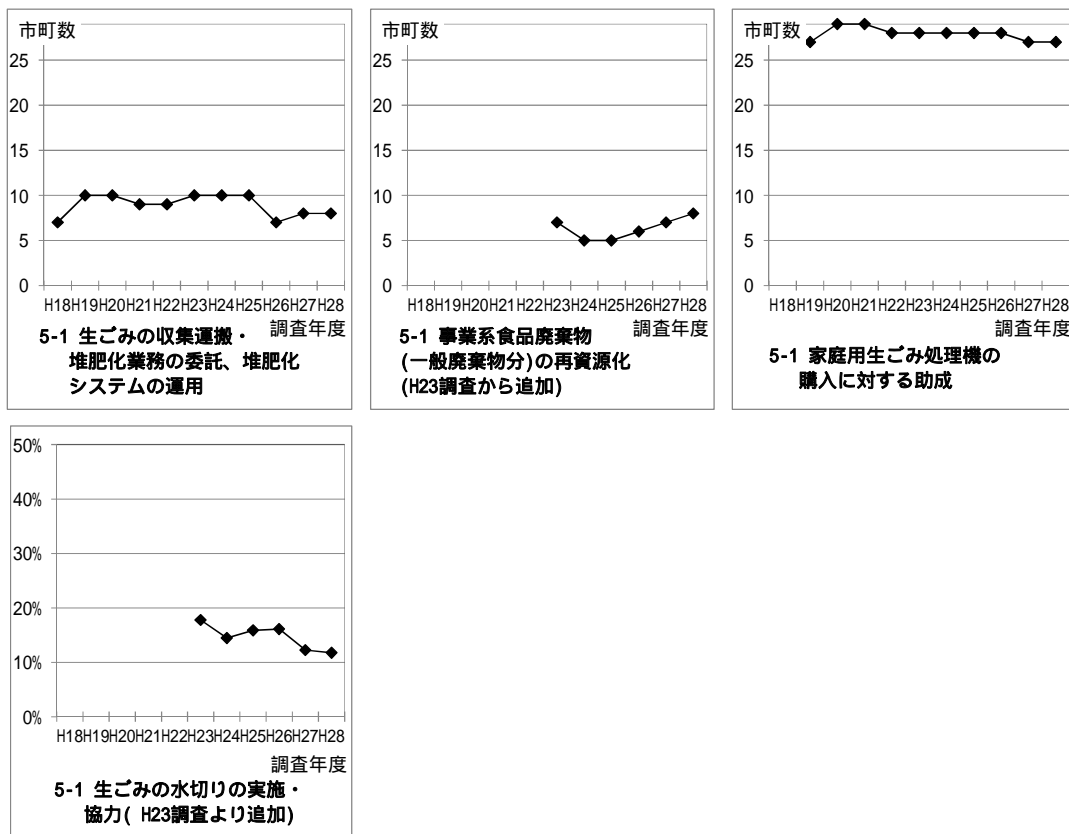


図3 - 5 - 3 生ごみの堆肥化・飼料化に関する市町の取組状況

4 県の取組状況

- (1) 市町が実施するごみ減量化の推進に係る先駆的・モデル的な取組に対する補助金の交付、情報の水平展開などの支援（再掲）

「生ごみ堆肥化システムの実証試験：紀宝町」（補助金：3,685 千円）

H17 モデル事業

生ごみ堆肥化の取組を町全域に展開するため、町内で生ごみ等を分別収集するモデル地区を設定し、実験処理施設を整備して生ごみ堆肥化に係る実証試験事業を行いました。

「リサイクルパーク整備事業：鳥羽市」（補助対象事業費：10,956 千円）

H18 モデル事業

家庭の生ごみの発生・排出抑制とリサイクルを推進するために、計画段階から市民の意見を取り入れ、NPOが主体となった「リサイクルパーク」を整備しました。資源物の回収拠点や環境教室等も設置することにより、ごみの減量化とリサイクルを通じた市民の交流の場となることもめざしました。

「島内における資源循環モデル検討事業：鳥羽市」（補助金：5,442 千円）

H21 モデル事業

鳥羽市では、菅島、坂手島、神島にそれぞれ炭化式生ごみ処理機が設置されており、施設のメンテナンス費用や処理後の残さを鳥羽市の施設で焼却するための運搬費等が発生する状況となっていました。

こうしたことから、鳥羽市では廃棄物の収集運搬コストの削減や温室効果ガスの削減をめざし、住民・自治会・行政等が連携して、生ごみのリサイクルループ(地域循環)の構築に向けた資源循環の仕組みを検討・推進しました。

その結果、平成22年3月に堆肥化生ごみ処理機を設置し、できた堆肥を島内で使用する取組を開始しました。

「地域密着型生ごみ・資源物の回収、資源化システム構築検討事業：大台町」

(補助金：4,515 千円)

H22 モデル事業

生ごみの有効利用を進めるため、地域ごとに生ごみの堆肥化に取り組むグループを育成し、できた堆肥で野菜等の栽培、栽培された野菜等の消費、野菜くず等生ごみの堆肥化、といった地域で循環するシステムの構築に取り組みました。

また、粗大ごみをリユース、リサイクルすることで不用物として排出された物品の有効利用を図るとともに、壊れたものを修理できる人材の募集を行い、「リサイクルクラブ」を設立し再利用を進めました。

「生ごみ・草木類の回収及び資源化システムの実証実験事業：名張市」

(補助金：1,461千円)

H22モデル事業

平成21年度に策定した第3次アクションプログラムの中心課題であり、ごみの減量化及び資源化の推進に不可欠である生ごみ及び草木類の資源化における課題の検証や対応策等を検討するための実証実験を行いました。

(2)「もったいない名人テキスト」の活用

生ごみの減量化や資源化を進めるため、小学生を中心とした子どもたちにごみ問題の現状から実際の行動事例までをわかりやすく伝えることで、各家庭での自発的な取組を進めてもらうため、「みんなでめざそう！もったいない名人」テキスト(以下、「もったいない名人テキスト」という。)を活用した出前授業を実施し、他市町への水平展開を進めています。

「もったいない名人テキスト」は、市町が実施する小学生への環境学習やごみ処理施設の見学、事業者工場の見学、イベントをはじめ、NPO等団体が実施するイベントや県が進める小学生への出前授業等、幅広く活用されています。

基本取組5-2 生ごみのエネルギー利用

1 NPO等団体の取組状況

(1) 廃食用油のリサイクルの実施・協力

一部のNPO等団体においてBDF製造や石鹼の作成等、廃食用油のリサイクルの実施・協力が行われています。

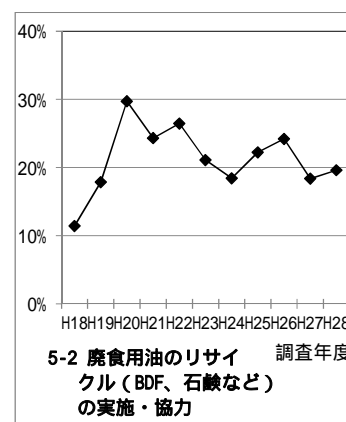


図3-5-4 生ごみのエネルギー利用に関するNPO等団体の取組状況

基本取組5-3 生ごみの生分解性プラスチック等への活用

県民や事業者、NPO等団体、市町、県の協働により生ごみの堆肥化や飼料化、その資源循環の仕組みづくりの他、生ごみを含むバイオガス化の検討が進められていますが、生ごみを原料とした生分解性プラスチックの研究開発等は進みませんでした。

基本方向 6 産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進

ごみ減量化の取組については、企業や県民、NPOなど民間の主体の活力を生かす視点も重要ですが、現状ではこうした取組は地域に根付いていません。今後は、福祉や地域コミュニティの再生など地域社会のニーズや課題とマッチングさせるとともに、ビジネスの観点から取り組むことも重要です。

(取組状況)

基本取組 6 - 1 ローカルデポジット制度の導入

1 NPO等団体の取組状況

(1) 飲料容器デポジット制度の導入・運用

一部のNPO等団体では、飲料容器回収機によるポイント制度等、飲料容器デポジット制度の導入・運用が行われています。

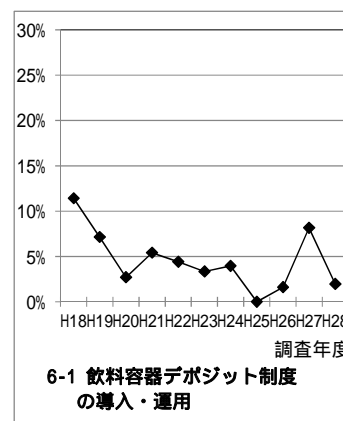


図 3 - 6 - 1 ローカルデポジット制度の導入に関するNPO等団体の取組状況

基本取組 6 - 2 障がい者や高齢者等のごみゼロ活動への参画促進

1 県の取組状況

(1) 市町が実施するごみ減量化の推進に係る先駆的・モデル的な取組に対する補助金の交付、情報の水平展開などの支援(再掲)

「福祉・地域づくりと一体となったごみ収集システム等検討事業：名張市」
(補助金：422千円)

H21 モデル事業

名張市では、効率的なごみ収集システムの構築をめざし、地域住民やNPO等と連携して、ごみの戸別収集方式からステーション方式への変更と高齢者支援について、検討・試行を進め、あわせて、ごみ減量に向けた生ごみ・草木類の分別収集や資源化についての検討を行いました。

基本取組 6 - 3 ごみゼロに資する地域活動の活性化促進

1 NPO等団体の取組状況

(1)ごみ減量化やリサイクル等地域活動の実施

産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進の取組状況について、生ごみの堆肥化をはじめとするごみ減量化やリサイクル等地域活動の実施や、行政の施策への協力が比較的多くなっています。

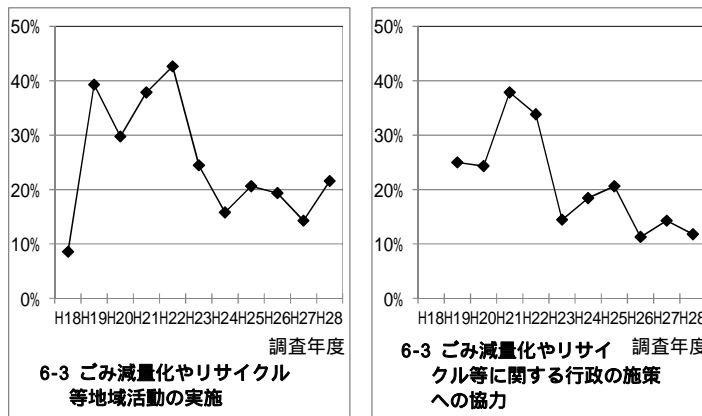


図3 - 6 - 2 ごみゼロに資する地域活動の活性化促進に関するNPO等団体の取組状況

基本取組 6 - 4 民間活力を生かす拠点回収システムの構築

1 事業者の取組状況

(1)小売店店頭や再生事業者によるリサイクルステーションなどにおける資源回収の実施

スーパーマーケットやショッピングセンター店頭の拠点等や再生事業者では、事業者による資源物の回収が実施されています。スーパーマーケット等や古紙回収事業者に対して回収量の調査を行ったところ、平成23年度の回収量(推計値)は75,861tでしたが、平成26年度の回収量(推計値)は110,130tと大きく増加しており、事業者による資源物回収が活発になっていると考えられます。

表3 - 6 - 1 スーパーマーケット等や古紙回収事業者の資源回収量(推計値)

	ペットボトル	食品トレイ	紙パック	古紙類	缶類	その他	計
平成23年度	1,225	530	448	73,371	263	24	75,861
平成26年度	1,326	204	358	107,729	405	108	110,130
増加率	8.2%	-61.5%	-20.1%	46.8%	54.0%	350%	45.2%

2 市町を取組状況

(1) 小売店店頭や再生事業者によるリサイクルステーションなどにおける資源回収の実施

容器包装リサイクル法に基づき、市町による資源ごみの分別収集が行われていますが、収集量は種類ごとで見ると、プラスチック製容器包装が増加しているものの、その他の品目は現状維持や減少傾向にあります。

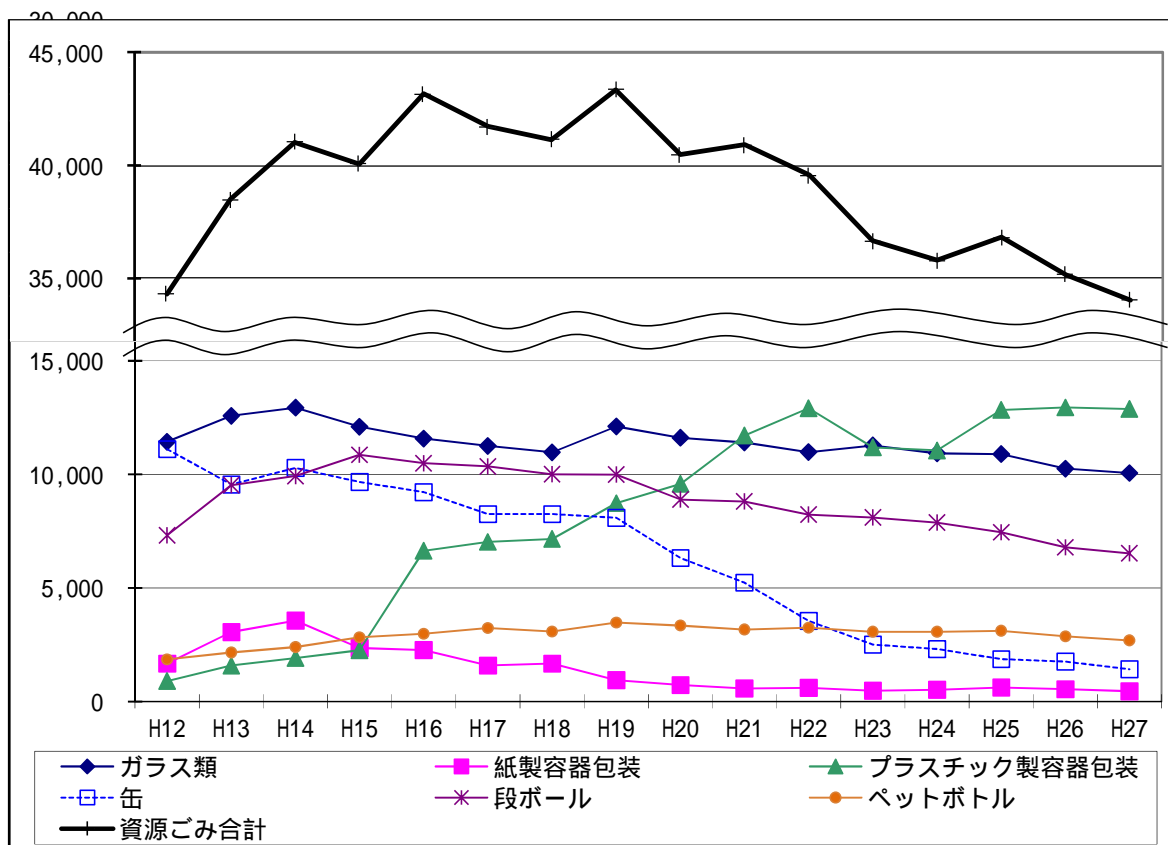


図3-6-5 市町による資源ごみの分別収集量

多くの市町においては、スーパーマーケット等で資源回収が行われており、市町の回収ステーションや資源の拠点回収として位置づけを行っているのは4市町となっています。

表3-6-2 店頭回収システムの各市町の取り扱い (H28市町調査)

市町の取り扱い	市町数
市町の回収ステーションという位置づけで市町が一般廃棄物として収集処理している	1
スーパーの駐車場等で資源回収を実施している (管理を業者に委託し、市の拠点回収という位置づけ)	4
スーパー等が事業の一環として店頭回収を実施し、回収したものはスーパー等が資源として有効利用できるものを選別し売却している	20
把握している限りでは、スーパー等の店頭回収は実施していない	6

基本取組 6 - 5 サービス産業の仕組みを生かしたリサイクル

一部の事業者では、宅配サービス時に資源物の回収を同時に行うサービスや市町と連携し宅配便を利用した小型家電の回収を行う等、サービス産業の仕組みを生かしたリサイクルの取組が行われています。

基本取組 6 - 6 埋立ごみの資源としての有効利用の推進

1 県の取組状況

- (1) 市町が実施するごみ減量化の推進に係る先駆的・モデル的な取組に対する補助金の交付、情報の水平展開などの支援（再掲）

「埋立ごみ（ガラス・陶磁器くず）の分別収集システム検討：伊勢市」

（補助金：905 千円）

H19 モデル事業

伊勢市では、最終埋立処分されるごみの削減をめざして、今まで埋立ごみとなっていたガラス・陶磁器類について、リサイクル処理するルートを確保することで、新たな分別収集区分による回収を実施しました。

その実施に合わせて、資源ごみの回収・売却とともに埋立ごみ（ガラス・陶磁器くず）の回収を地域住民が主体的・自立的に担う取組に対して、市が支援する集団回収ステーションの仕組みをモデルとして構築しました。

基本方向 7 公正で効率的なごみ処理システムの構築

市町のごみ処理業者については、県民の関心の高まりとともに、ごみ処理における各主体の役割分担や費用負担の面からも、住民の理解と協力が得られるような仕組みが求められており、より公正で効率的なごみ処理システムを構築することが不可欠となっています。

(取組状況)

基本取組 7 - 1 ごみ処理の有料化等経済的手法の活用

1 市町の取組状況

(1) 家庭系ごみの有料化

ごみの排出抑制と処理経費の負担の公平化のため、家庭系ごみの有料化¹による経済的手法の導入が進められています。

家庭系ごみの有料化は平成 20 年度までに 7 市町で導入されており、平成 25 年 4 月から 1 市（尾鷲市）で導入されたほか、9 市町で導入に向けた検討が今後行われる予定となっています。

表 3 - 7 - 1 家庭系ごみ有料化の実施状況等（H28 市町調査）

実施年度	~H20	H21~H24	H25	H26~H28	検討中	今後 検討予定	検討予定 なし
市町数	7	0	1	0	0	9	12

1 有料化：市町が一般廃棄物処理についての手数料を徴収する行為

(2) 指定ごみ袋制度の導入

指定されたごみ袋でごみを排出することで分別徹底を促しごみ減量化につなげるため、指定ごみ袋制度¹を導入している市町もあります。指定ごみ袋制度は平成 28 年度までに 16 市町で導入されています。

表 3 - 7 - 2 指定ごみ袋制度の導入状況及び今後の予定 (H28 市町調査)

	実施済み ³	検討中	今後検討予定	導入・検討予定なし
市町数	16	0	0	5

- 1 指定ごみ袋制度：
ごみ処理手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ袋（指定袋）を使用すること
- 2 有料化導入済みの市町：
（桑名市、名張市、尾鷲市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、木曾岬町、南伊勢町）を除く
- 3 実施済みの16市町：
四日市市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、御浜町

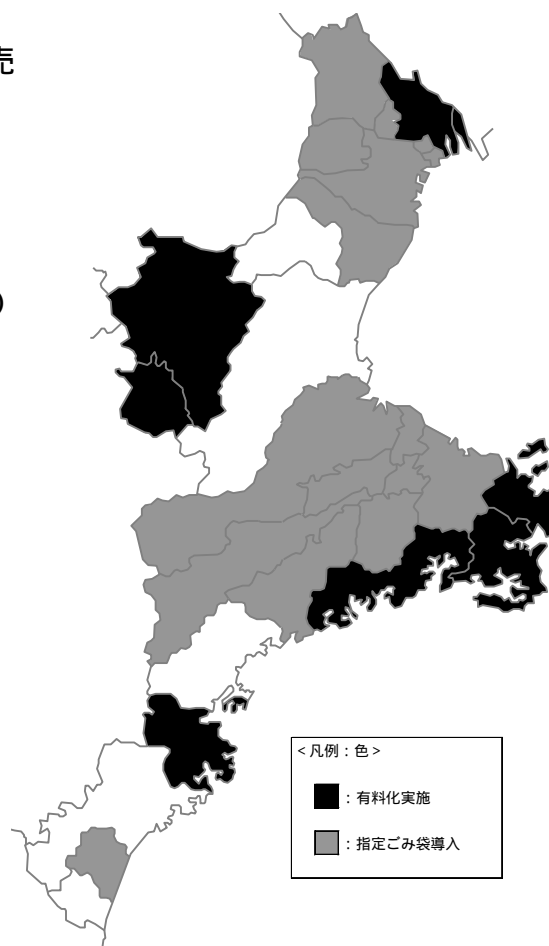


図 3 - 7 - 1 家庭系ごみ有料化と指定ごみ袋導入の状況

2 県の取組状況

- (1) 市町が実施するごみ減量化の推進に係る先駆的・モデル的な取組に対する補助金の交付、情報の水平展開などの支援（再掲）

「家庭系ごみ有料化制度の導入検討：伊賀市」（補助金：2,813千円）

H17 モデル事業

家庭系ごみの有料化によりごみの減量化と分別の徹底を図るため、住民や事業者、行政で組織される伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会を設置し、有料化制度に関する協議・検討を行うと共に先進事例調査やアンケートによる住民意識調査等を行いました。

基本取組 7 - 2 廃棄物会計等の活用促進

1 市町の取組状況

(1) 廃棄物会計基準の導入

環境省が公表した「一般廃棄物会計基準」は、標準的な手法によりごみ処理コストの分析や評価が行え、事業に要する費用の必要性や効率性について具体的に把握し、事業の効率化を図るとともに、住民や事業者にも事業の理解を得るうえで有効な手段ですが、全国的に会計基準を導入する市町は少なく、分析結果の公表等による利活用の取組は進んでいません。

一方、県内ではの 28 市町 8 組合が廃棄物会計基準を導入し、一般廃棄物の処理事業に係るコストを整理し、把握することでごみ処理システムの最適化に努めています。

2 県の取組状況

(1) 廃棄物会計基準を活用した市町ごみ処理カルテの導入

平成 22 年度は、環境省が公表した「一般廃棄物会計基準」を活用した廃棄物処理システムへの適用事例等の情報提供、実際の同会計作成作業の支援を通して、県内市町に対して同会計基準に関する導入の普及・啓発活動を実施しました。その結果、県内市町の廃棄物会計基準の導入状況は 28 市町 8 組合となっており、ごみ処理システムの最適化に向けたコスト情報の把握などの取組が県内ほぼ全域に広がっています。

また、平成 20 年度にごみ処理システムの環境負荷面、経済面の指標や施策の課題等について、市町ごとの総合的な状況を把握した「市町ごみ処理カルテ（ ）」のパイロット版を 4 市町に導入し、平成 23 年度には廃棄物会計基準を導入した 28 市町のごみ処理カルテを作成し、ごみ処理システムの総合的な分析に努めました。

平成 27 年度には、一般廃棄物会計基準の活用を進める環境省や学識者、他県等との意見交換会において、会計基準の活用事例について情報共有を行うとともに、会計基準を全国的な取組とすることや会計基準により効率的な処理を行っている市町等が評価される仕組みを作るよう環境省等に提案しました。

() 市町ごみ処理カルテ：市町が把握・公開していたこれまでのごみ処理に関するデータに加え、廃棄物会計のコスト情報や環境負荷の評価結果、住民・事業者の取組状況などのデータを用いて、ごみ処理システムの現状や課題について総合的に分析することにより強みや弱みを明確にするためのツール

【総括】

自治体名	A市
人口	288,600人
世帯数	112,386世帯
ごみ排出量	125,891t
1人1日あたりのごみ排出量	1,148g/人・日
生活系ごみ排出量削減率(対2002年度比)	-2.2%
事業系ごみ排出量削減率(対2002年度比)	43.0%
資源としての再利用率	18.4%

分別数	13
ごみ処理有料化	無料
ごみ処理有料化処理手数料	
ごみ処理経費	3,460,572千円
ごみ処理基本計画	H20策定
資源化率	31.7%
最終処分量	10.9%
集団回収量	4,930t

可燃ごみについて
組合分担金含む

【処理システムの概要】

中間処理	可燃ごみ	市所有の焼却施設4施設で焼却処理し、焼却残渣は溶融処理(委託)
最終処分	不燃・粗大	市所有の粗大ごみ処理施設2施設で破砕処理
	資源	市所有の資源化施設3施設で選別・圧縮・梱包処理
		最終処分#REF!

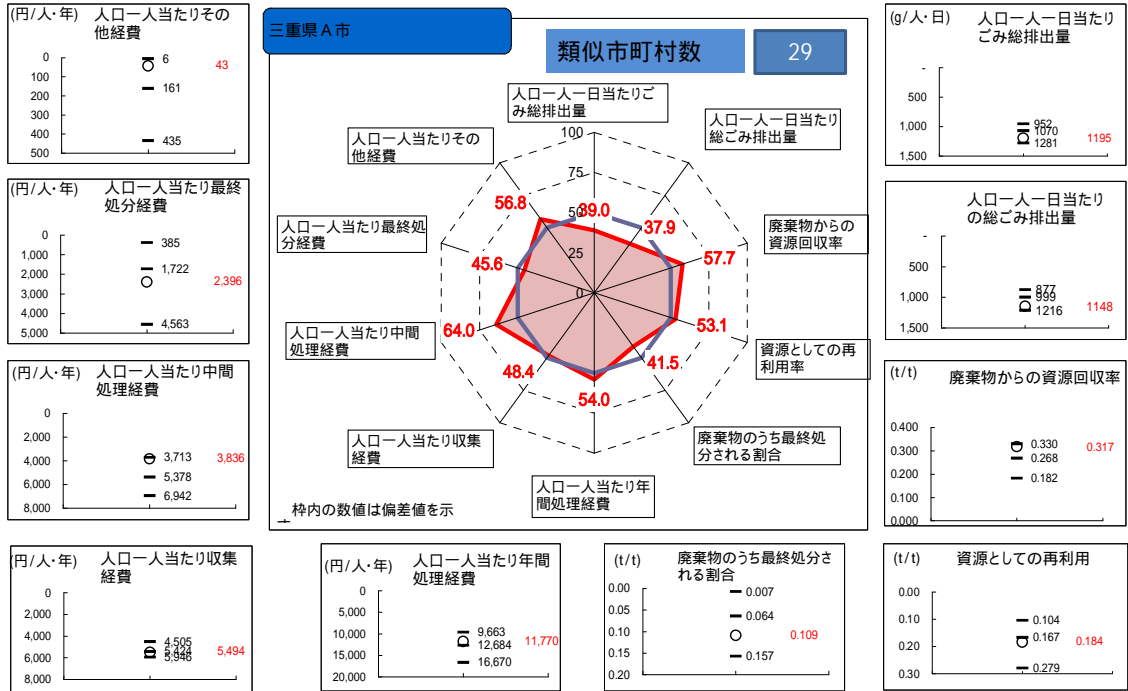


図3-7-2 市町ごみ処理カルテ

基本取組 7 - 3 地域密着型資源物回収システムの構築

1 NPO等団体の取組状況

(1) 資源回収ステーションの運営

一部のNPO等団体において、資源回収ステーションの運営受託、人材派遣や集団回収のPRと実施に取り組んでいます。

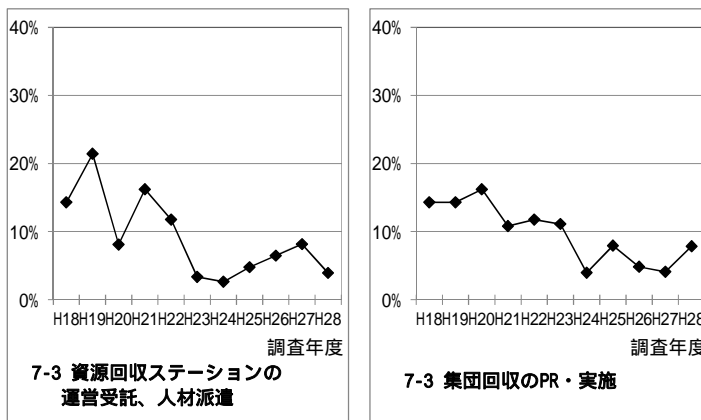


図3 - 7 - 3 地域密着型資源物回収システムの構築に関するNPO等団体の取組状況

2 市町の取組状況

(1) 集団回収への助成金制度

20市町で集団回収への助成が行われており、一部の市町では、住民が利用しやすい時間に運営する回収拠点の設置・運営に取り組んでいます。

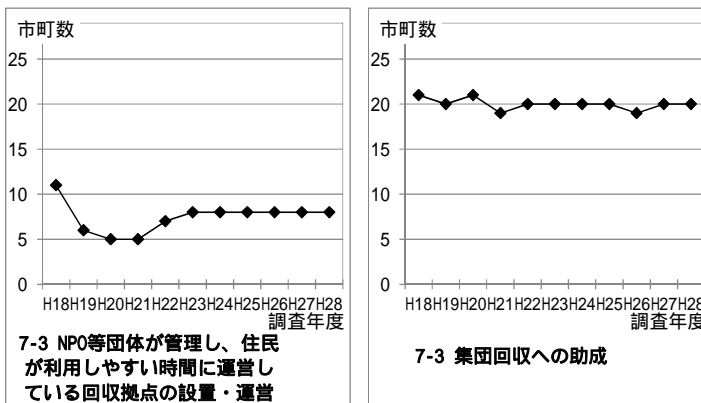


図3 - 7 - 4 地域密着型資源物回収システムの構築に関する市町の取組状況

表3 - 7 - 3 市町の助成制度一覧 (H28 市町調査)

市町名	助成対象品目	助成額 (円 / k g)
津市	古紙類、金属類(缶)、布類、びん	6
四日市市	紙類、布類	4
伊勢市	雑誌・雑誌類、衣類、アルミ・スチール缶、紙パック、新聞	3
	リターナブルびん	3 円 / 本
松阪市	紙類、古着	3
	びん類(リターナブル)	3 円 / 本
桑名市	- - -	-
鈴鹿市	紙類、金属類、アルミ類、びん類、布類	4
名張市	- - -	-
尾鷲市	新聞紙、雑誌類、段ボール、その他古紙	5
	廃食油、小型家電	20
鳥羽市	段ボール、雑誌、新聞、牛乳パック、アルミ缶、びん	2
熊野市	- - -	-
いなべ市	- - -	-
志摩市	紙類、布類、缶類、その他資源	5
	びん類	3 円 / 本
伊賀市	古紙類、古布類	3
木曾岬町	新聞類、雑誌、段ボール、牛乳パック、布類、缶類、紙類、びん類、ペットボトル、トレイ	4
東員町	紙、布	6
菰野町	- - -	-
朝日町	紙類、布、アルミ	5
川越町	紙類、布、アルミ	5
多気町	紙類、布類、缶類(アルミ、スチール)、びん類	5
明和町	段ボール、新聞、雑誌、紙パック、布類、アルミ	5
大台町	紙類、布、缶	5
	びん	5 円 / 本
玉城町	紙、布、アルミ、牛乳パック	3
度会町	- - -	-
大紀町	紙類	5
	缶類	3
	びん類	2
南伊勢町	廃乾電池	3円 / 個
紀北町	- - -	-
御浜町	- - -	-
紀宝町	- - -	-

3 県の取組状況

(1) 市町が実施するごみ減量化の推進に係る先駆的・モデル的な取組に対する補助金の交付、情報の水平展開などの支援（再掲）

家庭で不用となった資源物を出す際の利便性を高めるため、市町村が住民自らの都合に合わせて直接資源物を持ち込むことができる資源回収ステーションを設置し、自治会・NPO等との協働で運営する事業を支援しました。

「資源ごみストックヤード整備：東員町」

（補助対象事業費：1,400千円(H17),574千円(H18)）

H17、18 ごみ減量化モデル事業

資源ごみとして現在各戸収集している新聞、雑誌、段ボールについて、収集拠点となるストックヤードを団地内にモデル的に整備し、自治会がその管理運営業務を担うことにより、行政の収集運搬費用の削減とともに、住民のごみ減量等に対する意識向上を図りました。

「資源物回収ステーション整備：伊勢市」(補助対象事業費：3,819千円)

H17、18 ごみ減量化モデル事業

地区に複数設置している資源物収集拠点を集約すべく順次、小学校区単位で資源回収ステーションを1箇所整備し、行政の資源物収集の効率化及び住民の利便性向上を図るとともに、自治会に管理運営業務を委託するなど地域住民との連携・協働して取り組むことにより、住民の分別意識の向上やコミュニティの活性化につながりました。

(2) ごみ処理施設の整備に伴う広域化への技術的支援

一般廃棄物においては、市町の区域内処理を基本としつつ、広域的に連携しながら廃棄物の種類や処理方法に応じた効率的で合理的なごみ処理システムを構築する必要があります。特に、RDF化によるごみ処理を行っている市町については、平成33年度に県のRDF焼却・発電事業が終了となるため、事業終了後も安全で安定したごみ処理体制が構築されることが重要です。

このため、県としては、市町等が設置する検討組織への参画や市町間の調整、職員の派遣等を行い、必要な技術的支援を行っています。また、国に対しても、ごみ処理施設整備の支援拡充の要望活動を実施しました。

< 市町等における検討状況 >

桑名広域清掃事業組合

いなべ市を除く1市2町（桑名市、木曾岬町、東員町）の枠組みで、施設整備することが決まっており、本年度は処理方式や機種選定などの評価を行いました。

平成27年9月に施設規模や処理方式等を示したごみ処理施設整備計

画を策定し、現在、環境影響評価を実施するとともに発注仕様書の作成など、入札に向けた準備に取り組んでいるところです。

伊賀市

平成 26 年 3 月に同市の「廃棄物処理のあり方検討委員会」から、一時的な民間委託の方向性についての答申があり、処理方針の検討を行っているところです。

香肌奥伊勢資源化広域連合

松阪市を除く 3 町（多気町、大台町、大紀町）の枠組みで、処理の方向性について、事務レベルでの検討を行っているところです。

東紀州地域

紀北町、南牟婁清掃事業組合（熊野市、御浜町、紀宝町）においては、尾鷲市を含む 2 市 3 町による新たな枠組みでゴミ処理の広域化を行うことに合意がなされ、現在、一部事務組合の設立に向けた準備に取り組んでいるところです。

基本方向 8 ごみ行政への県民参画と協働の推進

県民、事業者も自らの役割を認識し、できること、やらなければならないことに自ら取り組む必要があります。また、ごみ政策やその具体策について、計画・企画段階から市町とともに考え、協力するなど、ごみ行政への参画が求められています。

(取組状況)

基本取組 8 - 1 住民参画の行動計画づくり

1 NPO等団体の取組状況

(1) ごみ減量化に関する会議等への参画・協働

一部のNPO等団体は、ごみ処理基本計画策定や行政の主催するごみ減量化に関する会議や地域ごみゼロ推進交流会等に積極的に参加していますが、その割合は減少傾向にあります。

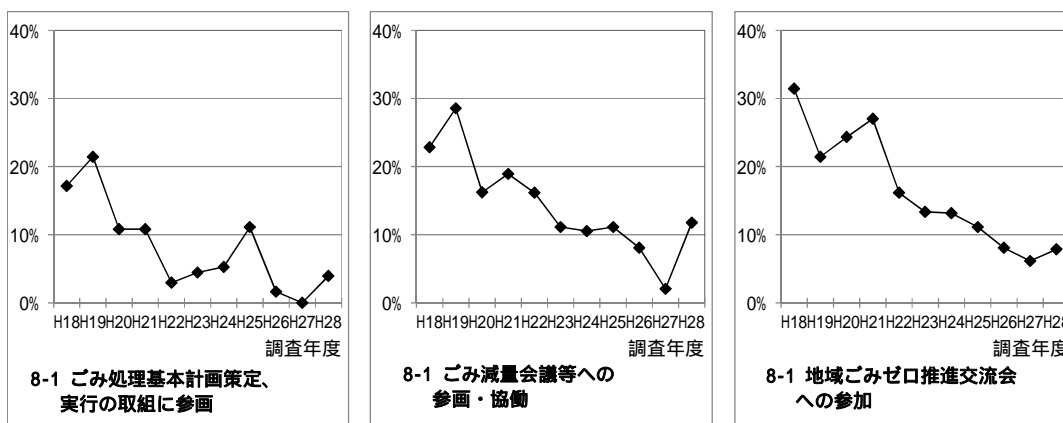


図 3 - 8 - 1 住民参画の行動計画づくりに関するNPO等団体の取組状況

2 市町の取組状況

(1) 住民参画によるごみ処理基本計画づくり

多くの市町で住民参画によるごみ処理基本計画づくりやごみ減量会議等の設置・運営が進められており、取組市町数が増加しています。

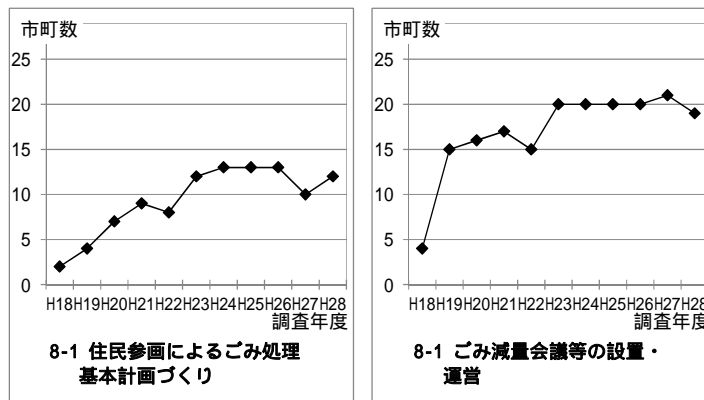


図 3 - 8 - 2 住民参画の行動計画づくりに関する市町の取組状況

3 県の取組状況

- (1) 市町が実施するごみ減量化の推進に係る先駆的・モデル的な取組に対する補助金の交付、情報の水平展開などの支援（再掲）

「市民参画によるごみ処理基本計画づくり：桑名市」(補助金：2,457千円)

H17 モデル事業

桑名市では、市町村合併に伴い、新たな市町村ごみ処理基本計画を住民・NPO等市民参画により策定しました。

「町民参画によるごみ処理基本計画づくり：東員町」(補助金：840千円)

H18 モデル事業

東員町において、新たなごみ処理基本計画を住民・NPO等町民参画により策定しました。

- (2) ごみゼロ推進交流会の実施

ごみゼロプラン推進の取組への県民の参画と、住民、NPO、地域団体等の連携・協働を進めることにより、地域の多様な主体による自発的、主体的なごみ減量活動の活性化やそれらの広域展開、レベルアップを図るため、ごみゼロの取組に関心のある住民やNPO等を対象に、環境事務所において「地域ごみゼロ推進交流会」を実施しました。

表3 - 8 - 1 平成27年度 環境事務所による地域ごみゼロ推進交流会の実施状況

環境事務所	名称	概要	参加者数等
松阪	第8回環境フェスティバル (多気クリスタルタウンショッピングセンター：多気町)	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化関係パネル展示 海岸漂着物啓発パネル展示 環境関係パンフレット配布 ごみゼロキャラクターぬり絵 もったいないかみしばい 	平成27年 6月24日(日) 展示ブースに 約80名
松阪	第7回まつさか環境フェア in ベルファーム (ベルファーム：松阪市)	<ul style="list-style-type: none"> 環境ごみゼロ啓発パネル展示 水質検査(パックテスト)体験 ごみゼロクイズ ごみゼロキャラクターぬり絵 	平成27年9月 20日
鈴鹿	第15回夏の鈴鹿川体験 (鈴鹿川河川緑地：鈴鹿市)	<p>鈴鹿・亀山地域で環境保護活動をする18団体と両市、県が集まって実施している環境保全にかかる普及啓発イベント</p> <ul style="list-style-type: none"> 体験ブースの出展 海岸ごみを利用したエコ工作 ゼロ吉ぬり絵 ごみゼロ事業のPR・啓発 	平成27年 8月9日(日) 約800人

地域機関	名称	概要	参加者数等
鈴鹿	鈴鹿川環境展 (鈴鹿ハンター：鈴鹿市)	鈴鹿・亀山地域の様々な団体が集まって実施している環境保全にかかる普及啓発イベント ・体験ブースの出展 エコ工作 ゼロ吉ぬり絵・クイズ もったいない紙芝居 ・ごみゼロ事業のPR	平成28年 1月9日(土) -10日(日) 約5000人
南勢志摩	伊勢市環境フェア	伊勢市周辺の各団体による環境保全普及啓発イベント ・海岸漂着物に係る「ぬり絵」「クイズ」 ・海岸漂着物(貝殻等)アートづくり ・海岸漂着物のDVD視聴と「教材」を使ったレポート作成 ・海岸漂着物啓発パネルを題材にしたクイズ	平成27年10月 12日 展示ブースに 約650名

基本取組 8 - 2 レジ袋削減・マイバッグ運動の展開

1 事業者の取組状況

(1) レジ袋有料化への積極的な取組(再掲)

一部の事業者において、マイバッグ利用を促進するためのインセンティブの付与が行われています。

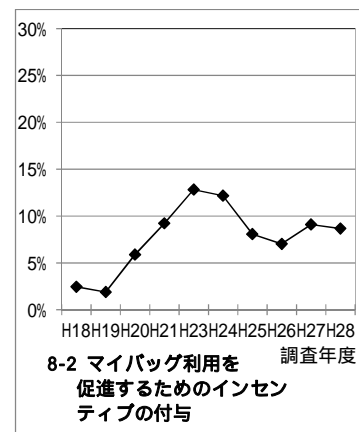


図3 - 8 - 3 レジ袋削減・マイバッグ運動の展開に関する事業者の取組状況

2 NPO等団体の取組状況

(1) レジ袋削減活動の展開

一部のNPO等団体において、レジ袋削減活動が行われていますが、取組が浸透したことから活動する団体は減少傾向にあります。

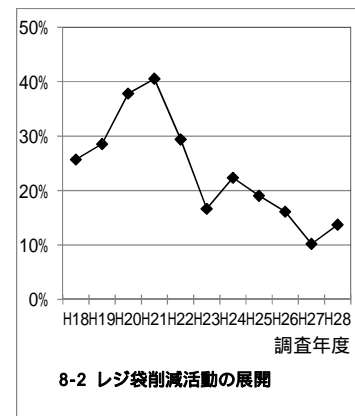


図3 - 8 - 4 レジ袋削減・マイバッグ運動の展開に関するNPO等団体の取組状況

3 市町の取組状況

(1) 事業者や県民と連携したレジ袋有料化への取組 (再掲)

レジ袋有料化の取組については、伊勢市において、平成19年9月21日から主要スーパー全店で実施されて以降、他市町へ水平展開し、現在県内全市町(事業者による自主的な取組を含む)で取り組まれています。

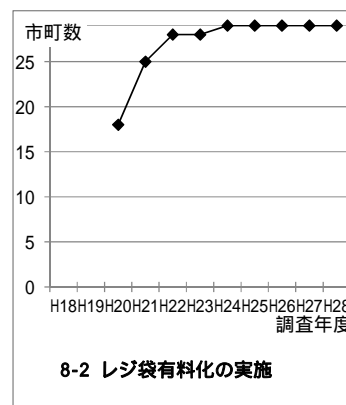


図3 - 8 - 5 レジ袋削減・マイバッグ運動の展開に関する市町の取組状況

4 県の取組状況

(1) レジ袋有料化等への支援

「レジ袋の削減(有料化の導入)検討:伊勢市」(補助金:479千円)

H19 モデル事業

伊勢市では、レジ袋の削減をめざして、市民・事業者・市等で構成される「ええやんかマイバッグ!(レジ袋有料化)検討会」において、マイバッグ持参率50%以上実現のため、レジ袋有料化も含めた議論を進め、事業者との自主協定の締結や、市民への啓発活動等を展開しました。その結果、平成19年9月21日から市内全域の主要スーパー全店でレジ袋の有料化が一斉に開始されました。

「レジ袋有料化検討事業:伊賀市・名張市」(補助金:727千円)

H20 モデル事業

隣接する伊賀市と名張市では、レジ袋の削減・マイバッグ持参を推進するため、互いに連携調整を図りつつ、それぞれ住民・事業者・行政等で構成する検討会を運営し、レジ袋有料化同時スタートをめざすとともに、ドラッグストア・コンビニエンスストア・ホームセンター等にも参画を求め、より幅広い業種での取組も推進しました。その結果、平成20年7月1日から両市同時に地域内主要スーパー全店でレジ袋有料化が一斉に開始されたのに続き、同年10月1日からはドラッグストアが加わり規模が拡大しました。

「レジ袋有料化検討事業:松阪市・明和町・多気町・大台町・玉城町・大紀町」

(補助金:756千円)

H20 モデル事業

隣接する松阪市、明和町、多気町、大台町、玉城町及び大紀町では、レジ袋削減・マイバッグ持参の推進をめざし、広域ブロックが一体となり住民・

事業者・団体・行政等で構成する一元的な検討組織を設置し、レジ袋有料化や啓発活動等について検討するとともに、市町ごとに啓発活動を実施しました。その結果、平成 20 年 11 月 11 日からドラッグストアも含めた広域でのレジ袋同時一斉有料化が開始されました。

「複合的ごみ減量・リサイクル施策検討事業：四日市市」(補助金：1,300 千円)

H21 モデル事業

四日市市では、地域住民・NPO・事業者等と連携し、レジ袋の有料化や簡易包装の実施など、ごみ減量に積極的に取り組む「ごみ減量リサイクル推進店制度」を創設しました。この制度に基づき、市と協定を締結した小売事業者を「ごみ減量推進店」として積極的にPRし、協定締結基準に掲げるごみ減量等の取組を推進しました。

基本取組 8 - 3 ごみゼロに資するNPO、ボランティア等の活動推進

1 NPO等団体の取組状況

(1)市町のごみ減量化等施策への積極的な参画、協力

県内のNPO等団体は、生ごみ堆肥化事業や廃食用油のリサイクル活動、フリーマーケット等の開催・出展といったリユース活動などとおして、行政との協働事業等の実施や市町のごみ減量化等施策へ参画していますが減少傾向にあります。

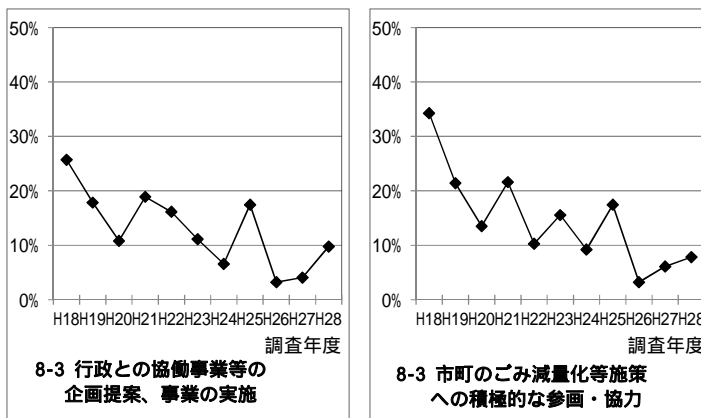


図3 - 8 - 6 ごみゼロに資するNPO、ボランティア等の活動推進に関するNPO等団体の取組状況

2 県の取組状況

(1)ごみゼロ推進交流会の実施(再掲)

ごみゼロプラン推進の取組への県民の参画は欠かせないため、住民、NPO等団体、事業者等の連携・協働により、地域の多様な主体による自発的、主体的なごみ減量活動の活性化等を図るため、住民やNPO等団体との関わりが深い地域機関による地域ごみゼロ推進交流会を実施しています。

(2)市町が実施するごみ減量化の推進に係る先駆的・モデル的な取組に対する補助金の交付、情報の水平展開などの支援(再掲)

「エコパートナー・ネットワーク推進事業：津市」(補助金：696千円)

H19モデル事業

市民が自発的に環境やごみ減量化について考え、行動することをめざし、市民が運営主体となる活動センターをごみ焼却施設内に整備し、子どもたち等への実践的な環境学習の場とするとともに、活動・情報発信の拠点として、市民と行政が連携して様々なエコ活動を行い、ごみゼロ社会をめざす人づくり・ネットワークづくりに取り組みました。

基本取組 8 - 4 情報伝達手段の充実及び啓発・PRの強化

1 NPO等団体の取組状況

(1)ホームページなどを活用したごみ関連情報の発信

一部のNPO等団体により、プランに関する情報提供への協力やホームページなどを活用したごみ関連情報の発信が行われています。

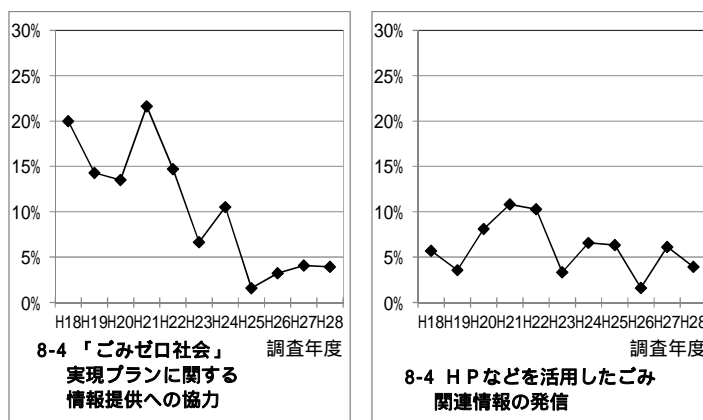


図3 - 8 - 7 情報伝達手段の充実及び啓発・PRの強化に関するNPO等団体の取組状況

2 市町の取組状況

(1)ごみゼロプランやごみ量・資源化量、ごみ処理に係るコスト・環境負荷などの情報提供

多くの市町で、広報誌、ホームページ、冊子、ケーブルテレビ等を活用してごみゼロプランやごみ量・資源化量、ごみ処理に係るコスト・環境負荷などの情報が住民に提供されており、取組市町数は増加傾向です。

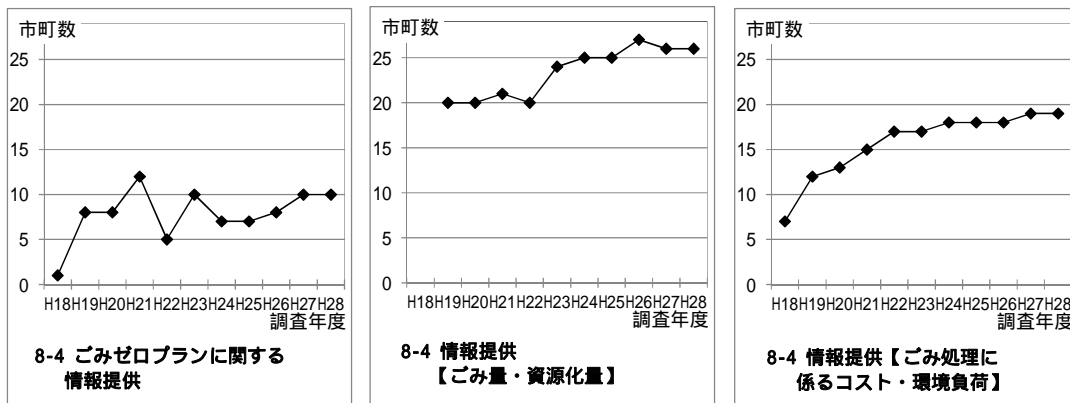


図 3 - 8 - 8 情報伝達手段の充実及び啓発・PRの強化に関する市町の取組状況

3 県の取組状況

(1) ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用した親しみやすいごみ減量化の 広報、普及啓発

ごみゼロ社会の実現に向け県民一人ひとりの意識の醸成を図るとともに、その自発的、主体的な行動を促すため、出前トークなどにおいて「ごみゼロ社会実現プラン」の周知・啓発を行いました。

平成 22 年度には、ごみゼロプランを策定してから 5 年が経過し、かつ、短期目標年度であることから、数値目標や取組内容についての見直しを行いました。その一環として、ごみゼロ社会の実現に向けての取組を県民のみなさんに理解していただき、プラン改定に対するご意見をいただくため、県庁講堂で「ごみゼロフォーラム～ごみゼロ社会をめざす『もったいない』を活かした地域づくり～」を開催しました。フォーラムでは、環境講談やパネルディスカッション、ごみ減量・環境活動に関する取組の展示などを行いました。

また、平成 19 年度に誕生したごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用した着ぐるみやごみゼロソングの製作・活用、津駅に看板を設置することによる啓発等を行いました。

平成 23 年 1 月 29 日 ごみゼロフォーラム



環境講談



パネルディスカッション



津駅設置のゼロ吉看板



ゼロ吉着ぐるみを活用した啓発
小学生の県庁見学

- (2) 「ごみゼロホームページ」や「ゼロ吉 Facebook」(平成 27 年度まではごみゼロメールマガジン)による情報発信

ごみ減量化等に関するより具体的でわかりやすい情報提供を行うことにより、県民参画を促進するため、ごみゼロプラン推進のポータルサイト「ごみゼロホームページ」(現在は県のホームページと統合)を平成 17 年から公開しており、プランの策定から現在までの取組について幅広く情報を掲載しています。

また、ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用し、県庁見学やイベントにおけるごみ減量化の普及啓発に取り組むとともに、平成 27 年度には、「ゼロ吉 Facebook」によるごみゼロに関するイベント等の情報発信を開始し、プランの取組に関する広報を行っています。

- (3) 市町が実施するごみ減量化の推進に係る先駆的・モデル的な取組に対する補助金の交付、情報の水平展開等の支援(再掲)

「複合的ごみ減量・リサイクル施策検討事業：四日市市」(補助金：1,300 千円)

H21 モデル事業

四日市市では、地域住民・NPO・事業者等と連携し、レジ袋の有料化や簡易包装の実施等、ごみ減量に積極的に取り組む「ごみ減量リサイクル推進店制度」を創設しました。この制度に基づき、市と協定を締結した小売事業者を「ごみ減量推進店」として積極的にPRし、協定締結基準に掲げるごみ減量等の取組を推進しました。

基本取組 8 - 5 もったいない普及啓発運動の展開

1 県の取組状況

(1) 「もったいない名人テキスト」や「もったいないかみしばい」等の啓発資材の作成、活用促進

平成 23 年度に「もったいない名人テキスト」を作成し、小学校の授業や社会見学で活用することで、家庭へ「もったいない」の意識が広がるよう普及啓発を行いました。

平成 26 年度には、幼児を対象とした効果的な普及啓発を行うため、もったいないをテーマとした紙芝居を一般から募集し、最優秀作品 2 点を用いて「もったいないかみしばい」を作成しました。また、優秀作品 6 点を用いて「もったいない絵本」を作成し、これらが市町や N P O 等団体を通じて、保育所や幼稚園等での啓発に活用されるよう、啓発資材として提供しました。

もったいないに関する啓発資材



もったいない名人テキスト



もったいない絵本



もったいないかみしばい



基本方向 9 ごみゼロ社会を担う人づくり・ネットワーク

ごみゼロ社会の実現のためには、一人ひとりが責任を持って行動していくことが不可欠であり、ごみを自らの問題ととらえ自発的・主体的に行動する人づくりを進めるとともに、地域のごみ減量活動を活性化するためのネットワークを広げていく必要があります。

(取組状況)

基本取組 9 - 1 環境学習・環境教育の充実

1 NPO等団体の取組状況

(1) 保育園・幼稚園・小中学校・公民館等における環境学習会や出前授業の実施

一部のNPO等団体では、環境学習・環境教育ツール・プログラム等の開発、行政への取組への参画や家庭における環境学習・教育の啓発等、次世代を担う子どもたちに対する環境学習・環境教育に関する取組が積極的に行われています。

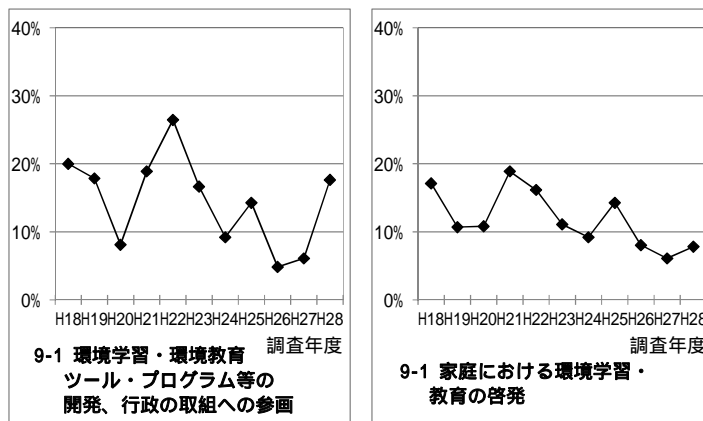


図3 - 9 - 1 環境学習・環境教育の充実に
関するNPO等団体の取組状況

2 市町の取組状況

(1) 小学生に対するごみ処理・分別等の環境学習の実施

市町では、ごみについて学ぶ小学4年生を中心に小学校への出前講座や清掃センター、リサイクルプラザの見学を通してごみ処理や分別等の環境教育を行っています。平成27年度の環境学習の実施状況は次のとおりです。

表3 - 9 - 1 平成27年度 市町の環境学習の実施状況

市町名	実施日	内容	場所	対象	人数	主体
松阪市	7/29～31	廃油キャンドル講座、マイ箸づくり講座、紙すき教室	リサイクルセンター	市民	計約60名	松阪市
	8/5	ダンボールコンポスト作成講座	みえこどもの城	市民	約50名	松阪市、みえこどもの城
	10/1、10/15	ダンボールコンポスト堆肥化講座(フォローアップ含む)	産業振興センター	市民	計約50名	松阪市、松阪ダンボールコンポストの会
	12/19	土曜学級(紙すき、マイ箸、買い物ゲーム)	掃水小学校	小学4～6年生	約100名	松阪市、掃水小学校
	通年	出前講座、工場見学	市内小学校	小学4年生	約2,400名	松阪市
桑名市	4/30～6/4 (計8回)	ごみの減量・資源について	市内小学校	小学4年生	計約450名	桑名市
鈴鹿市	4/25～6/7 (計20回)	ごみの分別、リサイクルごみの行方、ごみを減らすためにできることを1時限授業として実施。	市内小学校	小学4年生	1校につき20～100名程度	鈴鹿市
名張市	4/30～7/3 (計7回)	ごみの減量化・資源化及び地球温暖化についての授業(約2時間)	市役所、市内小学校	小学4年生	計約350名	名張市
尾鷲市	6/3～5	職場体験に伴い、清掃工場の業務内容を説明し、分別意識の向上等について解説した。	尾鷲中学校	中学2年生	4名	尾鷲市
	9/16～11/30 (計6回)	社会科授業の工場見学で、ごみ処理過程を解説した。	賀田小学校	小学3、4年生	計約130名	尾鷲市
龜山市	4.5月	市内小学校4年生を対象とした環境センターの見学で、ごみ減量化、分別、リサイクルを説明	龜山市総合環境センター	小学4年生	計約460名	龜山市
熊野市	6/5～11/10 (計4回)	熊野市クリーンセンター、(有馬不燃物処分場)見学	熊野市クリーンセンター	小学4年生	計約90名	熊野市
	3/24	ごみの減量化、分別の徹底のための説明	熊野市クリーンセンター	全生徒	140名	熊野市
	3/28	ごみの減量化、分別の徹底のための説明	熊野市クリーンセンター	職員	25名	熊野市
	3/28	ごみの減量化、分別の徹底のための説明	神上小中学校	職員	9名	熊野市
木曾岬町	5/14	町職員によるごみ処理の説明および収集車の見学	集積場	小学4年生	55名	木曾岬小学校
	/6/29	町内に生息する昆虫や小魚などの自然観察	町内	小学1、2年生	104名	教育委員会
	11/6	ごみ処理施設「リサイクルの森」の見学	桑名広域清掃事業組合	小学4年生	55名	教育委員会
東員町	5/22～6/12 (計4回)	パッカー車の仕組みやごみの分別方法やリサイクルなど1時限を使い授業として実施	三和小学校	小学4年生	約190名	東員町
菟野町	5/28～10/27 (計5名)	ごみの減量化、分別に関し、「もったいない」意識向上のため、センター施設の社会見学を通じて啓発を実施	清掃センター	小学4年生	計約400名	菟野町
明和町		ごみの排出量や分別方法、リサイクルなどについて授業を実施	町内各小学校	小学4年生		菊狭間環境整備施設組合
大台町		塵芥車の見学の実施				
玉城町	8/4	中部電力、三重県環境学習情報センター及び三重県保険環境研究所の施設見学の実施	川越火力発電所・三重県環境学習センター	小学3～6年生	20名	玉城町・玉城町教育委員会・三重県地球温暖化防止活動推進センター
南伊勢町	6/17	ごみの分別講習やリサイクル施設・焼却施設の見学を社会科の授業として実施	南島西小学校	小学4年生	20名	南伊勢町、南伊勢町教育委員会
御浜町	4/15	ごみ減量化啓発講話(進学生歓迎ウオーラリーの開催時に分別方法や減量化の意義を説明)	御浜中学校	全校生徒	181名	御浜町
	6/2～6/12 (計4回)	出前授業(小学生児童を対象に町のごみ処理の現状や、資源・ごみの分別をゲーム形式で説明)	町内小学校	小学4年生、小学4～6年生、全校生徒	計約110名	御浜町
	6/17	社会科授業の一環で、ごみ処理に関する学習として、資源リサイクル施設(既設の施設)の見学を受入れ	尾呂志学園小学校	小学4年生	4人	尾呂志学園小学校
	11/22	「オール御浜でごみ減らし交流会」として、ごみ減量化行動計画に基づく事業や先進地職員による事例説明等を開催。	阿田和公民館	町内住民、関係自治体職員等	60人	御浜町
	1/25	主催団体の自主研修活動の一環で、27年4月より稼働開始したリサイクルセンターくるくるタウンの見学を受入れ	リサイクルセンターくるくるタウン	御浜町母子募婦会	15人	御浜町母子募婦会

(2) 家庭における環境学習・教育の啓発

一部の市町では、ケーブルテレビや広報誌等を活用した環境学習・環境教育が行われており、半数以上の市町で実施の検討が行われています。

また、環境学習を推進するNPO等への協力・支援や三重県環境学習情報センター、県の地域機関と連携したごみゼロ普及啓発のイベントも実施されています。

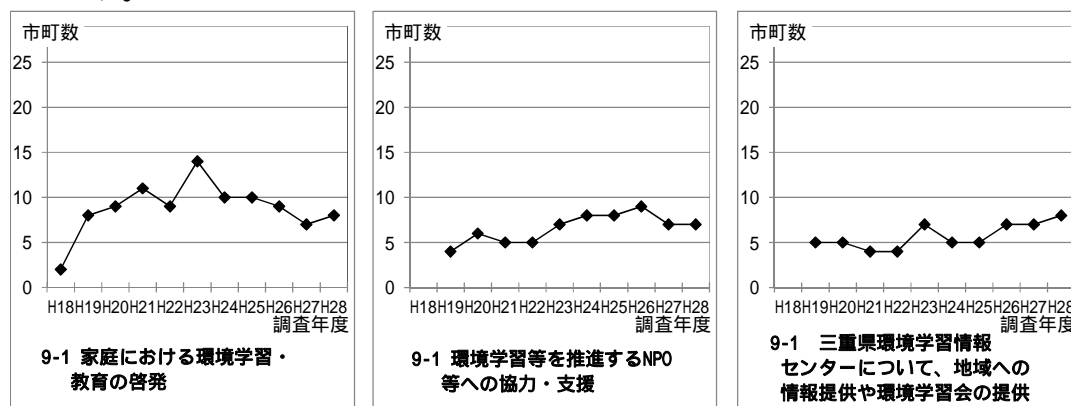


図 3 - 9 - 2 環境学習・環境教育の充実に関する市町の取組状況

3 県の取組状況

(1) 「もったいない名人テキスト」や「もったいないかみしばい」等の啓発資料の作成、活用促進（再掲）

日本に古くからある「もったいない」という言葉や文化を再確認し、消費者としての県民の「ものを大切に作る気持ち」を醸成することで、食べ残しのない食生活の実践などごみの削減へ向けた県民の取組を促進するため、平成 23 年度に「もったいない名人テキスト」を作成しました。

また、小学校以外にも地域で実施されている環境講座等の取組やごみ処理施設の見学、事業者等が実施する環境教育での活用の場の拡大を図るため、「もったいない名人テキスト」を配布するとともに、地域で「もったいない名人テキスト」を活用した出前授業ができる人材の発掘・養成を行っています。

表 3 - 9 - 2 平成 26 年、27 年度の出前授業実施状況

実施日	実施場所など	講師
平成 26 年 6 月 27 日	宮之上小学校（尾鷲市）	尾鷲市職員、栄養士
平成 27 年 2 月 10 日	日進小学校（大台町）	大台町職員、食生活改善指導員
平成 27 年 2 月 10 日	三瀬谷小学校（大台町）	大台町職員、食生活改善指導員
平成 27 年 6 月 26 日	三瀬谷小学校（大台町）	大台町職員、事業者
平成 27 年 6 月 26 日	川添小学校（大台町）	大台町職員、事業者
平成 27 年 6 月 29 日	宮川小学校（大台町）	大台町職員、事業者

基本取組 9 - 2 ごみゼロ推進のリーダーの育成と活動支援

1 県の取組状況

(1) 環境基礎講座や出前授業の実施によるごみゼロ推進リーダーの育成

三重県環境学習情報センターが毎年実施する環境基礎講座やもったいない名人養成講座へ講師を派遣し、ごみの減量化や資源化について地域で指導にあたるごみゼロ推進リーダーの育成に取り組んでいます。

また、小学生を対象とした出前授業では、「もったいない名人テキスト」を活用し、市町や事業者、NPO等団体の職員に講師を依頼することで、地域で「もったいない名人テキスト」を使った出前授業ができる人材の発掘・養成を進めています。

環境基礎講座や出前授業



環境基礎講座



尾鷲市出前授業



大台町出前授業

第4章 各主体の取組状況と課題

1 事業者

(役割)

事業者は、生産・販売者として、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が終局的には必ず廃棄物となることを考え、適正な処理が困難にならないようにするため、製品等の開発を行うことや、製品等に係る廃棄物の適正な処理方法の情報提供を行うこと等が求められています。

また、排出者として、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することや、事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めることが求められています。

(取組状況)

- ・環境配慮設計や自主的な取組による回収システムの構築(基本方向1)
- ・グリーン購入など環境配慮型の消費行動(基本方向1)
- ・事業系ごみの適正処理と減量・資源化対策の実施(基本方向2)
- ・ISO14001やM-EMSをはじめとする環境マネジメントシステムの取得・運用(基本方向2)
- ・事業系ごみの再資源化推進(基本方向2)
- ・環境に配慮したエコイベントへの参加・協力(基本方向3)
- ・事業活動におけるレンタルやリースの活用(基本方向3)
- ・容器包装の削減・簡素化のための工夫や改善(基本方向4)
- ・レジ袋有料化への積極的な取組(基本方向4、8)
- ・事業系食品廃棄物の堆肥化・飼料化等、再資源化への取組(基本方向5)
- ・小売店店頭や再生事業者によるリサイクルステーションなどにおける資源回収の実施(基本方向6)

(成果・課題)

- ・多くの事業者において、社会的責任や処理経費削減などのため、ごみの減量化計画の策定や廃棄物の減量・資源化対策が進められています。
- ・ISO14001の認証取得やグリーン購入、紙ごみの再資源化など環境に配慮した消費行動やごみ減量化の取組が進められています。

- ・全県的にレジ袋削減の取組が進められており、スーパーマーケット等ではレジ袋の無料配布を中止することで、利用者のマイバッグの持参を促し、環境負荷の少ないライフスタイルへの変革に寄与したと考えられます。しかし、業種によっては、レジ袋の無料配布を再開する動きも見られるため、引き続き事業者全体の取組となるよう推進する必要があります。
- ・容器包装リサイクル法の施行や経済的な理由から、ペットボトルの薄肉化など容器包装材の減量や、通い箱による包装容器や梱包材の削減への取組が広がっています。
- ・スーパーマーケットやショッピングセンターや再生事業者において、資源物の回収が活発に実施されています。
- ・事業系食品廃棄物の飼料化や堆肥化の取組が進んでいますが、さらなる食品ロス削減や適正な処理を進める必要があります。
- ・生ごみについては、飼料化や堆肥化、エネルギー利用の検討が進んでいます。
- ・経済的な理由等から、部品の長期保存や修理・修繕等サービス網の充実、製品の修理・修繕等の体制整備やシステム構築、サービスに関する情報発信の充実については大きく進展していません。

2 NPO等団体

(役割)

NPO等団体は、自らがごみ減量化や環境に配慮した活動を行うとともに、情報発信や、各主体の協働のつなぎ手としての役割などが期待されます。

(取組状況)

- ・フリーマーケット等の開催、出展や不用品リサイクルに関する情報提供・情報交換の仕組み作り(基本方向3)
- ・環境に配慮したエコイベントの導入・実施(基本方向3)
- ・製品等の修理・修繕に関する住民への啓発(基本方向3)
- ・地域住民との協働による生ごみの堆肥化(基本方向5)
- ・廃食油のリサイクルの実施・協力(基本方向5)
- ・飲料容器デポジット制度の導入・運用(基本方向6)
- ・ごみ減量化やリサイクル等地域活動の実施(基本方向6)
- ・資源回収ステーションの運営(基本方向7)
- ・ごみ減量化に関する会議等への参画・協働(基本方向8)
- ・レジ袋削減活動の展開(基本方向8)
- ・市町のごみ減量化等施策への積極的な参画、協力(基本方向8)
- ・ホームページなどを活用したごみ関連情報の発信(基本方向8)
- ・保育園・幼稚園・小中学校・公民館等における環境学習会や出前授業の実施(基本方向9)

(成果・課題)

- ・多くのNPO等団体においては、生ごみ堆肥化事業の実施をはじめとするごみ減量化やリサイクル等地域活動の実施や、行政の施策への協力が積極的に行われています。
- ・リユース(再使用)の推進に向けた取組では、フリーマーケットの開催や出展、不用品リサイクルに関する情報提供・情報交換の仕組みづくりが多くの団体で行われています。

- ・ 生ごみの減量化や資源化は重要な取組であり、各地域で広く取り組まれてきました。NPO等団体においては、家庭単位での堆肥化の普及やごみ減量化への取組の啓発等に一定の成果を果たしてきましたが、取り組むNPO等の団体数は減少傾向にあります。
- ・ ごみゼロに資する地域活動の活性化促進として、当初検討したNPO等団体による地域通貨の発行に代わって、事業者の資源回収におけるポイント制度の導入等により、ごみの減量化や再資源化が進んでいます。
- ・ 小学校、幼稚園、保育園、地域のイベントにおいて環境学習が行われています。

3 市町

(役割)

市町は、一般廃棄物処理の責任主体であり、区域内の一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進をはかり、一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めることが求められています。また、一般廃棄物の処理に関する事業の実施にあたり、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善をはかる等、その能率的な運営に努めることが求められています。

(取組状況)

- ・ 事業系ごみの処理料金見直し(基本方向 2)
- ・ 排出事業者や許可業者に対するごみの減量化・分別指導、搬入計画提出義務化や搬入時の立会実施(基本方向 2)
- ・ ごみの減量化・分別の指導(基本方向 2)
- ・ フリーマーケット等の開催支援(基本方向 3)
- ・ 容器リサイクル法に対応した分別収集計画の整備、実施(基本方向 4)
- ・ 事業者や県民と連携したレジ袋有料化への取組(基本方向 4、 8)
- ・ 生ごみや事業系食品廃棄物の飼料化・堆肥化等、再資源化への取組(基本方向 5)
- ・ 生ごみ処理機の補助(基本方向 5)
- ・ 小売店店頭や再生事業者によるリサイクルステーションなどにおける資源回収の実施(基本方向 6)
- ・ 家庭系ごみの有料化(基本方向 7)
- ・ 指定ごみ袋制度の導入(基本方向 7)
- ・ 廃棄物会計基準の導入(基本方向 7)
- ・ 集団回収への助成金制度(基本方向 7)
- ・ 住民参画によるごみ処理基本計画づくり(基本方向 8)
- ・ ごみゼロプランやごみ量・資源化量、ごみ処理に係るコスト・環境負荷などの情報提供(基本方向 8)
- ・ 小学生に対するごみ処理・分別等の環境学習の実施(基本方向 9)
- ・ 家庭における環境学習・教育の啓発(基本方向 9)

(成果・課題)

- ・平成 15 年度以降 24 市町で事業系ごみの見直しが行われており、適正な料金体系の構築が図られるとともに、排出者がごみの減量を考えるきっかけとなっています。
- ・レジ袋有料化の取組については、伊勢市において平成 19 年 9 月 21 日から主要スーパーマーケット全店で実施されて以降、他市町へ水平展開し、県内全市町（事業者による自主的な取組を含む）で取り組まれています。
- ・容器包装リサイクルの取組が進み、住民の分別に対する意識が高まってきたことから容器包装ごみの分別が進んでいます。
- ・家庭系ごみの有料化が導入されている 8 市町では、有料化によるごみの減量効果が確認されています。一方、指定ごみ袋制度が導入されている 16 市町においては、指定ごみ袋によるごみ減量化効果は明確ではありませんが、透明袋を用いることにより分別意識を高める効果が期待されます。今後は、家庭系ごみ有料化等の経済的手法が導入されていない市町においても、ごみ減量化に向けた取組の一つとして検討が進むことが望まれます。
- ・家庭系の生ごみについて、生ごみ処理機等の購入助成や N P O 等団体との連携により家庭単位での堆肥化等は一定の取組が広がっていますが、今後もより一層の取組の促進が必要です。
- ・市町や事業者、N P O 等団体により小学校等での環境学習が進められています。
- ・使用済小型電子機器からのレアメタル回収など枯渇性資源の再資源化や、廃棄物の持つ未利用エネルギーの有効活用、再資源化に係る環境負荷の低減など、資源循環の質に着目した取組が望まれます。
- ・リターナブル容器やリユースカップについてのシステム構築、イベント等における使い捨て容器使用禁止のルール化の取組等はあまり広がっていませんが、フリーマーケットの開催や出展に関する情報提供等が積極的に行われています。

4 県

(役割)

県は、市町に対し、その責務が十分に果たされるよう技術的援助を行う必要があり、ごみゼロプラン推進のためのリーダーシップを市町とともに発揮し、広域的な見地から積極的に取り組むとともに、取組の基本方向に掲げるそれぞれの取組について県としての役割を果たすことが期待されています。

(取組状況)

- ・ 拡大生産者責任の取組促進のための国への提言(基本方向 1)
- ・ グリーン購入の積極的な導入(物品、役務、公共工事等)(基本方向 1)
- ・ 市町が実施するごみ減量化の推進に係る先駆的・モデル的な取組に対する補助金の交付、情報の水平展開などの支援(基本方向 2、5、6、7、8)
- ・ ISO14001 等環境マネジメントシステムの認証取得促進(基本方向 2)
- ・ 「もったいない名人テキスト」の活用(基本方向 5)
- ・ エコイベントマニュアルを整備し、環境に配慮したイベントの推進(基本方向 3)
- ・ 容器包装リサイクル法の完全実施に向けた三重県分別収集促進計画の策定(基本方向 4)
- ・ レジ袋有料化等への支援(基本方向 4、8)
- ・ 「もったいないテキスト」の活用や人材育成(基本方向 5)
- ・ 廃棄物会計基準を活用した市町ごみ処理カルテの導入(基本方向 7)
- ・ ごみ処理施設の整備に伴う広域化への技術的支援(基本方向 7)
- ・ ごみゼロ推進交流会の実施(基本方向 8)
- ・ ごみゼロキャラクター「ゼロ吉」を活用した親しみやすいごみ減量化の広報、普及啓発(基本方向 8)
- ・ 「ごみゼロホームページ」や「ゼロ吉 Facebook」(平成 27 年度まではごみゼロメールマガジン)による情報発信(基本方向 8)
- ・ 「もったいない名人テキスト」や「もったいないかみしばい」などの啓発資材の作成、活用促進(基本方向 8、9)
- ・ 環境基礎講座や出前授業の実施によるごみゼロ推進リーダーの育成(基本方向 9)

(成果・課題)

- ・平成 17～22 年度において、市町が実施する産業・福祉・地域づくりと一体となったごみ減量化の推進に係る先駆的・モデル的な取組に対し「ごみゼロプラン」推進モデル事業として補助金交付等による支援を行いました。家庭系ごみの有料化や事業系ごみの減量化検討、レジ袋有料化等によりごみの削減につながっています。
- ・環境省が公表している廃棄物会計基準を活用した廃棄物処理システムの情報提供、支援をとおして市町に対して廃棄物会計基準の導入の普及啓発を実施したことにより、28 市町 8 組合で導入されました。今後、環境負荷や費用面などの総合的な評価を行う廃棄物会計やごみ処理カルテを活用し、ごみ処理システムの最適化などの具体的な取組を促進するため、活用が進んでいる自治体の情報を紹介するなど、課題検討や解決へ向けた技術的支援が必要です。
- ・中部圏知事会における三重県の提案により、9 県 1 市からなる中部圏ごみゼロ社会実現推進会議を組織し、ごみの減量化に向けた情報交換、取組を推進しています。
- ・エコイベントマニュアルを策定し、大型のイベントでは、ごみステーションが設けられ、分別が徹底されるなど、環境へ配慮された取組が広がっています。
- ・平成 19 年にごみゼロキャラクター「ゼロ吉」が誕生してから、ごみゼロ社会実現に向け、DVD、シール、クリアファイルなどの啓発グッズ、社会見学やイベントなどでゼロ吉の着ぐるみや「ごみゼロソング」の活用、またホームページや Facebook での情報発信などにより効果的な普及啓発に取り組んでいます。
- ・環境学習の充実により、子供たちをとおした家庭でのごみゼロへの取組を促進するため、各主体と連携し、小学校で「もったいない名人テキスト」を活用した出前事業を実施することで環境教育の取組を進めています。また、幼児向けに「もったいないかみしばい」を作成し、市町等に啓発資材として提供しています。今後も、環境への意識向上をより効果的に進めるため、各主体間の連携を図り、低年齢層からの普及啓発を進めることが重要です。
- ・拡大生産者責任の取組について、製品等の製造や流通、消費段階において排出する廃棄物をできる限り少なくするための工夫（エコデザイン）や、長年にわり使用できる製品の開発、修理体制の充実などの事業者の取組を促進する必要があります。また、事業者が、生産、販売したものが廃棄物となったものについて、多様な主体と連携し、自ら再資源化を進めるための回収ルートの構築などについて取組を促進する必要があります。

第5章 数値目標に対する評価と取組の総括

1 数値目標の進捗状況

プランに掲げる数値目標に関する基準年度である2002(平成14)年度とこれまでの実績については、次のとおりです。

(1) ごみの減量化に関する数値目標

表5-1-1 数値目標の進捗状況1(短期目標年度まで)

指標名		基準年度 H14(2002) 年度	H17(2005) 年度	H18(2006) 年度	H19(2007) 年度	H20(2008) 年度	H21(2009) 年度	H22(2010) 年度	短期目標 2010年度 (H22)	最終目標 2025年度 (H37)
ごみ排出量 (2002年度比)	家庭系ごみ (災害ごみ含む)	535,198	531,717 (-0.7%)	531,070 (-0.8%)	514,185 (-3.9%)	495,853 (-7.4%)	476,778 (-10.9%)	459,720 (-14.1%)	-6%	-30%
	事業系ごみ	251,733	218,005 (-13.4%)	209,362 (-16.8%)	208,987 (-17.0%)	188,216 (-25.2%)	177,289 (-29.6%)	169,005 (-32.9%)	-5%	-45%
	= + 県内ごみ 排出量	786,931	749,722	740,432	723,172	684,069	654,067	628,725		
	集団回収量	29,629	24,868	25,163	24,660	27,395	26,017	25,193		
	= + 県内総ごみ 排出量	816,560	774,590	765,595	747,832	711,464	680,084	653,918	-	-
資源利用	資源としての再利用率	14.0%	15.8%	16.3%	15.2%	14.4%	13.2%	13.0%	21%	50%
	/ 再利用率	110,781	118,549	120,776	110,626	99,019	86,915	81,998	-	-
	(参考)資源化率	22.4%	30.8%	31.8%	31.2%	31.0%	30.1%	30.6%	-	-
	/ 資源化量	183,305	238,484	243,623	233,108	220,232	204,823	200,154	-	-
最終処分量		151,386	96,697	83,051	83,640	69,664	65,032	55,309	81,000	0

表5-1-2 数値目標進捗状況2(中期目標年度まで)

指標名		基準年度 H14(2002) 年度	H22(2010) 年	H23(2011) 年度	H24(2012) 年度	H25(2013) 年度	H26(2014) 年度	H27(2015) 年度 速報値	中期目標 H27(2015) 年度	最終目標 H37(2025) 年度
ごみ排出量 (2002年度比)	家庭系ごみ (災害ごみ含む)	535,198	459,720 (-14.1%)	473,304 (-11.6%)	459,689 (-14.1%)	452,569 (-15.4%)	452,644 (-15.4%)	446,644 (-16.5%)	-20%	-30%
	事業系ごみ	251,733	169,005 (-32.9%)	173,265 (-31.2%)	178,125 (-29.2%)	181,438 (-27.9%)	175,213 (-30.4%)	176,058 (-30.1%)	-35%	-45%
	= + 県内ごみ 排出量	786,931	628,725	646,569	637,814	634,007	627,857	622,702		
	集団回収量	29,629	25,193	25,188	24,630	25,424	23,044	20,244		
	= + 県内総ごみ 排出量	816,560	653,918	671,757	662,444	659,431	650,901	642,946	-	-
資源利用	資源としての再利用率	14.0%	13.0%	16.2%	15.9%	15.5%	15.0%	13.8%	22%	50%
	/ 再利用率	110,781	81,998	104,922	101,927	98,316	94,779	86,223	-	-
	(参考)資源化率	22.4%	30.6%	31.1%	30.5%	30.4%	29.7%	28.2%	-	-
	/ 資源化量	183,305	200,154	209,130	202,242	200,366	193,482	181,434	-	-
最終処分量		151,386	55,309	50,893	41,958	50,042	37,776	35,140	55,000	0

(注1)ごみ総排出量の算出方法は、環境省において平成17年度実績から、廃棄物処理法に基づく「国の基本方針」との整合を踏まえた集計方法に変更されています。
 (旧)ごみの総排出量 = 「計画収集量」 + 「直接搬入量」 + 「自家処理量」
 (新)ごみの総排出量 = 「計画収集量」 + 「直接搬入量」 + 「集団回収量」

(注2)集団回収は、市民団体等による収集において、市町が用具の貸出、補助金の交付等により関与しているものを言います。

(2) 多様な主体の参画・協働に関する数値目標

表5 - 1 - 3 数値目標の進捗状況3

指標	H16 (2004) 年度	H19 (2007) 年度	H22 (2010) 年度	H27 (2015) 年度	H16(2004) 年度比	短期目標 H22 (2010)	中期目標 H27 (2015)	数値目標 H37 (2025)
	ものを大切に長く使おうとする 県民の率	58.2%	58.3%	59.4%	59.6%	+ 1.4%	80.0%	90.0%
環境に配慮した消費行動をとる 県民の率	39.4%	40.2%	41.3%	40.1%	+ 0.7%	60.0%	90.0%	100.0%
食べ物を粗末にしないよう 心がけている県民の率	38.5%	40.6%	47.3%	44.3%	+ 5.8%	60.0%	90.0%	100.0%
ごみゼロ社会実現プランの 認知率	-	45.6%	36.8%	38.4%		90.0%	100.0%	100.0%

2 数値目標に対する評価

(1) 家庭系ごみ排出量削減率

家庭系ごみの排出量は、平成 18 年度までは横ばい傾向にありましたが、平成 19 年度から減少傾向に転じ、平成 22 年度には 459,720 トンとなり、平成 14 年度実績値から 14.1%削減し、短期目標(平成 22 年度に平成 14 年度比 6%減)を達成しました。これは、家庭系ごみの有料化の導入(平成 21 年度時点で 7 市町)や各種リサイクル制度の効果、県内のほぼ全域に広がったレジ袋の有料化など、ごみ減量にかかる取組の浸透が一つの要因と考えられます。

短期目標が達成され、今後も家庭系ごみ有料化等の取組が進むことや、環境学習や環境教育の効果によりごみ排出量の削減が見込まれたことから、平成 22 年度に中期目標の見直しを行いました。(中期目標：平成 27 年度に平成 14 年度比 13%の削減を 20%の削減へ変更)

しかし、平成 22 年度以降は、家庭系ごみ有料化の導入が平成 23 年度以降 1 市のみになるなど、取組が想定どおり進まず削減率の伸びが鈍化し、平成 27 年度(速報値)は 446,644 トン、平成 14 年度実績値から 16.5%の削減にとどまり、見直し後の中期目標(平成 27 年度に平成 14 年度比 20%の削減)は達成できませんでした。

なお、家庭系ごみの有料化を実施している自治体の割合は、平成 25 年度時点で全国平均 63.1%に対し、三重県内は 27.6%にとどまっています。

今後さらなる家庭系ごみ排出量削減のため、食品ロス削減や容器包装廃棄物、廃棄物の排出が少ない商品購買行動促進など、県民一人ひとりのライフスタイルの変革が重要です。また、家庭ごみの有料化などの経済的手法の導入は、ごみの排出量に応じて費用を負担するため、公正性を高める重要な取組であることから、市町において活用が進むよう技術的支援を行う必要があります。さらに、近年、再生事業者や小売店などによる資源回収が活発化していると考えられることから、市町の収集だけでなく多様な主体と連携し、適正で利便性の高い資源回収の取組を進めて行くことが必要です。

表 5 - 2 - 1 家庭系ごみ排出量削減率

指標名		基準年度 H14(2002) 年度	H22(2010) 年度	H27(2015) 年度 速報値	短期目標 H22(2010) 年度	中期目標 H27(2015) 年度	最終目標 H37(2025) 年度
ごみ排出量 (2002年度比)	家庭系ごみ (災害ごみ含む)	535,198	459,720 (-14.1%)	446,644 (-16.5%)	-6%	-20%	-30%

(2) 事業系ごみ排出量削減率

事業系ごみ排出量は、平成 14 年度から着実に減少し、平成 22 年度は 169,005 トンで平成 14 年度比 32.9%の減少となり、短期目標(平成 22 年度に平成 14 年度比 5%減)を達成しました。これは、市町における事業系ごみ処理手数料の値上げ、事業系ごみの市町への搬入制限、事業者への減量分別の指導及び啓発、事業者に対する減量計画や搬入計画の提出義務づけ、事業系草木類の処理方式の変更や搬入制限のほか、事業者自らの発生抑制の取組が、市町への搬入量の削減に寄与したと考えられます。

短期目標が達成され、今後も事業系ごみ処理手数料の適正化が進むことや市町による排出事業者への指導等が進むことが見込まれていたため、平成 22 年度に中期目標及び最終目標を見直しました。

(中期目標：平成 27 年度に平成 14 年度比 13%の削減を 35%の削減へ変更

最終目標：平成 37 年度に平成 14 年度比 30%の削減を 45%の削減へ変更)

しかし、平成 22 年度以降は、観光入込客数の増加などの影響もあり削減率が横ばい傾向で、平成 27 年度(速報値)は 176,058 トン、平成 14 年度実績値から 30.1%削減となり、見直し後の中期目標(平成 27 年度に平成 14 年度比 35%の削減)は達成できませんでした。

これまで、排出事業者や搬入業者への指導、周辺市町の動向をふまえた料金体系の構築、適正なごみ処理システムの検討・整備を行ってきましたが、近年排出量が横ばいとなっています。今後は、事業系ごみの搬入手数料の適正化などのごみ減量化の取組の促進や、事業系ごみ量が増加している観光地の市町など、対策が必要な地域や関係団体との連携により、ごみ減量化の取組を促進する必要があります。また、全国の事業系の食品ロス(約 330 万トン)が世界全体の食料援助量(約 320 万トン)を超えている状況であり、環境省中部地方環境事務所において、食品リサイクルの取組の認知度やイメージの向上等を図る取組(めぐりふード)が行われていますが、今後更なる食品ロス削減の取組が必要となっています。

表 5 - 2 - 2 事業系ごみ排出量削減率

指標名		基準年度 H14(2002) 年度	H22(2010) 年度	H27(2015) 年度 速報値	短期目標 H22(2010) 年度	中期目標 H27(2015) 年度	最終目標 H37(2025) 年度
ごみ排出量 (2002年度比)	事業系ごみ	251,733	169,005 (-32.9%)	176,058 (-30.1%)	-5%	-35%	-45%

(3) 資源としての再利用率の向上について

資源としての再利用率は、容器包装リサイクル法の施行による容器包装廃棄物の資源化などにより進展しました。平成 18 年度までは上昇傾向にありましたが、平成 19 年度以降は下降し、平成 22 年度は 13.0%で、平成 14 年度に比べて 1.0%の減少となり、短期目標(平成 22 年度に 21%)を達成できませんでした。平成 19 年度以降の再利用率の減少は、古紙や金属などの価格高騰を背景に、再生事業者や小売店等の事業者による資源回収の活発化や資源物の持ち去りが要因と考えられます。

短期目標は達成できませんでした。再生事業者による資源回収の増加等により市町回収量が減少傾向であることを踏まえ、また、生ごみの資源化の取組の推進等を見込み、平成 22 年度に中期目標(平成 27 年度)を再利用率 30%から 22%に見直しました。

しかし、平成 23 年度には、紀伊半島大水害の災害廃棄物のリサイクル処理等により前年度から 3.2%上昇しましたが、その後は減少傾向となり、平成 27 年度は 13.8%で、中期目標(平成 27 年度に 22%)を達成できませんでした。

なお、資源回収について、再利用量は平成 23 年度に 105 千ト、平成 26 年度に 95 千トとなっているのに対し、再生事業者や小売店などの資源回収量(推計)は、平成 23 年度で 76 千ト、平成 26 年度で 110 千トと大きく増加しており、市町以外の多様な主体による資源回収が増加傾向にあります。

今後は、食品残さを循環利用するための制度の普及、生ごみ減量化に取り組む市町への技術的支援、容器包装リサイクル法による市町の第 7 期分別収集計画に基づく資源化、集団回収など、資源化に向けた一層の取組を推進する必要があります。また、再生利用の量だけでなく、使用済小型電子機器からのレアメタル回収など枯渇性資源の再資源化や、廃棄物の持つ未利用エネルギーの有効活用、再資源化に係る環境負荷の低減など、資源循環の質に着目した取組が望まれています。

表 5 - 2 - 3 資源としての再利用率

指標名		基準年度 H14(2002) 年度	H22(2010) 年度	H27(2015) 年度 速報値	短期目標 H22(2010) 年度	中期目標 H27(2015) 年度	最終目標 H37(2025) 年度
資源利用	資源としての再利用率	14.0%	13.0%	13.8%	21%	22%	50%
	再利用量	110,781	81,998	86,223	-	-	-
	(参考)資源化率	22.4%	30.6%	28.2%	-	-	-
	資源化量	183,305	200,154	181,434	-	-	-

(4) ごみの最終処分量の削減について

最終処分量は、平成 14 年度から大幅に減少しており、平成 22 年度に 55,309 トとなり、短期目標(平成 22 年度に 81,000 ト)を達成しました。これは、熔融施設による焼却灰のスラグ化、容器包装リサイクル法によるペットボトルやプラスチックの資源化等による効果と考えられます。

短期目標が達成され、今後のごみ排出量の減量と焼却残さの再利用が進むことを見込み、平成 22 年度に中期目標(平成 27 年度)を最終処分量 81,000 トから 55,000 トへ見直ししました。

平成 22 年度以降も着実に最終処分量は減少し、平成 27 年度(速報値)は 35,119 トとなり、中期目標(平成 27 年度に 55,000 ト)を達成しました。これは、単純焼却されていた紙類・厨芥類・プラスチック類等の再生利用を進めた成果であり、今後は、この取組をさらに進めるとともに、家電四品目や小型家電の回収率向上のための回収体制を構築する必要があります。

また、第 7 期分別収集促進計画による容器包装ごみの分別収集の完全実施などを進めるとともに、削減効果が高い取組を他市町へ普及・展開するなど、最終処分量削減に向けた取組を進める必要があります。さらに、焼却灰については、セメント原料化等により、一層の最終処分量削減のための取組を進める必要があります。

表 5 - 2 - 4 ごみの最終処分量

指標名	基準年度 H14(2002) 年度	H22(2010) 年度	H27(2015) 年度 速報値	短期目標 H22(2010) 年度	中期目標 H27(2015) 年度	最終目標 H37(2025) 年度
最終処分量	151,386	55,309	35,140	81,000	55,000	0

(5) 県民のごみに関する意識と行動について

県民のごみに関する意識と行動については、平成 16、19、22、27 年度のアンケート調査結果から、約 9 割の県民が今日の使い捨て社会について疑問を感じています。

「ものを大切に長く使おうとする」、「環境に配慮した消費行動をとる」割合については上昇傾向にあるものの 4～6 割と低く、ごみ減量化に関する行動につながっていません。国においては、中央環境審議会(以下、「中環審」)により「循環型社会に関する意識・行動」の国民アンケート調査が実施されており、「ごみ問題に関心がある」割合は約 7 割以上と高いものの、「使い捨て製品を買わない」、「不用品を、バザーなどを利用して売っている」割合は、2～3 割程度にとどまっています。このように、中環審が実施した国民アンケート調査でも県民アンケート調査と同様の傾向が見られます。

一方、ごみゼロプランの認知率については、平成 27 年度 38.4%で、前回調査から微増しているものの、平成 19 年度調査(45.6%)よりは下降しています。また、中環審による国民の「3R」認知率が 40%前後で推移しており、三重県民のごみゼロプランの認知率は国民の「3R」の認知率と同程度となっています。

このようなことから、次世代を担う子どもたちを対象に啓発を引き続き行い、県全体としてごみ減量化に取り組む気運を醸成していく必要があります。

また、県が支援したモデル事業を契機に 28 市町にレジ袋削減の取組が広がりましたが、今後も、環境に配慮する意識を行動に繋げるため、普及啓発活動を行うことが重要です。

表 5 - 2 - 5 県民のごみに関する意識と行動

指標	H22 (2010) 年度	H27 (2015) 年度	H16(2004) 年度比	短期目標	中期目標	最終目標
				H22 (2010)	H27 (2015)	H37 (2025)
ものを大切に長く使おうとする 県民の率	59.4%	59.6%	+ 1.4%	80.0%	90.0%	100.0%
環境に配慮した消費行動をとる 県民の率	41.3%	40.1%	+ 0.7%	60.0%	90.0%	100.0%
食べ物を粗末にしないよう 心がけている県民の率	47.3%	44.3%	+ 5.8%	60.0%	90.0%	100.0%
ごみゼロ社会実現プランの 認知率	36.8%	38.4%		90.0%	100.0%	100.0%

3 これまでの取組の総括

これまでの各主体によるごみ減量化の取組により、最終処分量の削減に向けた中期目標を達成するなど、ごみゼロ社会実現に向けた取組が着実に進展しました。

一方、家庭系・事業系ごみの排出量については、家庭系ごみの有料化の導入やレジ袋の有料化、及び事業系ごみの市町への搬入制限や事業者への指導・啓発などにより短期目標は達成できたものの、家庭系ごみの排出量については、ごみ有料化の導入が平成 23 年度以降 1 市のみになるなど、取組が想定どおり進まず、また事業系ごみの排出量については、観光入込客数の増加などの影響もあり、削減率は鈍化しています。

また、資源としての再利用率については、民間による資源回収量が増加しており、資源回収量全体としては増加していますが、市町による回収量は減少傾向にあります。

このように、これまでの「ごみゼロ社会」の実現をめざした各主体による 3 R の取組の進展や、それを補うように個別リサイクル法の法的基盤が整備されたこと等により循環型社会の形成は概ね順調に進んできたものの、近年、数値目標の値は横ばい傾向にあります。一方、循環型社会の形成に向け長期目標を設定し、その実現を目指して取組を進めることは重要ですが、持続可能な循環型社会の構築のためには、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会の 3 つの社会が統合的に形成されなければならないことから、数値だけにとらわれず、「質」にも着目した取組を進めることが重要です。

このようなことから、環境負荷への影響等を適切に判断しながら未利用の廃棄物を積極的にリサイクルし、「量」だけでなく「質」にも考慮しながらリサイクルの向上を図っていく取組や、市町の収集だけでなく多様な主体と連携し、適正で利便性の高い資源回収の取組を進めるなど、これまでとは違ったアプローチでのごみの減量化に向けた取組が必要となっています。また、平成 27 年度に策定した三重県廃棄物処理計画では、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間の取組を設定しており、その取組方向の 1 つとして「ごみゼロ社会」の実現を取り込み、計画期間の最終年度となる平成 32 年度の達成すべき目標を設定しています。

なお、プランの進捗管理としては、県民や事業者、NPO 等団体、市町を対象にアンケート調査を行い、その結果や県内のごみ処理状況をまとめた「ごみゼロ社会実現プランの点検・評価」やプランのモデル事業の取組をまとめた「ごみゼロレポート」を作成し、情報を共有するとともに、各主体を構成員とする「ごみゼロプラン推進委員会」において、取組を検証・評価することでプランの取組を進めてきました。

今後も、各主体と進捗状況を共有し、持続可能な循環型社会の構築に向けた取組を進めていく必要があります。

ごみゼロプラン推進委員会 委員

県民

H18～H27	高屋 充子	きれいな伊勢志摩づくり連絡会議会長 (H18～H27 副委員長)
H18～H23	立田 彰子	伊賀環境問題研究会
H18～H23	羽根 いち子	元 桑名市廃棄物減量・再資源化等推進 審議会委員(輪リサイクル思考理事)
H23～H27	亀井 静子	NPO法人生ゴミリサイクル亀さんの家 理事長
H27～	穴倉 秀明	きれいな伊勢志摩づくり連絡会議幹事 (H27～ 副委員長)
H27～	橋爪 ひさ子	エコひさい代表

事業者

H18～H19	西川 四朗	マックスバリュ中部株式会社総務部総務担当マネージャー
H18～H23	服部 茂樹	北勢商事株式会社代表取締役
H18～H22	村田 清	井村屋製菓株式会社専務取締役兼上席執行役員
H19～	西村 統武	マックスバリュ中部株式会社管理本部 総務部長兼法務・株式担当マネージャー
H22～H23	野呂 昌彦	井村屋グループ株式会社内部統制室長
H23～H24	堀田 周央	井村屋株式会社生産技術部長
H23～	片野 あかね	有限会社三功取締役常務
H24～	堀川 勉良	井村屋株式会社執行役員生産管理部長

広域団体・NPO

H18～H23	植村 静子	三重県消費者団体連絡協議会会長
H18～H23	長尾 計昌	四日市生活創造圏ビジョン推進協働会議 34530 会会長
H18～H23	新居 遠一	三重県子ども会連合会常務理事
H18～H19	川口 豊	三重県PTA連合会会長
H19～H21	野中 良成	三重県PTA連合会会長
H21～H22	大窪 博	三重県PTA連合会会長
H22～H23	太田 浩司	三重県PTA連合会会長
H23～H25	市川 千賀子	三重県食生活改善推進連絡協議会会長
H23～H25	出口 省吾	いなべ市立員弁中学校教諭
H25～	小林 小代子	三重県食生活改善推進連絡協議会会長
H25～	新海 洋子	特定非営利活動法人ボランタリーネイバーズ理事

学識者

H18～H26	岩崎 恭典	四日市大学総合政策学部教授 (H23～H26 委員長)
H18～H27	金谷 健	滋賀県立大学環境科学部教授 (H26～H27 委員長)
H18～H23	広瀬 幸雄	名古屋大学大学院環境学研究科教授 (H18～H23 委員長)
H25～	神長 唯	四日市大学総合政策学部准教授 (H27～ 委員長)
H27～	花嶋 温子	大阪産業大学人間環境学部生活環境学科講師

市町

H18～H19	近藤 茂広	桑名市環境部廃棄物対策課長
H18～H19	福田 伸次	伊賀市生活環境部清掃事業課参事兼清掃事業課長
H20～H22	馬場 幸雄	伊賀市生活環境部清掃事業課長
H20～H23	稲葉 和美	志摩市生活環境部美化衛生課長
H22～H26	川崎 力弥	いなべ市市民部生活環境課長
H23～H24	森岡 幸一	志摩市生活環境部美化衛生課長
H24～H26	名和 健治	名張市生活環境部環境対策室長
H26～H28	藤野 泰司	名張市生活環境部環境対策室長
H26～	栗須 廣也	熊野市環境対策課長
H28～H28	猪田 徹	名張市地域環境部環境対策室長
H28～	伊藤 博仙	四日市市環境部生活環境課長

ごみゼロ社会実現プランのこれまでの取組
(中間案)

平成 28 年 月

三重県環境生活部 廃棄物対策局
廃棄物・リサイクル課

〒514-8570 三重県津市広明町 13

TEL 059-224-3310

FAX 059-222-8136

e-mail haikik@pref.mie.jp